

広島県の分権改革の推進に関する答申(案)

平成16年11月2日

広島県分権改革推進審議会

はじめに

広島県分権改革推進審議会は、昨年7月「地方分権の一層の推進を図る観点から、分権型行政システムの構築への道筋を明らかにするとともに、県の行財政の健全かつ効率的な運営や都道府県合併等も視野に入れた新たな県の在り方などについて調査審議を求める」という諮問を受けた。

市町村合併が進み、合併後の基礎自治体の姿が明らかになりつつある広島県において、こうした先導的な議論を行うことは、全国的にもモデルとなり得ると考え、広島県の分権改革が日本の行政システム全体を改革する牽引役となることを目指して精力的な審議を行ってきた。

本審議会では、行政と民間、国、県、基礎自治体の役割分担といった事務事業の見直しから着手し、昨年10月24日に「事務事業の見直し及び行財政改革に係る大まかな案（中間報告）」を提出し、県においても、この中間報告に基づき、基礎自治体への事務・権限の移譲や財政健全化の具体化など、実践的な取組みに着手されている。

また、基礎自治体が地域の総合的な行政主体としての役割を期待される一方で、広域自治体である県の役割やそのあり方について、抜本的な見直しが必要であるとの認識のもと、都道府県制度について議論を進め、分権型社会にふさわしい広域自治体として、道州制を早期に目指すべきであるという内容をまとめ、本年8月12日に「都道府県のあり方について（中間報告）」を提出した。

この間、国においても第28次地方制度調査会において道州制の議論が進み、本年6月の「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」においても、道州制導入の検討が盛り込まれるなど、全国的にも道州制に向けた議論が本格化してきている。

行政を取り巻く環境は、めまぐるしいスピードで変化しているが、この答申において、目前に取り組むべき課題から将来の県の在り方まで含め、一定の指向性が示せたものと考えている。

今後、基礎自治体への事務・権限の移譲や行財政改革については、県として迅速かつ着実に取り組まれることを求めるとともに、将来の県の在り方としての道州制については、地方自治制度のみならず、国のあり方自体にも関わるものであるだけに、県民、国民も含めて幅広く議論が行われ、真の地方分権型社会の実現に向けて道州制への歩みが始まることを強く期待している。

平成16年11月5日

広島県分権改革推進審議会

会長 高須司登

目 次

第1編 分権型行政システムを目指して	1
1 分権改革の必要性	1
(1) 中央集権型行政システムの制度疲労	1
(2) 個性豊かな地域社会の形成	1
(3) 少子・高齢化と人口減少社会への対応	1
(4) 国、県、市町村を通じた危機的な財政状況	2
(5) 市町村合併の急速な進展	2
2 目指すべき分権型社会	2
(1) 分権改革の理念	2
(2) 地域づくりの総合的な行政主体としての基礎自治体	2
(3) 広域自治体としての都道府県	3
(4) 分権時代における税財政のあり方	3
3 広島型分権システム	3
(1) 具体的な合併後の基礎自治体の姿を前提とした分権改革	3
(2) 行財政改革と民間開放につながる分権改革	3
(3) 既存の制度を前提とせず、るべき姿を目指した分権改革	4
第2編 分権時代における行政と民間との役割分担並びに国、県及び基礎自治体のあり方	5
1 民間との役割分担と連携・協働	5
(1) 事務事業の廃止	5
(2) 民間開放	5
(3) 民間との連携・協働	6
2 市町村合併後の県と基礎自治体の役割のあり方	6
(1) 「基礎自治体優先の原則」「補完性の原理」	6
(2) 県の役割（基礎自治体との関係）	6
(3) 基礎自治体の役割	7
(4) 小規模な基礎自治体と県の関係	7
3 県から基礎自治体への事務・権限の移譲	7
4 国と県の役割のあり方	8
(1) 国の役割の重点化	8
(2) 県の役割	9
(3) 国から県への事務・権限の移譲	9
〔図2-1〕 事務事業見直し基準について	11
〔図2-2〕 国・都道府県・基礎自治体の役割と権限 現状と基礎自治体への事務・権限移譲後の比較	12

第3編 行政システム改革	16
1 新たな行政システム改革の基本的な考え方	16
2 「分権型行政システム」づくり	16
3 スリムでスピーディーな「組織」づくり	16
(1) 本庁・地方機関の組織見直し	17
(2) 定員の適正管理	19
(3) 事務事業プロセスの見直し	20
(4) 改革の推進に向けた情報基盤の活用	20
(5) 県出資法人の見直し	20
4 県民起点による成果重視の施策展開ができる「仕組み」づくり	21
(1) 成果重視の行政運営の確立	21
(2) 県民参画型の県政の推進	21
5 元気な広島県を支える「人」づくり	22
(1) 採用から異動、研修、評価までトータルな人材育成システムへ	22
(2) 組織の総合力を高める給与制度等の見直し	22
(3) 職員一人ひとりに着目した能力開発へ	22
第4編 財政健全化の方策	23
1 財政健全化に向けての取組み方向	23
(1) 財政改革の基本的な方向性	23
(2) 設定すべき方針の概要	24
2 財政健全化のための方策	25
(1) 内部努力の徹底	25
(2) 施策の見直し	26
(3) 歳入の確保	26
(4) 資金確保対策等	28
3 今後の財政運営	28
(1) 予算編成・執行を通じた財政改革の断行	28
(2) 財務情報の積極的な公開	29
(3) 公営企業会計等の経営健全化	29
(4) 税財源の確保・充実に向けた取組み	30
第5編 都道府県改革・道州制のあり方	31
1 都道府県改革の背景・必要性	31
(1) 背景・理由	31
(2) 都道府県再編の必要性	32
(3) 都道府県再編のあり方	33
(4) 都道府県合併と道州制の評価	37
2 道州制導入の意義及び目的	37
(1) 民主化・総合行政の視点	37
(2) 自立した地域ブロック形成の視点	39

〔表5－1〕 欧米先進諸国と比較した日本の地域ブロックの経済力等	43
(3) 行政の一層の効率化の視点	44
〔表5－2〕 道州制導入による行財政効率化	45
3 道州の役割と権限	46
(1) 道州制における国と地方の役割分担	46
(2) 国の地方支分部局等のあり方	47
〔表5－3〕 道州へ移譲・移管すべき主な国の地方支分部局等	48
(3) 国、道州、基礎自治体の役割分担の考え方	49
(4) 道州に対する国の関与のあり方	51
(5) 道州と基礎自治体の関係	52
(6) 道州と大都市（政令指定都市・中核市・特例市）の関係	53
〔図5－4〕 国、道州、基礎自治体の役割分担のイメージ	57
〔図5－5〕 国・道州・基礎自治体の役割と権限 現状と道州制後の比較	58
4 道州制の区域のあり方	62
(1) 政治・行政的なつながり	63
〔図5－6〕 衆議院比例代表選挙の選挙区	63
〔図5－7〕 主な国の地方支分局の管轄区域一覧表	64
(2) 経済的なつながり	66
〔図5－8〕 県外企業の広島県内出先機関の管轄区域の状況	66
〔図5－9〕 貨物流動	67
(3) 社会的なつながり	68
〔図5－10〕 人口移動	68
〔図5－11〕 旅客流動	69
(4) 交通ネットワーク	70
〔図5－12〕 中国・四国地方の道路利用の必要時間	70
〔図5－13〕 中国・四国地方の鉄道利用の必要時間	71
〔図5－14〕 都市間高速バス	72
(5) 歴史的・文化的なつながり	73
〔図5－15〕 藩・府県変遷表	74
(6) 國計画上の地域区分	75
(7) その他	76
〔図5－16〕 電話発信先の状況	76
〔図5－17〕 広域エリアの団体及び団体支部の設置状況	77
(8) まとめ	78
5 道州制における税財政制度のあり方	79
(1) 地方財政の現状	79
(2) 三位一体改革の推進	79
(3) 道州制における地方税財政制度のあり方	81
〔表5－18〕 諸外国の税収構造の特徴	82
〔表5－19〕 諸外国の財政調整制度の特徴	83

(4) 道州制における税財政制度の検討の方向性	85
6 道州の拠点となる都市と州都のあり方	88
(1) 道州（広域自治政府）の核となる国際的な魅力を備えた拠点 都市圏の形成	88
(2) 地方中枢都市圏の役割	88
(3) 道州の拠点となる都市圏と州都としての課題	89
7 道州制導入に向けた今後の取組み	90
(1) 県から基礎自治体への事務・権限移譲の推進	90
(2) 国から県への事務・権限移譲の推進	91
(3) 自立した地域ブロック形成に向けた取組み	91
(4) 中枢拠点性の向上、都市圏の魅力づくりに向けた取組み	92
(5) 道州制に向けた機運の醸成	92
(6) 道州制の制度設計に向けての検討、提案	93

別冊 事務事業仕分表 (1~62)

広島県分権改革推進審議会・小委員会委員 名簿

審議経過

本答申で「事務や権限」又は「事務・権限」という場合、事業を含むものとする。

第1編 分権型行政システムを目指して

市町村合併が現実のものとして進展し、基礎自治体レベルで新しい自治の形が生まれつつある一方で、国、地方を通じた厳しい財政状況に対応した、より効率的な行政体制が求められている。

地域の自主性を生かすことで、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現するとともに、国、県、基礎自治体や行政と民間との新しいパートナーシップの下で、行政サービスが最も効率的、効果的に提供される「分権型行政システム」の構築を目指すべきである。

また、新たなシステムの中で、県が広域自治体としての役割を果たしていくための、道州制など新しい枠組みを検討しなければならない。

1 分権改革の必要性

(1) 中央集権型行政システムの制度疲労

明治以来の中央集権型行政システムは、急速な近代化と経済発展に寄与してきた面もあるが、権限・財源・人間・情報を過度に中央に集中させ、地方の活力を奪ってきた点や、全国画一の統一性と公平性を重視するあまり、地域的な諸条件の多様性を軽視し、地域ごとの個性を發揮できないといった弊害もある。こうした弊害を是正し、変動する国際情勢や国内の環境変化に的確に対応するためには、国は国家の存立に関わる課題に重点的に取り組み、地域の問題は地方が主体的に取り組むべきである。

(2) 個性豊かな地域社会の形成

国民の価値観の多様化を踏まえれば、一定以上の行政サービスは、地域住民のニーズに応じて、地域住民の自主的な選択に委ねるべきであり、それによって、地域の自然、歴史、文化に即した個性豊かな地域社会の形成が可能となる。

(3) 少子・高齢化と人口減少社会への対応

他国に類を見ない急激な少子・高齢化が進み、人口減少社会へ移行していくという大きな変革期を迎えており、こうした人口構成の急激な変

動に対応して各種サービスが適切に提供されるためには、行政だけでなく民間も含めて多様な主体の参画を得るとともに、国の省庁の縦割りを排除した総合的な施策展開が必要である。

このため、住民に身近で総合行政が可能な地方において、その創意工夫を生かしながら、民間とのパートナーシップの下で、少子・高齢化社会に対応していく必要がある。

(4) 国、県、市町村を通じた危機的な財政状況

国と地方の長期債務残高は700兆円の巨額に上るなど、国、県、市町村を通じて危機的な財政状況にある。今後、少子・高齢化がさらに進行し、従来のような右肩上がりの経済成長は見込めない中で、既存の制度や政策を維持することは、財政的に困難な状況にある。

(5) 市町村合併の急速な進展

全国的にも市町村合併が進んでいるが、特に本県においては、平成14年度当初86あった市町村が、合併により、平成17年3月末までに3分の1程度に減り（中国地方全体でも318が110程度に減少）、さらに大半が市になるため、広島県人口の9割以上は、市に属することになるなど、基礎自治体の状況が大きく変わることになる。

2 目指すべき分権型社会

(1) 分権改革の理念

地方分権は、国民が真に「ゆとりと豊かさを実感できる社会」の構築を目指し、国民福祉の増進に向かって、行政を展開する上で、国及び地方自治体が分担すべき役割を明確にし、地方自治体の自主性、自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることである。

(2) 地域づくりの総合的な行政主体としての基礎自治体

住民の多様なニーズに対応するためには、住民に身近な行政サービスは、住民に身近な地方自治体において、自己決定・自己責任により提供し、地域の創意工夫により個性豊かな分権型社会が構築される必要がある。合併によって広域化し、幅広い事務と権限を持った基礎自治体が、財政的にも自主性、自立性を増し、住民に身近な行政を総合的に担う自

己完結型自治体へと転換し、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現する主体となるべきである。

(3) 広域自治体としての都道府県

基礎自治体に大幅な事務・権限の移譲を行う一方で、国の本来の役割である国防、外交、通貨、司法などを除いた事務を幅広く担う広域自治体として、真の分権型社会にふさわしい自立性の高い圏域を形成する主体となるべきである。

このため、国からの権限移譲の受け皿としての規模・能力を備え、より広域的な行政需要に的確に対応するとともに、国・都道府県間の二重行政の解消によって効率的な行財政運営が行える体制整備を図るため、都道府県のあり方を抜本的に見直し、新たな広域自治体の構築を目指すべきである。

(4) 分権時代における税財政のあり方

真に地方の自主性、自立性を確立するためには、地方税財源の確保が欠かすことのできない課題である。現在、三位一体の改革で、国庫補助負担金の縮減と国から地方への税源移譲、地方交付税の改革が行われているが、なお地域間の税財源の偏在など課題も多い。

地方自治確立のためには、国の関与を極力排除する一方で、地域間又は国と地方の間の財政調整、義務的な経費に関わる財源保障と地方の財政責任が適切に確保されるような新たな仕組みが検討されなければならない。

3 広島型分権システム

(1) 具体的な合併後の基礎自治体の姿を前提とした分権改革

現実の合併が進展する中で、合併後の基礎自治体の姿を前提に、「基礎自治体優先の原則」「補完性の原理」を具現化するための現実的な課題を踏まえた方策を検討しなければならない。

(2) 行財政改革と民間開放につながる分権改革

事務や権限の移譲により、国や県の関与を縮小し、二重、三重の行政を排除して、トータルとしてスリムな行政の構築を目指すだけでなく、

民間でできるものは民間に委ねるという民間開放の視点も加え、事務事業の廃止や組織の見直し等も含めた改革を行うべきである。

(3) 既存の制度を前提とせず、るべき姿を目指した分権改革

法令や国の制度等の制約があるものについても、るべき姿を目指して、必要であれば、国への制度改正提案等も行うべきである。

一方で、制度改革を待たずに可能な事務や権限の基礎自治体への移譲については独自に取り組み、実践的な分権改革を進めるべきである。

第2編 分権時代における行政と民間との役割分担並びに 国、県及び基礎自治体のあり方

行政と民間との役割を厳格に見直した上で、行政の守備範囲とされるものについては、国、県、基礎自治体の役割分担を明確化することによって、地方の自己決定、自己責任の領域を確立すべきである。

従って、国の役割は、真に国が果たすべきものに重点化し、その事務・権限の多くを地方に移譲すべきであり、地方で担うべきものについては、「基礎自治体優先の原則」「補完性の原理」に基づいて、基礎自治体でできることは、基礎自治体で担うことを見直す必要がある。

1 民間との役割分担と連携・協調

(1) 事務事業の廃止 (P11, 図2-1参照)

サービスを提供する意義自体が失われた次のような事務については、民間との役割分担や行政間での役割分担を議論する以前に、事務や事業の廃止を検討すべきである。

〔事務事業廃止のメルクマール〕

- ①社会・経済的環境が変化し、事業コストにふさわしい効果が得られなくなったもの
- ②サービスの受け手の資質が向上するなど、当初の事業目的が達成されたもの
- ③これまで目的としてきた施設やサービスの量的な水準がほぼ達成されたもの
- ④目的を達成したり過剰であるなど、従来の規制や監督が社会的意味を失ったもの

(2) 民間開放

今後とも必要な事務事業であっても、民間に委ねられるものはできるだけ行政の役割を限定し、民間によるサービス提供や民間の自主性に委ねるべきである。

[民間開放のメルクマール]

- ①民間の実施により、レベルの高い施設整備やサービスの給付が期待できるもの
- ②民間の実施により、効率的なサービスの提供が期待できるもの
- ③民間サービスがすでに定着していたり、今後成長が見込まれるもの
- ④民間における自主的な処理や相互の支援に委ねることができるもの

(3) 民間との連携・協調

引き続き、行政が担うが、実施に当たって、民間の効率性・専門性が発揮できるものについては、民間委託の推進やPFI(プライベート・ファイナンス・イニシアチブ)、CM(コンストラクション・マネージメント)といった民間の資金、優れたノウハウを公共分野に生かす新しい事業実施手法の導入など民間活力の徹底した活用を図るべきである。

また、住民に対するより良い行政サービスを社会全体で、効率的、効果的に提供する観点から、県民、民間企業、NPO等の多様な主体との連携・協働を推進すべきである。

2 市町村合併後の県と基礎自治体の役割のあり方

(1) 「基礎自治体優先の原則」「補完性の原理」

事務事業を分担する際、先ず基礎自治体を最優先し、次いで広域自治体を優先し、国は広域自治体でも担うにふさわしくない事務事業を担うべきである。このような考え方は、ヨーロッパ評議会が制定したヨーロッパ地方自治憲章や国際自治体連合が決議した世界地方自治宣言に謳われている。

(2) 県の役割（基礎自治体との関係）

地方自治法に定められる「広域事務」、「連絡調整事務」、「補完事務」を担うことになるが、広域事務については、市町村合併により基礎自治体が広域化することを踏まえ、さらに広域の事務事業に重点を置くとともに、基礎自治体に関しては、連絡調整事務を主に担い、これまで県が多く役割を果たしてきた基礎自治体の補完的な事務については、極力縮減していくべきである。

引き続き、県は広域自治体として、広域にわたる基盤整備や産業政策など多くの役割を担うとともに、合併後の基礎自治体の体制整備の支援など、新たな県と基礎自治体の関係を築くために必要な役割を果たさなければならない。

なお、政令指定都市の県費負担教職員については、人事管理を県で一元的に実施すべきであり、現在政令指定都市が有している教職員の任命権を県の権限とするよう制度の見直しが必要である。

(3) 基礎自治体の役割

地方自治法では、県が行うこととされる事務事業以外の地方の事務を一般的に処理することとされており、合併で広域化した基礎自治体は、総合的な行政主体として、現在県が担っている事務や権限の多くを担い、住民に身近な事務は自己完結的に処理できるようになるべきである。

(4) 小規模な基礎自治体と県の関係

市町村合併によってもなお小規模にとどまる基礎自治体の事務については、県が補完することは極力避け、一部事務組合や広域連合などの基礎自治体同士の広域処理の仕組みや、近隣自治体への事務委託等の制度を活用するなど工夫が必要である。

3 県から基礎自治体への事務・権限の移譲

以上の基本的な考え方に基づき、現在県が担っている事務事業について、次の視点で見直しを行い、基礎自治体の規模による差を設けることなく大幅な事務・権限の移譲を行うべきである。

移譲すべき事務・権限の具体的な内容は、別冊「事務事業仕分表」に示しているとおりである。

〔県の事務事業の見直しの視点〕

① 広域事務

市町村合併の進展による基礎自治体の区域の拡大に伴い、広域の概念も変化することを踏まえて県の役割を見直す必要がある。

② 連絡調整事務

基礎自治体と県との連絡調整に関する事務については、真に必要なものに限定して県の役割として継続する。

③ 補完事務

事務の規模又は性質から一般の市町村では処理することが適当でないものとして県が担ってきた役割は、市町村合併の進展に伴い、基礎自治体の規模や能力が向上することを踏まえて、極力縮小すべきである。

また、県から基礎自治体への事務・権限の移譲に当たっては、現行制度上、移譲の制約のないものについては、地方自治法第252条の17の2に基づく特例条例等により、基礎自治体との協議によってできるだけ早い時期に移譲を行うべきであり、制度上の制約のあるものについても、国への制度改革提案を行うなど、制度改革の努力を行い、制約のなくなったものは順次移譲を進めていくべきである。

なお、円滑な移譲に向けて、基礎自治体との十分な協議を行い、合併時期等、基礎自治体の状況に応じた移譲方法や移譲スケジュールを検討するほか、次のような措置が確実になされなければならない。

[必要な措置]

① 財源措置

県から基礎自治体への事務・権限の移譲に当たっては、人件費も含めて、適切かつ透明性の高い財源措置を行う必要がある。

② 専門職員の派遣等

県と基礎自治体の間で大幅に事務・権限の移動が生じるため、専門職員の県から基礎自治体への派遣や基礎自治体から県への研修職員の受け入れなどを体系的に行うべきである。

③ 人材育成機能の強化

基礎自治体の職員を対象に「ひろしま自治人材開発機構」における研修や県の機関における実務研修を充実する必要がある。

4 国と県の役割のあり方

(1) 国の役割の重点化

国は、変動する国際社会や経済情勢に的確に対応していくために、地

方行政は地方に委ね、国家の存立に関わる課題に重点的に取り組むべきである。

国の役割は、地方自治法に限定的に掲げられている①国際社会における国家としての存立にかかわる事務、②全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務、③全国的な視点に立って行わなければならない施策・事業の実施に限定し、重点化すべきである。

〔国の事務事業の見直しの視点：地方自治法の規定による国の事務より〕

① 国際社会における国家の存立に関わる事務

外交、防衛、立法、通貨、国籍、税関、出入国管理などについては、県で受託実施可能なものを除き、引き続き国で担うべきである。

② 全国的に統一して定めることが基本的な準則に関する事務

地方制度、度量衡、知的所有権、公的年金、公的保険、伝染病予防、薬品規制など、基準は国において定める必要があるが、これらのうち実施は地方でも可能なものも多く、最適な役割分担を検討する必要がある。

③ 全国的規模・視点で行わなければならない施策及び事業

ナショナルミニマムの維持・達成に係る事項や全国的規模・視点からの根幹的社会資本整備等であるが、ナショナルミニマムの水準や国土の根幹的社会資本整備の範囲について、国の役割を限定する方向で役割分担を見直すべきである。

（2）県の役割

広域自治体として、基礎自治体で担えない事務事業を担うとともに、現在、国の地方支分部局等で行っている地域における事務事業の多くは、必ずしも国で行う必要性のないものとして、国から移管を受けて、地域の特性や住民ニーズに沿った独自の政策により自立的に決定、実施すべきである。

（3）国から県への事務・権限の移譲

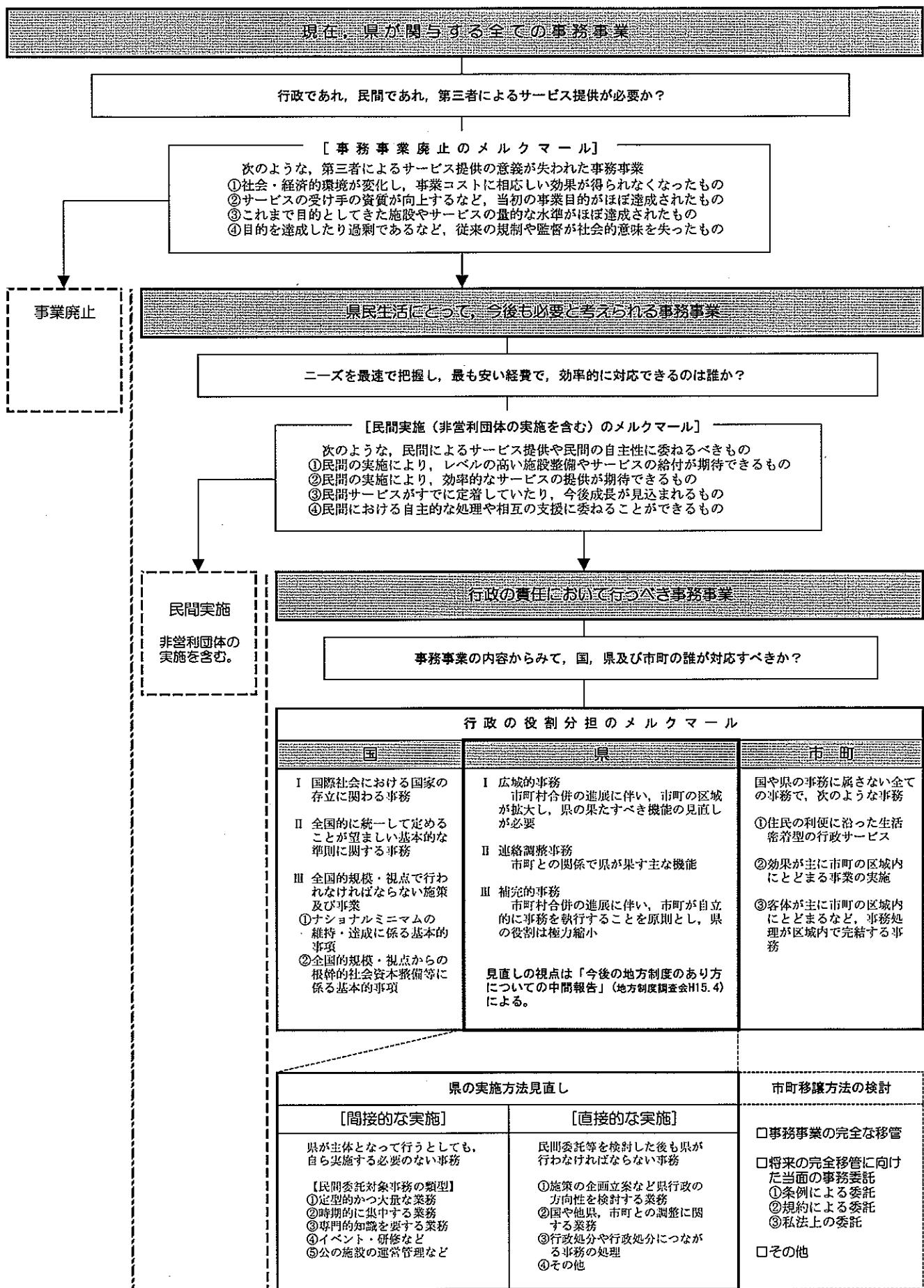
国の役割は、地方自治法に規定される真に国が果たすべきものに重点

化し、事務や権限の相当部分を県に移譲すべきである。(一部の事務については、基礎自治体への移譲を検討すべきである。)

国と広域自治体の関係は、第5章で述べる道州制において、大きく見直されることになるが、道州制が導入されるまでの間においても、現行の都道府県で実施可能な、例えば県内完結国道や一級河川の管理などについては、国から地方への移譲を引き続き積極的に提案していくべきである。

[図2-1]

事務事業見直し基準について



* 現行制度等の改正が必要なものは、国へ要望・提案を行う。

〔図2-2〕

国・都道府県・基礎自治体の役割と権限

【現状】 1/2

行政分野	国	道府県	基礎自治体
基本	司法(裁判所, 矯正, 更正施設) 検察 国税徴収 通貨管理 外交, 通商, 関税 国政, 登記(企画, 手続事務) 出入国管理 行政監察 栄典	道府県税徴収 旅券交付	市町村税徴収 戸籍, 住民登録
安全	防衛, 防衛施設管理 国際犯罪, テロ対策 大規模災害 密輸, 密航監視取締 検疫, 税関	警察 広域災害応援 危険物の許認可	消防, 救急
福祉・保険	生活保護・福祉施策の企画 広域法人指導 戦没者遺族等援護の企画 健康保険の企画 政府管掌健康保険(実施) 年金(企画, 実施)	生活保護の実施, 福祉事務所 介護事業者指導 障害者更生相談 児童相談, 児童福祉施設入所 福祉法人, 施設指導等 戦没者遺族等援護(手続)	生活保護実施, 福祉事務所(市) 介護保険事業 高齢者福祉サービス 障害者福祉サービス 保育所運営 老人保健, 国保(財政, 実施)
医療・衛生	保健医療施策の企画 医療從事者資格 広域法人指導等 国立病院運営 医薬品製造許可等 麻薬等薬物(製造等)取締 感染症対策(企画, 危機管理) 難病対策(企画) 食品安全(企画, 危機管理) 水道事業認可(給水5万人超)	地域医療計画策定 地域医療体制整備 医療從事者確保対策 医療法人, 医療機関指導等 公立病院運営 医薬品販売業許可等 麻薬等薬物(流通等)取締 感染症対策(予防・監視) 難病対策(相談, 医療給付等) 地域保健対策(保健所) 食品安全(危機管理, 衛生対策) 生活関係衛生 水道事業認可(給水5万人以下) 広域水道事業(実施)	公立病院運営 水道事業(実施)
教育・文化	公私立大学設置認可 国立大学設置 義務教育(企画) 学校法人指導(大学) 国宝, 重文指定	公立大学(設置, 運営) 公立小中学校設置認可 義務教育(学級編成, 定数) 義務教育(教職員任命, 給与) 公立高等学校運営 盲聾養護学校運営 学校法人指導(高, 小中・専門)	公立小中学校運営 義務教育(教科書採択等)

国・都道府県・基礎自治体の役割と権限

【県から基礎自治体への事務・権限移譲後】1/2 (国の事務の※印は、都道府県へ移譲すべき事務)

基礎自治体	国	道府県	基礎自治体
基本	司法(裁判所, 矯正, 更正施設) 検察 国税徴収 通貨管理 外交, 通商, 關稅 国政, 登記(企画, 手続事務) 出入国管理 行政監察 栄典	道府県税徴収 旅券交付	市町村税徴収 戸籍, 住民登録
安全	防衛, 防衛施設管理 国際犯罪, テロ対策 大規模災害 密輸, 密航監視取締 検疫, 税関	警察 広域災害応援	消防, 救急 危険物の許認可
福祉・保険	生活保護・福祉施策の企画 広域法人指導 戦没者遺族等援護の企画 健康保険の企画 政府管掌健康保険(実施) 年金(企画, 実施)	障害者更生相談 児童相談, 児童福祉施設入所 戦没者遺族等援護(手続)	生活保護実施, 福祉事務所 介護保険事業・業者指導 高齢者福祉サービス 障害者福祉サービス 保育所運営 福祉法人, 施設指導等 老人保健, 国保(財政, 実施)
医療・衛生	保健医療施策の企画 医療従事者資格 広域法人指導等 国立病院運営 医薬品製造許可等 麻薬等薬物(製造等)取締 感染症対策(企画, 危機管理) 難病対策(企画) 食品安全(企画, 危機管理) ※水道事業認可(給水5万人超)	地域医療計画策定 地域医療体制整備 医療従事者確保対策 公立病院運営 水道事業認可(給水5万人以下) 広域水道事業(実施)	医療法人, 医療機関指導等 公立病院運営 医薬品販売業許可等 麻薬等薬物(流通等)取締 感染症対策(予防・監視) 難病対策(相談, 医療給付等) 地域保健対策(保健所) 食品安全(危機管理, 衛生対策) 生活関係衛生 水道事業(実施)
教育・文化	公私立大学設置認可 国立大学設置 義務教育(企画) 学校法人指導(大学) 国宝, 重文指定	公立大学(設置, 運営) 公立小中学校設置認可 義務教育(学級編成, 定数) 義務教育(教職員任命, 給与) 公立高等学校運営 盲聾養護学校運営 学校法人指導(高, 小中・専門)	公立小中学校運営 義務教育(教科書採択等)

国・都道府県・基礎自治体の役割と権限

【現状】 2/2

行政分野	国	道府県	基礎自治体
社会資本整備	高速自動車道(企画, 整備) 一般国道(指定区間)整備, 管理 一級河川(指定区間外)管理 重要港湾指定 空港管理(主要地方空港) 国土保全(砂防, 地すべり等) 保安林指定, 管理(重要流域) 都市公園(国営) 土地改良(国営)	一般国道(指定区間外)整備, 管理 都道府県道整備, 管理 一級河川(指定区間)管理 二級河川管理 港湾管理(特重, 重要港湾, 地方港湾) 漁港管理(広域, 地方) 空港管理(地方空港) 国土保全(砂防, 地すべり等) 保安林指定, 管理(重要流域外) 都市計画(区域区分) 流域下水道 都市公園 公営住宅整備, 管理 建築基準 土地改良	市町村道整備, 管理 準用河川管理 港湾管理(重要港湾, 地方港湾) 漁港管理(地方) 都市計画(地区計画等) 公共下水道 都市公園 公営住宅整備, 管理 建築基準(特定行政庁のみ) 土地改良
交通・通信	運輸施策(交通計画, 物流企画) 自動車運送, 海運業等許可 自動車登録検査 航空管制 情報通信, 放送(企画, 監視)	地域交通対策(鉄道, バス) 地域情報基盤整備	地域交通対策(バス)
産業・経済	原子力等エネルギー政策 科学技術開発支援 公正取引(企画, 取締) 中小企業対策(企画, 助成) 産業政策(企画, 助成) 観光振興(旅行業, ホテル登録) 農地保全(転用許可4ha以上) 指定漁業許可	科学技術開発支援(公設研究機関) 商工団体指導 中小企業対策(融資, 助成) 中心市街地活性化, 商店街振興 地域産業政策 企業立地政策 観光振興事業 農地保全(転用許可) 農林水産業団体指導 農林水産業の基盤整備 漁業許可, 漁業権免許	中心市街地活性化, 商店街振興 地域産業振興(地場, 伝統工芸等)
雇用・労働	雇用施策(企画) 職業安定(職業紹介, 雇用保険) 労使紛争調停等(中労委) 労働基準, 労働災害(企画・監督)	地域雇用施策 職業能力開発支援 労使紛争調停(地労委)	地域雇用施策
環境	地球温暖化対策(企画) 環境基準(企画) 自然環境保護対策(国設) 国立公園(指定, 管理)	産業廃棄物対策 公害防止対策(大気, 水質等) 浄化槽 自然環境保護対策 公園事業(実施)	一般廃棄物処理対策 公害防止対策(騒音, 振動) 公園事業(実施)
生活一般	消費者保護(企画, 規制) NPO認可	消費者保護(相談) 青少年健全育成 NPO認可	消費者保護(相談) 青少年健全育成

国・都道府県・基礎自治体の役割と権限

【県から基礎自治体への事務・権限移譲後】2/2 (国の事務の※印は、都道府県へ移譲すべき事務)

行政分野	国	道府県	基礎自治体
社会資本整備	高速自動車道(企画, 整備) 一般国道(指定区間)整備, 管理 (※県内完結一般国道) ※一級河川(指定区間外)管理 重要港湾指定 空港管理(主要地方空港) 国土保全(砂防, 地すべり等) 保安林指定, 管理(重要流域) 都市公園(国営) 土地改良(国営)	一般国道(指定区間外)整備, 管理 道府県道(広域)整備, 管理 一級河川(指定区間)管理 二級河川(広域)管理 港湾管理(広域利用) 漁港管理(広域利用) 空港管理(地方空港) 国土保全(砂防, 地すべり等) 保安林指定, 管理(広域) 都市計画(区域区分) 流域下水道 都市公園 公営住宅整備, 管理 土地改良(大規模)	道府県道(地域完結)整備等 市町村道整備, 管理 二級河川(地域完結)管理 準用河川管理 港湾管理(地域利用) 漁港管理(地域利用) 国土保全(砂防, 地すべり等) 保安林指定, 管理(地域完結) 都市計画(地区計画等) 公共下水道 都市公園 公営住宅整備, 管理 建築基準(特定行政庁のみ) 土地改良(地域完結)
交通・通信	運輸施策(交通計画, 物流企画) 自動車運送, 海運業等許可 自動車登録検査 航空管制 情報通信, 放送(企画, 監視)	地域交通対策(鉄道, バス) 地域情報基盤整備	地域交通対策(バス)
産業・経済	原子力等エネルギー政策 科学技術開発支援 公正取引(企画, 取締) 中小企業対策(企画, 助成) 産業政策(企画, 助成) ※観光振興(旅行業, ホテル登録) ※農地保全(転用許可4ha以上) 指定漁業許可	科学技術開発支援(公設研究機関) 中小企業対策(融資, 助成) 中心市街地活性化, 商店街振興 地域産業政策 企業立地政策 観光振興事業 農林水産業団体指導 農林水産業の基盤整備(大規模) 漁業許可, 漁業権免許	商工団体指導 中心市街地活性化, 商店街振興 地域産業振興(地場, 伝統工芸等) 農地保全(転用許可) 農林水産業の基盤整備
雇用・労働	雇用施策(企画) ※職業安定(職業紹介, 雇用保険) 労使紛争調停等(中労委) 労働基準, 労働災害(企画・監督)	地域雇用施策 職業能力開発支援 労使紛争調停(地労委)	地域雇用施策
環境	地球温暖化対策(企画) 環境基準(企画) 自然環境保護対策(国設) ※国立公園(指定, 管理)	産業廃棄物対策 公害防止対策(大気, 水質基準) 自然環境保護対策 公園事業(実施)	一廃処理対策 公害防止対策(大気, 水質, 騒音, 振動) 凈化槽 公園事業(実施)
生活一般	消費者保護(企画, 規制) ※NPO認可	消費者保護(規制) 青少年健全育成 NPO認可	消費者保護(相談) 青少年健全育成

第3編 行政システム改革

1 新たな行政システム改革の基本的な考え方

行政システム改革を行う目的は、県が県民に提供する行政サービスのコストは県民の税負担などにより賄われているという原点に立ち返り、県民の視点から、最少の経費で最大の効果が得られるよう、簡素で効率的な行政システムを構築することによって、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に向けた施策を展開できる行政主体としての体質を改善・強化することにある。

現在、地方分権改革の推進や市町村合併の急速な進展、危機的な財政状況など、県を取り巻く環境は急激に変化しており、新たな行政システム改革においては、こうした分権改革や財政健全化などの視点を踏まえたものにする必要がある。

このため、「第二次行政システム改革推進計画」の骨格において示された次の3つの基本的な視点に基づき、県の行政運営全般にわたる抜本的な改革を推進すべきである。

- ◆ 「分権型行政システムの構築」
- ◆ 「より効率的でスリムな県庁の構築」
- ◆ 「県民起点と成果重視の組織風土づくり」

2 「分権型行政システム」づくり

市町村合併が現実のものとして進展し、基礎自治体レベルで新しい自治の形が生まれつつある本県において、国・県・基礎自治体や行政と民間との新しいパートナーシップの下で、行政サービスがより効率的・効果的に提供される「分権型行政システム」の構築に向け、「分権改革推進計画」と連動した取組みを行うべきである。

3 スリムでスピーディーな「組織」づくり

県の組織・機構は、行政需要の変化に即応して事務事業をより効率的、効果的に執行できるように編成すべきであり、県と基礎自治体、行政と民間の新たな役割分担や、交通機能の発達による生活圏の拡大、情報通信網の整備など新しい状況変化を踏まえた上で、より良い行政サービスを的確かつスピーディーに提供できるスリムな組織づくりを行う必要がある。

(1) 本庁・地方機関の組織見直し

ア 本庁組織の再編

本庁組織については、県から基礎自治体への権限移譲を積極的に推進するとともに、道州制も視野に入れた、広域自治体としての機能強化を図る必要がある。また、縦割行政の弊害を是正し、施策の総合的、効果的な展開が図れるよう、類似、関連業務を実施している部門の統合など組織再編を検討すべきである。

イ 地域事務所の再編

(ア) 地域事務所制の見直し

「総合行政の展開」、「市町村の広域行政の総合支援」、「個性豊かな地域づくり」、「事務処理の効率化」を推進するため、平成13年4月に設置した地域事務所においては、地域発展プランの策定や市町村合併の推進など、「市町村の広域行政の総合支援」、「個性豊かな地域づくり」において一定の成果を上げてきたほか、地域課題への取組みや部局をまたがる危機管理事案への対応など、地域事務所としての強みを發揮してきた。

一方、市町村合併が進むことによって、「市町村の広域行政の推進」については、所期の目的をほぼ達成するほか、管内市町村数が減少することで、これまで地域事務所が果たしてきた、管内市町村間の調整機能なども縮小していくなどの状況変化が生じている。また、今後、基礎自治体への事務・権限の移譲を本格化することとしており、地域事務所の機能や体制、所管区域などについて見直す必要がある。

また、地域事務所が行っている業務についても、県と基礎自治体との役割分担を踏まえ、住民に身近な行政サービスはできる限り基礎自治体へ移譲するとともに、引き続き県が行う必要のある業務については、現地性・専門性・広域性など業務の性質に応じ、本庁と地方機関の役割を見直すべきである。

a 地域事務所の再編の考え方

○ 基本的な考え方

- ・ 計画期間中においては、基礎自治体への事務・権限移譲の円滑かつ確実な推進と、移譲後のフォローに万全を期すため、地域事務所制を維持しつつ、市町村合併による基礎自治体の広域化へ対応する

ため、事務・権限移譲等が一定程度進展した段階で、現在の7地域事務所体制を3～4所に再編すべきである。

- ・ また、事務・権限移譲や業務の集約化等に伴い、体制が縮小した事業局や支局等については、計画期間を通じ、統合等を進めていく必要がある。
- ・ 将来的には、法改正を伴うものなどのさらなる権限移譲を進め、道州制の議論の方向性等を踏まえながら、地域の総合行政は基礎自治体に委ね、地域事務所の現地事務所化など、必要最小限の効率的な体制を目指すべきである。

b 再編後の所管区域

再編後の所管区域について、県から次の3区域案と4区域案が示されたところであるが、この区域案のいずれが適当かについては、住民の生活圏や歴史的・地理的背景、市町村合併後の市町数、行政効率などを総合的に勘案するとともに、地元の意見も十分に踏まえ、県において決定することが適当である。

3区域案		4区域案	
仮称	現在の地域事務所	仮称	現在の地域事務所
西部 地域	広島 芸北 呉 東広島	西部 地域	広島 芸北 呉（江田島市に限る）
		中央 地域	呉（江田島市を除く） 東広島
東部 地域	尾三 福山	東部 地域	尾三 福山
		北部 地域	備北

(イ) 支局・分室等の見直し

支局・分室については、一体化することなどにより機能強化を図ができるものについては、市町行政の広域化の状況や事業量の推移、災害対応等の事務執行の在り方などを踏まえ、統廃合等を進めるべきである。

また、特定の事業実施などのために設置されている事業所についても、その目的の達成状況や事業量の推移などを踏まえ、統廃合等を進めるべきである。

ウ その他の地方機関の再編

県の役割分担の明確化や組織・機構の簡素、効率化の観点から、個々の地方機関ごとに事業の見直しを行った上で、組織の廃止・縮小、運営方法の見直し等を検討すべきである。

また、教育事務所についても、地域事務所との整合性を図るべきであり、今後の地域事務所の再編方向に留意しつつ、執行体制及び所管業務、所管区域等の見直しを検討すべきである。

エ 試験研究機関の見直し

環境問題や産業振興など横断的・融合的な取組みが必要な研究課題が増加していることなどから、研究開発の推進に当たっては、県の総合力を発揮して取り組むことが求められており、県財政が逼迫する中、「選択と集中」による明確な方向性を持った研究開発の推進ができる管理運営体制の構築や弾力的な財務運営が可能な仕組みづくりなど総合的研究開発機能を強化すべきである。

オ 公の施設の見直し

公の施設の在り方については、社会的・経済環境の変化や利用状況等に応じて検討を行うとともに、指定管理者制度の活用や民間委託の拡大など、効率的・効果的な管理運営に向けた見直しを行うべきである。

カ 地方独立行政法人化

地方独立行政法人法の制定により、地方自治体の自主的な判断に基づき、地方自治体とは別の法人格を有する団体（地方独立行政法人）を設立することが可能となったことから、地方自治体における行政改革を一層推進していくために、「自立的かつ弾力的な業務運営」、「適切な事後評価」、「評価に基づく見直し」を仕組みとして取り入れた地方独立行政法人制度の活用を図るべきである。

(2) 定員の適正管理

危機的な財政状況の下、事務事業や組織機構の徹底した減量化や効率化、基礎自治体への事務・権限の移譲を考慮しながら、職員数の見直しを行うべきである。

なお、平成15年12月に県が策定した財政健全化に向けた「具体化方策」の集中対策期間である平成16年度から18年度までの3年間の目標として掲げた1500人を上回る削減を着実に実施するとともに、平成19年度以降について

も、さらなる職員数の見直しに取り組むべきである。

(3) 事務事業プロセスの見直し

県民の誰もが、いつでも、どこからでも、安全に行政サービスにアクセスし、その便益を広く享受できるIT社会にふさわしい環境（電子県庁）を構築するとともに、社会・経済的環境の変化により、その必要性が失われたような県の条例等に規定する各種規制・手続については、廃止・緩和を推進するなど、県民サービスの利便性、迅速性の向上を図るべきである。

情報基盤の高度活用を図り、事務事業プロセス全般に対する効率化を推進するとともに、多様な勤務形態の職員による効果的な業務執行等を通じ、人件費を含めたトータルコストの視点から、県の行政組織等の徹底した減量、効率化を推進すべきである。

(4) 改革の推進に向けた情報基盤の活用

県民が安心して、安全に、24時間・365日いつでも、必要な行政サービスにアクセスし、その便益を広く享受できる環境づくり（電子県庁の構築）に取り組むべきである。

また、行政LAN・WAN整備等（パソコンの一人1台体制の確立等）を活用し、業務プロセスを改革するなど、情報基盤のさらなる活用を図るべきである。

(5) 県出資法人の見直し

県出資法人は、県の行うべき分野を補完・代替・支援する役割を担ってきたが、現在、県をあげて取り組んでいる分権改革を踏まえ、県出資法人についても、その役割や事務事業の見直しを進め、今後の必要性に照らして存在意義が低下した法人について統廃合を促進すべきである。

また、自律的経営を図る観点から、県からの職員派遣による人的支援や補助金の支出などの財政的支援の内容を見直し、独立した法人として経営責任の明確化を図るとともに、県の財政健全化も踏まえ、より効率的で健全な経営体制の確立を進めるべきである。

具体的には、県出資法人について、県行政の担うべき役割や社会経済情勢の変

化を踏まえ、法人ごとに「見直しの方向」を定め、それに基づく実施計画を策定し、着実な見直しを進めるべきである。

<見直しの方向>

- ・役割終了等により、法人の業務縮小や廃止に向けて、協議・調整を行うもの
- ・自律的運営を図るため、県の人的・財政的支援を廃止・縮小に向けて協議・調整を行うもの
- ・効率的・効果的運営を求めるもの
- ・法人の自主的な運営に委ねるもの

このほか、より効率的・効果的な法人運営を県民の理解を得ながら行うため、監査・検査体制の充実、透明性の向上、効率的な資金運用等についての取組みも検討すべきである。

4 県民起点による成果重視の施策展開ができる「仕組み」づくり

限られた行政資源（人・モノ・金）で、県民が納得できる良質の行政サービスを提供していくため、県の施策について、達成すべき明確な目標を定め、成果等を適切に把握・点検することにより、施策・事務事業の一層の効率化・重点化を図るべきである。

また、県民が施策の必要性や効果を検証でき、県民のより多くの意見が施策に反映できる仕組みづくりに取り組むなど県民参画型の県政を推進することにより、県民起点による成果重視の施策が展開できる行政運営の確立を目指すべきである。

（1）成果重視の行政運営の確立

真に県民の期待に応えうる施策の推進を図るため、県が平成14年度に導入した施策点検システムを持続的に改善し、行政のマネジメントサイクル（PLAN（計画）-DO（実践）-CHECK（自己点検）-ACTION（行動））の中で、施策の見直し・立案、予算編成等へのさらなる活用を図るなど、実効ある制度に高めていくべきである。

（2）県民参画型の県政の推進

県民に対し、できる限り多くの行政情報を、迅速に、分かりやすく提供するな

ど、県民との情報の共有化を促進し、県政に対する理解を深めてもらうことで、透明性の高い県政の実現を図るべきである。

また、県民参画型の県政を推進するため、積極的な情報提供を実施するとともに、県民に対する説明責任の徹底を図り、より多くの意見が施策へ反映できる仕組みづくりに取り組むべきである。

5 元気な広島県を支える「人」づくり

「組織は人なり」の観点から、平成14年3月に策定した広島県人材育成基本方針の具体化を通じて、新たな行政システム改革を着実に推進し、「元気な広島県づくり」に向けた施策を積極的かつ戦略的に展開するための担い手となる職員（人材）を育成し、その意識改革を図るべきである。

（1）採用から異動、研修、評価までトータルな人材育成システムへ

他団体との人事交流の拡大、能力・実績の適切な評価など、採用から異動、研修、評価、処遇までの中長期的な視点を持ったトータルなシステムを整備するとともに、民間実務経験者等の幅広い人材の確保に努めるべきである。また、職員の多様なキャリアニーズに対応するため、複線型人事システムへの移行を検討する必要がある。

（2）組織の総合力を高める給与制度等の見直し

職員の能力を最大限活用し、組織としての総合力を高めるため、人事委員会の勧告制度を尊重しつつ、給与制度の見直しを進める必要がある。また、現在、国が進めている公務員制度改革では、公務員の給与体系について、今後、年功的な要素を縮小し、職務能力に着目した要素を拡大した構造の体系としていく方向にあり、国の動向も踏まえながら、広島県としても、職員の能力・実績を適切に反映した給与制度の導入を検討すべきである。

（3）職員一人ひとりに着目した能力開発へ

職員一人ひとりに適した方法により資質の向上を図り、個人の能力を最大限に活かしていくために、職員の能力、適性、経歴、実績などを的確に把握するとともに、その主体的な能力開発を組織として支援する必要がある。

第4編 財政健全化の方策

景気低迷による県税の減収や、公債費、福祉医療関係費の大幅な増加などにより、財源不足額が拡大している中で、平成16年度の地方交付税等の大幅な削減など三位一体改革の影響により、本県財政はかつてない危機的な状況に直面している。

三位一体改革の動向、経済情勢の変化など先行き不透明な面も多いが、財政危機を乗り越え、健全な財政基盤の確立への道筋をつけるため、財政改革の基本的な方向性を明らかにして、抜本的な財政改革に取り組むべきである。

1 財政健全化に向けての取組方向

(1) 財政改革の基本的な方向性

今後の行財政運営については、「分権型行政システムの構築」、「より効率的でスリムな県庁の構築」、「県民起点と成果重視の組織づくり」の3つの基本方針に基づき、行財政運営の全般にわたる抜本的な改革を推進すべきである。

財政改革については、平成15年12月に財政健全化に向けた「具体化方策」を策定し、平成16年度から平成18年度までの3年間を集中対策期間として、人件費、内部管理経費の縮減など内部努力はもとより、すべての分野における抜本的な歳出削減を計画的かつ着実に実施することとした。

しかし、平成16年度の地方財政計画において、三位一体改革の名の下に、地方交付税等が大幅に削減されたため、財政健全化の取組みに重大な影響を受けることとなった。

このような財政危機を乗り越え、健全な財政基盤の確立に道筋をつけるため、昨年12月に策定した「具体化方策」の見直しを行い、早急に財政健全化に取り組むべきである。

こうした財政健全化への取組みの中でも、一層の施策の選択と集中を徹底し、「元気な広島県」の実現につながる施策、プロジェクト等に重点的に取り組むべきである。

なお、平成19年度以降の取組みについては、経済情勢、三位一体改革の動向等を踏まえて対応する必要があることから、平成18年度に改めて、平成21年度までの対策を検討すべきである。

(2) 設定すべき方針の概要

① 目的

- ・ 短期的には、予算編成を可能とし、財政再建準備用団体となるおそれ回避すべきである。
- ・ 中期的には、持続可能な財政構造の確立を目指すべきである。
- ・ 長期的には、財政の弾力性の回復を実現すべきである。

② 目標設定

- ・ 次の2点を財政健全化の基本目標とするが、三位一体改革や今後の経済情勢等の動向を踏まえ、的確に対応する必要があることから、具体的な数値目標は別途設定すべきである。

- 財源不足の早期解消
- プライマリーバランスの早期黒字化

③ 財政健全化方策

- ・ 歳出では、人件費の抑制、内部管理経費の削減など内部努力の徹底から、普通建設事業、事務事業などの施策の見直しまで、すべての分野における抜本的な歳出削減を計画的かつ着実に実施すべきである。

- 内部努力の徹底
 - 人件費の抑制（職員総定数の削減、給与の見直し）
 - 内部管理経費の削減（施設管理経費、事務経費の削減）

- 施策の見直し
 - 普通建設事業等の削減（公共事業、公共事業以外の投資的経費の計画的削減）
 - 事務事業の見直し（補助金の抑制・削減、その他一般事業の削減）

- ・ 歳入では、県税収入、財産収入など、徹底した歳入確保に努めるとともに、適正な資金確保対策を講じるべきである。

- 歳入の確保（県税収入の確保、受益者負担の適正化、財産収入の確保等）
- 資金確保対策等（基金の活用、県債の活用、公債費の平準化等）
- ・ これらの取組みと並行して、施策の選択と集中のさらなる徹底により、活力ある「元気な広島県」の実現につながる施策・事業に必要な財源の確保に努めるべきである。

2 財政健全化のための方策

(1) 内部努力の徹底

徹底した人件費の抑制、内部管理経費の節減に努め、最少の経費で最大の効果が発揮できるよう、一層の効率化・合理化を進めるべきである。

① 人件費の抑制

〔職員総定数の削減〕

- ・ 事務事業や組織機構の徹底した減量、効率化や基礎自治体への事務・権限移譲を考慮しながら、職員数の見直しを行う必要がある。
- ・ 平成16年度から平成18年度までの3年間の削減計画を着実に実施するとともに、平成19年度以降についても、さらなる職員数の見直しに取り組むべきである。

〔給与の見直し〕

- ・ 職員の能力を最大限活用し、組織としての総合力を高めるため、人事委員会の勧告制度を尊重しつつ、給与制度の見直しを進めるべきである。

また、現在、国が進めている公務員制度改革の動向も踏まえながら、職員の能力・実績を適切に反映した給与制度の導入を検討すべきである。

② 内部管理経費の削減

〔施設管理経費の削減〕

- ・ 施設の管理運営については、光熱水費や通信費等の節減とともに、清掃、警備、電気・機械施設保守業務など委託方法・内容の見直しを行い、効率的な運営、工夫改善による施設の利用率の向上などに努めるべきである。

〔事務経費の削減〕

- ・ 最少のコストで行政サービスを提供するために、事務経費の一層の節減、事務手続きの簡素・効率化、業務執行方法の改善などに努め、全庁を挙げて財政健全化に取り組むべきである。

(2) 施策の見直し

普通建設事業、補助金、その他一般事業など、すべての分野の事務事業については、民間、基礎自治体、国等との役割分担など「分権型行政システム」づくりの基本的な考え方を踏まえ、さらに踏み込んだ歳出削減に取り組むべきである。

① 普通建設事業費等の削減

- ・ 補助公共事業、単独公共事業等については、将来の負担となる公債費や維持管理コストなどを見据えながら、計画的な削減に取り組むとともに、さらなる選択と集中を図り、「元気な広島県づくり」の推進、県民生活の安全・安心の確保、市町村合併の支援などに資する基盤整備事業などに重点的な投資を行うべきである。
- ・ 公共事業以外の投資的経費についても、公共事業と同じように、投資の重点化、県債発行抑制などに取り組むとともに、事業の平準化などにより、計画的かつ効率的な事業の執行に努めるべきである。
- ・ コスト縮減を図るため、効率的な事業の実施に取り組み、建設・維持管理コストの大幅な削減に努めるべきである。

また、公共工事の執行に当たっては、競争性、透明性を確保するため、引き続き、入札契約制度の見直しを行うべきである。

② 事務事業の見直し

〔補助金の抑制・削減〕

- ・ 補助金については、義務的補助金、それに準ずる補助金、その他の補助金のすべての補助金を対象として抜本的な見直しを行うべきである。

〔その他一般事業の削減〕

- ・ 費用対効果、必要性、緊急性等を十分勘案し、すべての事務事業について、廃止、休止を含め、ゼロベースからの抜本的な見直しを行うべきである。

(3) 歳入の確保

県税収入の確保、使用料・手数料に係る受益と負担の適正化、財産収入の確保など、自主財源の確保に最大限努めるべきである。

① 県税収入の確保

- ・ 社会福祉施設等整備の財源として活用している法人県民税の超過課税の適用期間が平成17年3月末で満了するが、法人県民税の超過課税は、引き続き、社会福祉施設等整備の財源として必要不可欠であることから、平成17年4月から5年間延長する方向で検討すべきである。
- ・ 収入未済額のうち約4割は、市町村が賦課徴収を行う個人県民税であり、市町村との共同徴収や合同公売などを実施し、縮減に努めるべきである。

県徴収分についても、引き続き、差押、不動産公売などの滞納処分を積極的に実施するとともに、悪質な滞納者に対しては、強制調査などを実施し、徴収強化に努めるべきである。

- ・ 新たな法定外課税については、負担増に対する県民の理解や増加収入額と徴税コスト等との比較などの視点を踏まえながら検討を進めるべきである。

② 受益者負担の適正化

- ・ 使用料・手数料については、負担の公平性を確保する観点や受益者負担の原則に立ち、必要に応じて適宜見直しを実施すべきである。
- ・ 施設使用料については、徹底した経営努力による原価の低減、利用者である県民サービス向上を前提として、利用者負担とすべき経費を反映した適正な使用料を設定すべきである。
- ・ 県税収入の収入未済額の縮減と同様に、引き続き、住宅使用料、高等学校授業料等の税外収入の滞納整理に取り組むべきである。

③ 財産収入等の歳入の確保

- ・ 利用計画がない土地等の県有財産については、処分方法、売却条件の整備を行うとともに、これまで蓄積したノウハウを基本に、社会経済環境の変化に即応しながら、積極的に売却処分を進め、財産収入の確保に努めるべきである。

④ 貸付金の回収

- ・ 貸付金償還金については、債権管理マニュアルに基づくきめ細かい対応により、引き続き、未収額の縮減に努めるべきである。

⑤ 歳入の確保に向けての執行体制の整備

- ・ 県税収入の収入未済額の縮減などさらなる歳入の確保を図るため、執行体制等の整備について検討を進めるべきである。

(4) 資金確保対策等

- ・ 財政健全化に向けて着実な取組みを行うとともに、財政運営のため必要な資金について、将来の負担を考慮しつつ、財源調整的基金等の活用、財政健全化債等の県債の活用、公債費の平準化などの財源対策を適正に講じるべきである。
- ・ また、ペイオフ解禁、財政投融資制度見直し、地方債協議制移行など、急速に進む金融改革、地方債制度改革に適切に対応するため、資金管理の徹底、効率的な資金運用・安定的で有利な調達などに努めるべきである。

3 今後の財政運営

本県財政は、拡大する財源不足に加え、今後決定される三位一体改革や地方財政計画などによりさらなる悪化も懸念され、予断を許さない極めて厳しい状況にある。

今後の財政運営に当たっては、財政改革へ積極的に取り組むとともに、三位一体改革、経済情勢などの動向に常に注視しながら、予想を超える状況の変化が生じた場合には、迅速かつ適切な対応を行っていく必要がある。

併せて、真に県民の期待に応えるため、県民起点による成果重視の施策が展開できる行財政運営の確立、さらには透明性が高い県政の実現が求められている。

このため、予算編成・執行を通じた財政改革の断行、財務情報の公開などに積極的に取り組むべきである。

(1) 予算編成・執行を通じた財政改革の断行

- ・ 健全な財政基盤の確立への道筋をつけるため、抜本的な財政改革に積極的に取り組むべきである。

具体的な取組みについては、平成15年12月に策定した「具体化方策」を見直し、これに基づき、計画的かつ着実な取組みを行うべきである。

- ・ 予算編成において、財政改革への全庁を挙げた効果的な取組み、元気な広島県づくりに向けた施策の重点化とメリハリの効いた予算配分など、改革の実効性を高めるような仕組みづくりに取り組むべきである。

予算執行においては、職員一人ひとりが厳しい財政環境下にあることを十分認識し、最少の経費で最大の効果を挙げることを基本に、さらなる努力と創意工夫により、経費の徹底的な節減、適切で計画的な事業の執行管理に努めるべきである。

- ・ 財政改革の実施に当たっては、県民生活や経済活動などに影響を及ぼさざるを得ない状況にあり、県民、市町村、関係団体などの十分な理解と協力を得ながら、健全な財政基盤の確立に向けて着実に改革を進めるべきである。

（2）財務情報の積極的な公開

- ・ 予算編成過程の公開については、開かれた県政の構築を図るため、平成15年9月の補正予算から実施している。今後、より県民に分かりやすくするため、公開方法、公開内容の充実・改善に取り組むべきである。
- ・ 財政運営の透明性を確保し、県民に対する説明責任を果たす観点から、財政状況、財政収支見通しなどの財務情報を積極的に公開すべきである。

併せて、公営企業会計等の財務情報の公開についても積極的に行うべきである。

（3）公営企業会計等の経営健全化

- ・ 普通会計の財政健全化と並行して、公営企業会計、県出資法人等についても、経営健全化、事務事業の見直しに積極的に取り組み、経営体制・基盤を強化していく必要がある。
- ・ 土地造成事業会計、港湾特別整備事業費特別会計については、地価の長期低落や土地に対する企業ニーズの変化など厳しい経営環境に直面している。

このため、それぞれの会計において経営健全化に向けた取組みを着実に進

めるとともに、県全体での財政運営上の課題として捉え、長期的な展望のもと、具体的な健全化方策を検討していく必要がある。

- ・ 県出資法人については、その役割や事務事業の見直しを進め、今後の必要性に照らして存在意義が低下した法人について統廃合を促進すべきである。

また、県からの職員派遣による人的支援や補助金の支出などの財政的支援の内容を見直し、独立した法人として経営責任の明確化を図るとともに、県の財政健全化も踏まえ、より効率的で健全な経営体制の確立を進める必要がある。

(4) 税財源の確保・充実に向けた取組み

- ・ 三位一体改革は、地方分権時代に相応しい地方税財政基盤の確立という目的を基本に、歳入・歳出両面において、真に地方の自由度の拡大を図る改革として推進される必要がある。

今後の三位一体改革が地方の意見を十分に反映し、地方分権改革の本旨にかなった改革として着実に推進されるよう、引き続き、全国知事会等と連携し、国に対して、強く要望していくべきである。

第5編 都道府県改革・道州制のあり方

1 都道府県改革の背景・必要性

(1) 背景・理由

① 地方分権改革の推進

目指すべき分権型社会は、国と地方の役割分担を明確にし、地域に係る行政は、地域住民の参加を基本に、地域自らが自己決定と自己責任の原則のもと、地域の実情に応じた行政を展開することが必要である。

今後の行政は、これまで以上に基盤自治体優先の原則、補完性の原理の実現を図る観点から、市町村合併後において規模・能力が拡大した基礎自治体が住民に身近な行政を総合的に担うことから、従来の都道府県と基礎自治体との役割分担の見直しをせざるを得なくなっている。

現在、全国的に市町村合併の取組みが急速に進展しており、平成17年4月には、中国地方あるいは中四国地方全体で、現行の市町村数が半分程度までに再編されることが見込まれることから、都道府県の将来のあり方について方向を定めることが避けて通れない課題となっている。

【参考】中四国の市町村合併の状況（16.10.18 共同通信社調べ）

- 中国地方 308団体 ⇒ 140団体程度（110程度）
- 四国地方 209団体 ⇒ 140団体程度（100程度）
- 中四国地方 517団体 ⇒ 280団体程度（210程度）

※（）は、合併特例法1年延長による18年3月末見込み数

② 複雑かつ広域的な行政需要への対応

一方で、国際化や東アジア経済との一体化の進展、広域交通網の整備、情報通信技術の高度化や国民ニーズの変化を背景に、経済活動がボーダレス化し住民の行動圏が一層拡大・多様化する中で、経済活動や住民の日常生活に係わる行政サービスは、質・量とも変容しつつある。

また、わが国経済の競争力の低下に伴い、製造業を中心に東アジア諸国への事業所移転が進行するなど産業構造が大きく変化する中で、地域産業の空洞化への対応や地域経済の活性化は、地方圏にとって大きな課題となってい

る。また、地球規模による環境対策、産業廃棄物処理など身近な課題においても従来にも増して、相互に関連する事務を地域において総合的に処理すること及び従来の都道府県単位では解決できない広域の圏域における戦略的かつ効果的な対応が求められている。こうした戦略性をもった総合的な施策や広域的な行政課題に対して、迅速な対応を行うには、国の各省庁ごとの縦割りのブロック機関や現在の都道府県の規模・能力では、限界がある。

③ 国・地方を通じた行財政改革の推進

国・地方とも厳しい財政状況が続く一方で、今後、わが国は人口減少時代を迎えるとともに、少子・高齢化が一層進展し、いわゆる団塊の世代がここ数年で年金などの受給者の立場に変わることから、福祉、医療、年金など社会保障関係費の増大が大きな問題となるなど、このままでは財政状況はますます厳しさを増すことは必至である。

また、高度経済成長期に整備した社会資本が、数年で更新時期を迎えることから、新規投資への余力が一層減少することや、少子化の流れの中で、今後、初等中等・高等教育に係る学校の配置や教職員数のあり方、私立学校との役割分担など、社会資本整備や教育の分野についても、抜本的な見直しをせざるを得なくなってきたている。

こうしたことを踏まえれば、国及び地方とも限られた財政の中で、いかに無駄を省き、効率的で効果的な行政運営を行うかが問われており、行政のスリム化に向けた取組みが不可欠となっている。

（2）都道府県再編の必要性

現在の都道府県は、市町村を包括する広域的な地方公共団体として、県域に係わる広域事務や市町村間の連絡調整事務、また、規模・性質において一般の市町村が処理することが適当でないと認められる事務を担うこととされているが、これからは都道府県は、地方分権の趣旨を踏まえ、住民に身近な行政は極力基礎自治体に委ね、補完事務は縮小していく。今後は、自立した広域自治体として、世界的な視野をもってその役割を果たしていくことが求められており、主として高度なインフラ整備、経済活動の活性化、雇用の確

保、国土の保全、広域防災対策、環境の保全、情報通信の高度化などの広域的な課題に対応する能力を高めることが不可欠である。

また、わが国の現状をみると、これまでの中央集権的な行政システムを背景に、行政、産業、金融、情報などが東京及びその周辺に極度に集中した経済社会となっており、人口規模や経済力の面で大都市圏の都府県と地方圏の道県の間に相当の格差が生じている。また、地域経済の空洞化に伴う課題や人口減少時代、少子・高齢化の進展など社会経済情勢の変化のスピードは、それぞれの地域によって大きく異なることも予想されることから、これまでのように国が全国一律・画一的に施策を展開する手法では、こうした課題等に迅速かつ的確に対応することがもはや困難となってきている。

今後は、個性豊かで活力ある地域の創造並びに地域の実情や特色を踏まえた経済の振興を図り、広域自治体としての都道府県が、地域の総合的なプロデューサーとしての役割を一層發揮することが求められる。このため、都道府県自らも改革し、地域で自主的・自立的な行政運営が行えるよう、国からの権限移譲の受け皿としての規模・能力を備え、より広域的かつ効率的な施策運営を総合的に行える新たな広域自治体の構築を図る観点から、都道府県再編を目指すべきである。

(3) 都道府県再編のあり方

① 都道府県間の広域連合

広域連合とは、都道府県としての政治的独立性を保ちつつ、関係都道府県間に共通する特定の行政目的を達成するため、共同で処理することを目的として設立するものであり、現行の地方自治法上の制度として規定されている。現在の広域連合の実態をみると、その大半が市町村で構成されるものであり（県と市町村との広域連合は一部存在）、都道府県間で構成する広域連合は設置されていない。

関係都道府県間の共同処理する事務については、広域連合が主体となって計画的かつ効率的に実施できるメリットがある一方で、広域連合自体には課税権はなく、引き続き、関係都道府県からの財政移転（負担）に依存するとともに、事業実施にあたっては、実質的に構成団体の意向等に左右される

などにより、むしろ調整に時間がかかるとの問題も抱えている。

また、現行の都道府県を存続しながら、新たに広域連合を設立することは、組織上、屋上屋を重ねるものであり、住民から見れば責任の所在がどこにあるのかということが分かりにくいとの指摘もある。

こうしたことから、広域連合は、現行制度上認められているという点では現実的ではあるが、抜本的な再編とは言えず、むしろ、将来の都道府県再編につながる過渡的なものとして位置づけることが適当である。

② 都道府県合併

都道府県合併は、二以上の都道府県を廃止し、一の都道府県を新設する場合などが考えられるが、その手続きについては、従来、地方自治法の規定により、国が合併する地域に係る特別法を制定（特別法の制定にあたっては、関係都道府県民の過半数の同意が必要）する必要があったが、平成16年の通常国会において地方自治法の一部改正が行われ、こうした規定に加えて、関係都道府県の発意により、関係都道府県議会の議決のもとで自主的な合併も可能となる規定の整備が図られたところである。

また、都道府県合併によって、規模・能力の拡大した都道府県には、土地利用、地域交通、産業振興、国土保全などを中心に国から移譲される権限の受け皿として役割が期待される。更に、行政サービスの広域的な提供を通じて、バランスのとれた公共サービスの維持が必要である。

都道府県合併の効果は、広域連合とは異なり、行政区域の拡大に伴い複数の都道府県にまたがっていた政策や施策が一体化されることにより、その区域内に係る広域的な行政をより計画的かつ効果的に推進することが可能となるとともに、都道府県合併によるスケールメリットから組織・人員の効率化にも資するなど行政改革面でのメリットが考えられる。

都道府県合併は、現行の都道府県区域の拡大を通じて、広域的な行政を一層効率的に進められるとともに、将来の国からの権限移譲の受け皿として評価される一方で、実際に権限移譲が進まなければ、地方分権の実現や国の地方支分部局との二重行政の解消など抜本的な改革につながらないとの指摘もある。また、明治以来続いてきた現在の都道府県の枠組みを見直すことについては、

住民の中に県民意識の一体感が強くあることから、県民のコンセンサスを得るために強力な取組みが必要とされる。

なお、自主的な都道府県合併を進める際には、市町村合併と同様、都道府県合併に際して、障害を除去するための特例措置（例えば、地方交付税の算定替え、地方税の取扱い、県議会議員の選出の特例、都道府県合併建設計画への支援など）を定めることも必要となる。

③ 道州制

道州制の定義については、必ずしも統一された制度概念は示されていないが、これまで各界から道州制に関する多くの提言・意見が出されている。主なものとしては、①都道府県を廃止し、新たな地方公共団体を設置するもの（自治的道州制案）、②都道府県を廃止し、国家的性格を有する機関を設置するもの（官治的道州制案）、③都道府県を廃止し、地方公共団体的性格と国家的性格を有する中間団体を設置するもの（中間的道州制案）に分類される。

第27次地方制度調査会答申では、国の役割を重点化し、その機能を地方公共団体に移譲するとともに、眞の分権型社会にふさわしい自立性の高い圏域を形成していく観点から、現行の都道府県に代わる広域自治体として道又は州から構成される制度（以下「道州制」という。）の導入を検討することとしている。

また、道州制の基本的考え方として、「道州制は、現行憲法の下で、広域自治体と基礎自治体との二層制を前提とし、現在の都道府県を廃止し、より自主性、自立性の高い広域自治体として道又は州を設置する。」とし、「道州制の導入に伴い、国の役割は眞に国が果たすべきものに重点化し、その多くの権限を地方に移譲する。」こととし、更に、「国の地方支分部局が持つ権限は、例外的なものを除いて、道州に移管する。」とされている。

今回の答申は、道州の性格を明確に都道府県に代わる新たな広域自治体として位置づけたもの（自治的道州制）であり、国の地方支分部局の大半の権限を備えた道州が、地域ブロックを単位にその地域の実情や特色を踏まえながら、より広域的な社会資本整備、産業振興、雇用、交通・運輸、環境政策、国土保全、広域防災などの広域的な施策を民主的かつ総合的に展開できることか

ら分権型社会にふさわしい地方自治制度として評価されるものである。

しかしながら、道州制の導入にあたっては、まず、道州を地方公共団体として位置づけることについて国の各省庁の合意が得られるのか、また、国の方支分部局のどの範囲の事務権限を道州へ移譲・移管するのか、更には、移譲・移管にあたって、国の方支分部局の管轄区域の整合や職員の身分移管の問題をどのように処理するのか、あるいは、道州の区域をどのように決定し、その議決機関や執行機関はどのような仕組みとするのか、道州への移行を全国一斉に実施するのか、都道府県合併により条件の整った地域から順次移行するのか、その際の税財政制度はどうあるべきかなど、制度を設計する上での多くの解決すべき課題がある。

また、道州制は、わが国の国・地方を通じた政治・行政体制の根幹にかかる問題であることから、県民や国民の合意形成が図られるかという問題がある。

④ 連邦制

連邦制とは、一般に憲法において行政権のみならず立法・司法権が国（連邦政府）と州政府とで明確に分割されている国家形態とされ、このことから州政府は連邦政府から独立性が高く、いわゆる地方主権を実現するには、連邦制こそが理想的であるという意見もある。

単一制国家体制を採用してきたわが国において、連邦制を導入することは、まず、法的整備として立法権の分割や司法権のあり方など現行憲法の根幹に係わる改正が必要となると言われている。

近年では、ベルギーが単一制国家から連邦制国家へ移行した例はあるが、多くの連邦制国家の成り立ちを見ると、民族・言語問題解決など歴史的、社会的あるいは政治的背景から成立しており、わが国の成り立ちや国民意識の現状から、連邦制への移行を制度改革の選択肢とすることは適当でないと考えられる。

(4) 都道府県合併と道州制の評価

前記「(3) 都道府県再編のあり方」を踏まえると、都道府県再編のパターンとしては、都道府県合併と道州制が考えられるが、両者の大きな違いについては、国の地方支分部局の行っている地方行政の大半を自治体化して住民や地方議会の監視におくかどうかである。都道府県合併は、国からの一定の権限移譲の受け皿となり、また、区域の拡大や行政の効率化につながるもの、国の地方支分部局との統合がない場合は、都道府県域を越える広域ブロック単位の戦略を描き、中心となって推進する総合的な行政主体が存在しないこととなり、従来の縦割り行政が残ることとなる。

こうしたことから、我々が目指すべき地方分権の実現を図り、地域自らが地域の個性を發揮する個性豊かで活力ある地域社会の創造、広域的な行政需要への迅速かつ的確な対応、また、国と地方の二重行政の解消による行政運営の一層の総合化・効率化などの観点から、国の地方支分部局や都道府県に代わる新たな広域自治体の姿として、できるだけ早期に道州制（第27次地方制度調査会答申で示されている自治的道州制）を目指すべきである。

2 道州制導入の意義及び目的

(1) 民主化・総合行政の視点

憲法で保障されている地方自治の本旨を踏まえれば、目指すべき道州制とは、現在の都道府県を廃止し、より広域的な単位とした自主性・自立性の高い広域自治体として、現在の国の地方支分部局等の大半の権限を移譲・移管した上で、より民主的に住民の意思を反映できる公選の首長と議会で構成される道又は州を設置するものである。

国と地方公共団体の事務配分の基本的な考え方として、昭和25年（1950年）12月22日に政府に提出された地方行政調査委員会の「地方行政事務再配分に関する勧告」では、「憲法の定める地方自治の原則は、憲法の根本原則たる国民主権に基づく民主的体制を地方行政の部面に採り入れるとともに、これによって、国の民主的政治体制の基礎を培養しようとするものである。国と地方公共団体との間における事務配分の調整は、その事務の性質上当然、

国の処理すべき国の存立のために直接必要な事務を除き、地方公共団体の区域内の事務は、できる限り地方公共団体の事務とし、国は、地方公共団体において有効に処理できない事務だけ行うこととすべきである。」とされ、また、「市町村は住民に直結する基礎的地方公共団体であるから、地方公共団体の事務とされるものは原則として、市町村に配分すべきで、市町村の区域を越えて処理しなければならない事務、市町村で処理することが著しく非能率又は著しく不適当である事務のみが、都道府県に配分される。」とされている。

この勧告から、国と地方の事務配分については、市町村で処理できるものは市町村で処理し、市町村で処理できないものを都道府県の事務とし、都道府県でも処理できないものだけを国が扱うべきであるとする地方公共団体優先の原則、市町村最優先の原則が示され、国は制限列挙された国家の事務のみを行い、他はすべて地方公共団体の事務とし、その基礎付けは、日本国憲法の基本原理としての国民主権に求められている。

更に、昭和38年（1963年）12月27日の地方制度調査会の答申では、「行政は、できる限り住民の身近なところで住民の意思を反映しながら、住民の批判と監視のもとに行わなければならない。また、行政は、相互に関連する事務が地域において総合的に処理されることが、その能率の上からも、住民の便利の上からも必要である。この行政の民主的処理と総合的処理を確保するためには、国、都道府県及び市町村の事務の配分にあたって、国よりも地方公共団体、なかでも市町村を優先させるべきである。このことは、同時に、日本国憲法及び地方自治法の精神に合致する。行政の広域的、均等処理の要請が強まり、行政機構の専門分化の傾向が強くなればなるほど、ますます行政の民主的かつ総合的な処理が要請されるのであって、そのためにもできる限り地方公共団体に優先的に事務を処理させるようにすべきである。」とされている。

従来、県域あるいはブロック毎に国の各省庁の地方機関が設置され、地域の行政事務を行っているが、①各省庁ごとに縦割り的に事務事業の執行がされていることから、他の関連する事業と一体的、総合的に施策を実施することが困難であること、②行政の効率的執行や住民の利便性からは地方公共団体の区域内の事務はできる限り、当該地方公共団体が行うべきであるが、これらの事務の多くを依然として国の地方機関が担っており、広域自治体である都道府県

との間に二重行政の弊害があること、③地域の行政はできる限り住民の批判と地方議会などによる監視のもとに行なうことが、憲法の保障する地方自治の本旨及び国民主権の要請に合致するものであること、など現在の国の地方機関のあり方には多くの課題がある。

地方分権をより一層推進し、国民が真にゆとりと豊かさを実感できる個性豊かで活力に満ちた地域社会の創造を実現するには、国の事務事業は、①国の存立のために直接必要な事務、②全国的な視野における政策の企画立案など真に国家として担うにふさわしい事務のみに限定し、事務事業の執行を含め、広域的な事務は、広域自治体である道州が民意を踏まえて、民主的かつ総合的に実施できる体制を構築する必要がある。

国の地方支分部局等の事務権限や組織の大半を広域自治体としての道州へ移譲・移管することにより、広域的な社会資本整備や交通・運輸政策、産業政策、環境政策並びに国土保全などの施策を、地域の実情や特性を考慮しながら、地域住民の民意を踏まえつつ、民主的かつ総合的に展開することが可能となる。

(2) 自立した地域ブロック形成の視点

現在のわが国の国土構造をみると、第二次世界大戦後の復興過程を経て、欧米への再度のキャッチアップを目指す過程で、東京を頂点とし、名古屋、大阪、広島、福岡に至る太平洋ベルト地帯（いわゆる第一国土軸）に官民の集中投資が行われた結果、この地域に人口や諸機能が集積するとともに、戦後のわが国の高度経済成長を牽引してきた。（この間の面積は、日本全体の4分の1（24%）に過ぎないが、人口で63%，総生産や工業出荷額、卸売販売数などの主要経済指標で70～80%を占め、学術面では、大学生数で80%が集積）

しかし、その後の二度にわたる石油危機と経済の安定成長によって、素材型産業の構造的不振と加工組立型産業の隆盛などを背景に、太平洋ベルト地帯の中での発展にも大きな乖離が生じ、その後の経済のサービス化、ソフト化の流れの中で、企業の中枢管理機能や金融、学術文化機能の東京への一極集中が加速する一方で、経済のグローバル化と東アジア地域の経済面での外資解放、

発展の中で、わが国の製造工場のこれらの国々への移転が急速に進むなど、地方においては、地域産業の空洞化や活力の低下が進行している。

世界規模での地域間競争の激化や少子・高齢化、人口減少に伴う地域社会の活力の低下が懸念される中で、もはや中央政府が統一性と公平性の価値基準を全国画一的に適用するという従来の方法では、こうした課題には通用しなくなっている。首都圏だけで日本経済の牽引役を果たすことも困難になっている。かつて国民の意欲を喚起し、社会全体に活力をもたらし、「経済大国」を実現したわが国の画一的な中央集権システムが、今や機能不全に陥り、日本社会の閉塞感を強め、国民の創造意欲やチャレンジ精神を阻害している。

一方で、中国を始めとする東アジアの経済は、日本が長期停滞に陥る中で、今後も高成長が見込まれ、東アジアの総人口を考えるとアメリカや欧州を越える巨大な経済市場が形成されつつある。経済規制の緩和や地方分権の潮流の中で、日本の各地域が東アジア市場をターゲットに地域の活力や雇用を生み出していくためには、それぞれの地域の特色や個性を重視し、特定の産業分野や東アジアの特定の地域に重点を定めるなど、中央を通さずに地域として独自の国際的な競争力や魅力を向上する施策を展開し、世界に通用するものにしていくことが重要である。

これまでのように、東京などの大都市圏に依存するのではなく、現在のわが国の経済力を土台に地域ブロックレベルのまとまりを促進し、この地域ブロックが域内の諸資源、諸施設を活用し、特色的ある国際交流と連携を行いうる自立した圏域を作り上げていくことが、地域社会の維持向上とわが国全体の発展を図っていく上で重要なっている。現在の県単位では、人口や経済規模で小さくとも、地域ブロック単位の人口と経済規模は、ヨーロッパの有力国やアメリカの有力州に匹敵する規模になっている。(P43、表5-1参照)

21世紀の望ましい国土構造を形成する上からも、府県を越える規模からなる「広域的な地域ブロック」の形成を全国的に展開し、従来のような東京を頂点に国内の各地域（各道府県）が競争する構造から「地域ブロック政府」（道州）が、中央政府や他のブロック政府と連携しながら、地域資源を有効に活用し、自らの判断と責任において政策を総合的に企画立案、決定し、世界で競争する「多極・分権型の国土形成」を目指すべきである。

なお、自立した地域ブロックを実現するためには、次のような課題が想定される。

(自立の促進と誇りのもてる地域の創造)

- ・ 地方分権の目的は、地域が自ら将来の展望を切り拓くことが可能となるよう、地域の自立を促進し、地域資源や文化を重視した誇りのもてる地域を創造することにある。

「画一」、「全国一律」、「硬直」した社会ではなく、人々の価値観に応じた暮らしの「選択可能性」を高め、「多様性」に富んだ「柔軟で美しい国土」を実現していくためには、各地域で質の高い生活と就業を可能とし、それぞれの歴史や風土、文化的蓄積などの地域の特性を生かした自立的な地域づくりを進めていくことが重要である。

- ・ これから地域づくりは、各地域の選択と責任による主体的な取組みを基本として行われるべきである。地域の自立を促進するためには、「官から民へ」、「国から地方へ」という「規制緩和」、「地方分権」のより一層の推進を図るための制度的な条件を整備するとともに、財源面において生活に必要なサービスを提供する生活基盤と地域の自助努力による発展を可能にする国土基盤を一定の条件の中で整備することができるようになるなど機会の均等化を押し進める必要がある。
- ・ このような条件面での整備とともに、各地域は地域の特性を生かしつつ、個性と多様性に富んだ魅力ある地域づくりを進めていくことが求められている。

(活力ある経済社会の構築)

- ・ 国内外の地域間競争が厳しさを増す中で、豊かな生活と雇用の安定を確保できるよう経済や産業構造の改革を進め、活力ある社会を構築することが求められている。
- ・ 地球規模での経済のグローバル化や東アジア地域の経済の急成長に伴い、国境を越えた地域間の競争が一層厳しさを増す中で、企業や人々が国や地域を選ぶ時代になっている。また、少子・高齢化の進展により、

ここ数年でわが国が本格的な人口減少社会に転換することに伴い、経済活力の低下が懸念されている。

- こうした中で、長期停滞から脱皮し、わが国が持続可能な発展を続けていくためには、大幅な規制緩和と国から地方への権限・財源の移譲により、それぞれの地域が地域資源を生かしつつ付加価値の高い産業を育成し、新しい需要に対応する産業を創出することにより、活力ある経済社会を構築していくことが求められている。

(世界に開かれた地域ブロックの形成)

- 世界規模での地域間競争に対応するとともに、各地域ブロックが世界に広く開かれ、それぞれのブロック毎に独自性のある国際的な役割を担い、東京、大阪などの大都市圏に依存しない自立的な国際交流活動を可能とするためには、県境を越えた地域的なまとまりからなる広域的な「地域ブロック」を形成する必要がある。
- これらの地域ブロックでは、アジア・太平洋地域をはじめとする諸外国とのアクセス性を高める空港や港湾の整備とこれらと各都市を結ぶ広域交通基盤、情報通信基盤の下で国際交流に寄与する各種の機能整備とその活用、国際感覚あふれる人材の育成などにより、国際的な経済、学術研究、文化芸術、スポーツ、観光などの多様な分野で魅力的で個性的な交流が展開される。
- また、各地域ブロックで自ら国際的に魅力ある立地環境の整備を進めるとともに、国内の他のブロックや国外との連携や交流を通じて世界に誇りうる地域の整備を促進していく必要がある。
- このような地域の特性を生かした地域ブロックの形成により、個性と活力のある地域からなるわが国の新しい経済社会の構築と多様な国際交流に基づく、世界に開かれた国土を作っていくことが求められている。

〔表5-1〕

【参考】欧米先進諸国と比較した日本の地域ブロックの経済力等

国・地域名	名目GDP(100万ドル)2000年	人口(千人)	面積(千Km ²)
アメリカ	9,963,100	273,131	9,364
日本	4,729,731	126,649	378
ドイツ	1,872,992	82,087	357
関東地域	1,721,712	41,300	36
イギリス	1,414,557	58,744	243
フランス	1,294,249	59,099	552
イタリア	1,073,960	57,343	301
近畿地域	777,437	23,500	27
カナダ	711,070	30,491	9,971
中部地域	672,070	21,500	41
スペイン	558,558	39,418	506
九州地域	413,544	13,500	40
東北地域	407,919	12,300	75
オーストラリア	390,113	8,177	7,741
オランダ	364,766	15,810	42
中国地域	267,229	7,700	32
スウェーデン	227,319	8,861	450
ベルギー	226,648	10,152	31
北海道地域	192,204	5,700	83
オーストリア	189,029	8,177	84
デンマーク	162,343	5,327	43
四国地域	129,554	4,200	19
フィンランド	121,466	5,165	338
北陸地域	115,135	3,100	11
ギリシャ	112,646	10,626	132
ポルトガル	105,054	9,989	92
アイルランド	93,865	3,745	70
沖縄地域	32,927	1,350	2
ルクセンブルク	18,892	429	3

【出典：国土審議会調査改革部会 地域の自立・安定小委員会資料
世界国勢図会】

(3) 行政の一層の効率化の視点

国・地方とも厳しい財政状況が続く一方で、今後、少子・高齢社会の進展、人口減少時代への突入といった社会経済環境が大きく変動することが予想されている。特に、これまで税や保険料拠出の中心となっていたいわゆる団塊の世代が今後、年金などの受給者の立場に変わることにより、福祉、医療、年金をはじめとした社会保障関係費の増大が大きな問題となっている。また、社会資本整備等の投資的経費にあっては、今後、既存の社会資本に係る維持・更新に要する経費が増大する中で、新規投資は抑制せざるを得なくなるなど、社会資本整備全体の見直しも求められている。

制度疲労の著しい戦後型行政システムを改革し、自律的な個人を基礎とする自由かつ公正な社会を形成するのにふさわしい21世紀型行政システムへと転換することが求められる中、まず、現在、行政の守備範囲を見直し、「民間にできるものは民間に委ねる」ことを基本に規制改革・民間開放に向けた取組みが重要である。また、引き続き、行政が担う分野についても、効率的な行政執行の観点から行政のスリム化を目指すとともに、事務事業の重点化を図るなど、一層の行政改革の推進が不可欠である。このような状況を踏まえれば、国・地方公共団体とも、限られた財政の中で、いかに効率的にスリムな行政体制を目指すかが国民的な議論となっており、もはや避けて通ることはできない課題となっている。

現在の国の地方支分部局等と都道府県の関係を見ると、例えば、本県では社会資本整備のうち、国道にあっては約7割、一級河川にあっては約9割を県など（道路の場合は政令市を含む）が管理しているにもかかわらず、国も、それらの一部を管理している。また、重要港湾についても、港湾管理権限は県（一部は基礎自治体）で管理しているにもかかわらず、国も一部事業を実施している。更に、県内区域のみの事業者等への指導監督については、都道府県が監視指導を行っている一方で、国も同様に指導監督を行うなど、国と都道府県の間で行政客体の重複が生じている。

このため、本来、地域内で完結するような事業執行についても、県のみでなく、国との協議・調整を要するものが多く、その際には、国の本省のみならず、国の地方支分部局をはじめ出先機関との調整・協議を含め、三重・四重の

事務手続を要するなど、行政の非効率性も指摘されている。

このような重複行政の弊害は、住民から見れば責任の所在が分かりにくく、また、事務処理や調整に多大な時間や費用を要するとともに、類似する事務事業に国と都道府県双方が組織を持ち、人的配置を行う必要があるなど、極めて非効率な行政運営を余儀なくされている。

こうした観点から、国の地方支分部局等と複数の都道府県が合体した道州制の導入は、広域的な行政サービスを道州で一体的かつ総合的に実施することにより、これまで国と都道府県で施策の競合が指摘されていた「重複行政」の解消につながるとともに、スケールメリットを活かし、国・都道府県職員の効率的な配置による人件費削減をはじめ行政コストの一層の削減にもつながるものと期待される。(表5-2参照)

〔表5-2〕

【参考：道州制導入による行財政効率化】

【職員の削減効果の例】

- ・例えば、中国5県の県職員数と人口がほぼ同規模の愛知県の県職員数を比較した場合、地理的条件や県域面積に違いはあるものの、相当数の職員削減が可能となる。

(中国5県：人口 7,732千人、面積 31,811km²)

(愛知県：人口 7,043千人、面積：5,123km²)

区分	一般行政職	教職員	警察	計
中国5県(A)	22,974	65,996	15,565	104,535
愛知県(B)	10,312	45,740	13,216	69,268
(A) - (B)	12,662	20,256	2,349	35,267

(参考) 平成15年地方公共団体定員管理調査(総務省)

【道州制導入による財政収支試算の例】

① 自民党国家戦略本部国家ビジョン策定委員会試算例(平成14年12月3日)

- ・重複行政の解消により都道府県職員、国の出先職員の2分の1程度削減可能

削減効果 ▲2.2兆円

- ・地方の投資的経費は、徹底的な民間移行と適材適所による見直し

削減効果 ▲7.3兆円

合計 ▲10兆円程度

② 民主党道州制推進本部プロジェクトチーム試算例(平成12年6月)

- ・補助金行政の廃止、不必要的公共事業の削減、地方支分部局の廃止等

歳出削減額 約15兆円+α

3 道州の役割と権限

(1) 道州制における国と地方の役割分担

憲法の保障する地方自治の本旨は、住民自らが自らの地域のことを考え、自らの責任で治めていくこと、地域のことは、地域の自主性、主体性を持って、自らの判断と責任のもとに、地域の実情に沿った行政を行っていくことである。

現行の地方自治法では、中央政府である国の役割は、①外交、防衛、通貨など国際社会における国家としての存立にかかる事務、②私法秩序の形成等公正取引の確保や生活保護基準など全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務、③公的年金や基幹的交通基盤など全国的な規模で若しくは全国的な視点に立って行わなければならない施策及び事業の実施など、国が本来果たすべき役割を重点的に担うこととされて、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体に委ねることを基本としているところである。

こうした趣旨は、地域において行政が担うべき分野の事務を住民に身近な行政という観点から積極的に地方公共団体に委ねるということであり、これにより地方公共団体の役割の拡大と充実を図ろうとするものである。

また、「国が本来果たすべき役割」にかかる事務であっても、その役割に係る事務のすべてを国が自ら直接行うことを意味するのではなく、国は制度の枠組みや基本的な準則のみを定め、具体的な施策や事業は、企画立案から執行までを地方公共団体に委ねるべきである。

このような考え方を踏まえれば、国の役割のうち、全国的な規模で又は全国的な視点に立って行わなければならない施策及び事業の実施にあたっては、限定された一部に縮小すべきである。

一方で、住民に身近な基礎自治体の役割は、従来の市町村優先の原則、補完性の原理をこれまで以上に実現し、福祉、保健衛生、教育、まちづくり、農山漁村整備など住民に身近な行政や住民生活に密接する社会資本整備など、住民に身近な総合的な行政主体として、区域内における行政をできるだけ自己完結的に処理することが求められる。

また、道州については、市町村合併により規模・能力の拡大した基礎自治

体を包括する広域自治体として、基礎自治体との役割分担のもと、世界的な視野をもって、広域の圏域における戦略的かつ効果的な行政を展開していくことが求められており、そのためには、広域的な社会資本整備、交通・運輸、産業、雇用、防災・危機管理、国土保全、環境政策など、より専門性が高く圏域全体の視点に立った業務や基礎自治体相互の連絡調整事務を担うことが求められる。

(2) 国の地方支分部局等のあり方

新たな広域自治体である道州が、世界的な視野を持ちつつ、ブロック圏域における戦略的かつ効果的な行政を展開していくためには、その役割を担うにふさわしい権限と税財源を持つことが必要である。こうしたことから、まず、現在の国の地方支分部局等に関する事務事業を道州へ移譲・移管することが前提となるが、移譲・移管にあたっては、第27次地方制度調査会答申を踏まえ、一部例外を除き、道州へ移譲・移管されることを基本とすべきである。

具体に道州へ移譲・移管すべき国の地方支分部局等の事務権限の仕分けにあたっては、地方分権改革推進会議が作成した国の地方支分部局の概要を参考とし、次の考え方を基本に整理した。

- ① 國際社会において国家として存立にかかる事務については、国が引き続き、その事務を担うこと。
- ② 全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動又は地方自治に関する基本的な準則に関する事務については、その制度の枠組みや準則は、引き続き、国が担うこととするが、制度運用等において、地方で実施可能なものは、道州等が担うこととすること。
- ③ 全国的な規模で又は全国的な視点に立って行わなければならない施策及び事業の実施については、その制度の枠組みは、引き続き、国が担うこととするが、国民の利便性や事務執行の効率性等の観点から、地方で実施可能なものは、道州等が担うこととすること。
- ④ 現在の国の地方支分部局の事務のうち、上記①～③のいずれもあてはまらない事務については、道州等が担うこととすること。

以上の考え方をもとに、道州へ移譲・移管すべき國の地方支分部局等は、次のとおりと考えられる。

[表 5-3]

【道州へ移譲・移管すべき主な國の地方支分部局等】

中央省庁	國の地方支分部局等	定員数
内閣府		
國家公安委員会	管区警察局、府県通信部	4, 660
公正取引委員会	地方事務所	160
総務省	管区行政評価局 総合通信局	925 1, 535
法務省	法務局、地方法務局 地方入国管理局	11, 979 2, 263
財務省	財務局	4, 800
国税庁	税関 国税局	8, 334 54, 307
厚生労働省	地方厚生局 検疫所	739 —
社会保険庁	都道府県労働局 地方社会保険事務局	23, 222 16, 623
農林水産省	地方農政局、地方農政事務所	19, 226
林野庁	森林管理局	5, 325
水産庁	漁業調整事務所	151
経済産業省	経済産業局 鉱山保安監督部	2, 202 232
国土交通省	地方整備局 地方運輸局 地方航空局	22, 768 4, 684 665
気象庁	管区気象台、地方気象台	3, 993
海上保安庁	管区海上保安本部	10, 658
環境省	自然保護事務所	—
	合 計	199, 451

【道州へ移譲・移管されない主な國の地方支分部局等】

中央省庁	國の地方支分部局等	定員数
内閣府		
防衛施設庁	防衛施設局	2, 601
法務省	矯正管区	170
公安調査庁	地方更生保護委員会、保護観察所 公安調査局	1, 379 1, 104
国土交通省	航空交通管制部	1, 200
	合 計	6, 454

(3) 国、道州、基礎自治体の役割分担の考え方 (P57・58、図5-4、表5-5参照)

道州制における国、道州、基礎自治体の役割と権限については、既存の行政事務について、単に国か地方かに仕分けするのではなく、将来の規制緩和や民間開放の必要性という視点も含め検討することが望ましい。こうしたことも踏まえながら、主な分野ごとに分けて整理すると次のとおりである。

① 国家の基本に関する分野

- ・ 国民国家としての統合及び国際社会における国家としての存立にかかるものとして、外交、防衛や裁判所、検察等の司法関係及び通貨政策、国籍、出入国管理及び国税徴収の準則などについては、引き続き、国の役割とすべきである。
- ・ 出入国管理に係る事務のうち、取締りについては、道州が担い、旅券交付事務については、住民の利便性の観点から基礎自治体が担うことが適当と思われる。
- ・ なお、国税徴収事務については、ドイツやカナダなどの徴税や財源調整方法を参考に、道州又は独立した徴税組織が徴税を一体的に行う仕組みについても検討すべきである。

② 社会保障・環境衛生分野

- ・ 公的年金、福祉、保健医療、環境衛生等の分野については、それぞれの制度の枠組みや準則については、引き続き、国の役割とすることが適當であるが、制度に係る詳細な運営や事業執行については、地方の事務とし、とりわけ、福祉、保健医療、衛生に係る事務は、すべての基礎自治体が担うことが適當と思われる。
- ・ 道州にあっては、基礎自治体の規模を越える広域的な法人指導や医療計画などや、緊急的な感染症対策や食品安全対策などの危機管理を主に担うべきである。
- ・ なお、独立行政法人化された国立病院・診療所については、今後、自立に向け完全民営化も視野に、行政の役割を一層縮小すべきと考える。

一方、公立病院にあっても、民間医療機関との機能分担を考慮し、その使命が終わったものについては、廃止又は民営化を進めるとともに、

引き続き、その必要性が認められる場合にあっても、独立行政法人化を検討することも必要である。

また、これまで都道府県や基礎自治体が行ってきた広域水道事業や流域・公共下水道などについては、公設民営化を進めるべきである。

③ 教育分野

- ・ 義務教育を含む初等・中等教育については、憲法の保障する教育の機会均等及び国民の教育水準の確保の観点あるいは国際的な技術開発や人材育成の観点から、教育制度の根本に関わる制度の枠組みは、国の責務とすべきと考えるが、その運用にあたっては、地方分権の趣旨を踏まえつつ、地方の裁量を一層高める仕組みが重要である。
- ・ なお、独立行政法人化した国立大学や公立大学については、上記の国立病院や公立病院と同様に、行政の役割を縮小すべきである。

④ 社会資本整備関係分野

- ・ 道路、港湾、空港をはじめ、社会資本整備に関する事務については、国際的な交流基盤あるいは国土全体の中核・根幹的な基盤整備に係るものとの制度の枠組みについては、国の役割と考えられるが、整備・管理にあたっては、道州又は基礎自治体が地域の実情を踏まえつつ、効果的・効率的に行うべきである。
- ・ 例えば、地方空港については、現在、空港の役割や機能等から国と県に分かれて管理しているところであるが、全国的なネットワークを基本とする航空管制業務を除き、国管理地方空港については、すべて道州へ移管すべきであり、特に、国際物流や人的交流としての拠点性の高い空港については、出入国管理と一体となって、道州が管理すべきである。
- ・ また、港湾についても、重要港湾・地方港湾の指定のあり方を検討するとともに、空港と同様、国際物流や人的交流としての拠点性の高い港湾の管理は、道州が行うこととするが、他の港湾については、原則、基礎自治体へ移管すべきである。なお、今後の港湾経営にあたっては、民間の経営手法を活用できる港務局（現在の港湾法で規定）制度の導入を検討すべきである。

⑤ 産業・雇用分野

- ・ 産業政策については、地域の特色ある産業集積を活かしつつ、東京や中央政府を介さず、地域ブロック圏ごとに東アジア諸国をはじめとした諸外国の各地域との経済交流を一層高めていくという観点から、その多くの事務は道州が中心となって担うべきである。
- ・ また、雇用・労働政策についても、産業政策と表裏一体のものであることから、地域産業の振興と併せて、地域の実情に沿った雇用対策を進めることが重要である。こうしたことから、今後、国の役割は、産業政策については、国際的な視点から競争力を高める産業政策の枠組みや産業活動に起因する私法秩序の形成や公正取引の確保などに特化すべきである。また、雇用・労働政策については、全国的に定めるべき雇用・労働条件の制度の枠組みや準則にとどめるべきと考える。
- ・ 公設試験研究機関については、独立行政法人化の検討とともに、機能分担を踏まえた上で、関連する試験研究機関の統廃合を進めるべきである。

⑥ 治安・安全

- ・ 治安及び警察行政のうち、国際犯罪やテロ対策など、国家存立に大きく関わる問題については、国家的な危機管理の観点から、国の責務は重要と考えるが、具体的な捜査や警備にあたっては、現在の都道府県警察を基本とし、例えば、管区警察局、入国管理局、管区海上保安本部などの各業務を統合した陸・海・空の新たな警察組織の形態とすべきか、その際、国家的警察業務と地方警察業務を司る職員の身分はどうするのか、あるいは、国際犯罪やテロ対策等に特化した国家警察と地方警察に分けるべきかなど、更に検討すべきである。

(4) 道州に対する国の関与のあり方

今後、道州が内政に関し、幅広い権限を担うこととなるが、道州に対する国の関与のあり方は、法律で制度の大枠のみを定め、道州が地域の実情に沿った施策を展開できるよう、詳細な手続きや基準の設定は、政令や省令では

なく、できるだけ条例に委任するなど、国の関与を最小限とすべきである。また、道州に影響を及ぼす法令の制定・改廃等を行う場合には、あらかじめ道州の意見を十分に聴取しこれを反映させるための有効な仕組みを制度的に保障すべきである。

一方で、国が本来全国的な規模で又は全国的な視点に立って行うべき施策及び事業の一部については、国民の利便性や事務執行の効率性及び総合性の観点から道州が担うべきところであるが、その際、従来の機関委任事務制度の必要性が議論されることも予想される。機関委任事務制度は、住民の代表である議会や監査委員による監視機能を著しく制限するものであることから、その制度の復活については、容認されるものではなく、道州へ移譲・移管する事務を自治事務とするのか法定受託事務とするのかという、事務・権能に係る規定の再構成が必要となる。

(5) 道州と基礎自治体の関係

道州と基礎自治体との関係については、引き続き、対等・協力の関係のもと、それぞれの役割分担を踏まえつつ、住民の福祉の向上を基本に地域における事務を担うものである。道州制における基礎自治体は、住民に最も身近な総合的な行政主体として、また、これまで以上に自立性の高い行政主体となることが求められている。

こうした観点から、道州制に移行した後は、自立性の高い行政主体としての役割を一層発揮できるよう、基礎自治体の更なる再編が期待されるとともに、こうした基礎自治体に対しては、国から地方へ移譲される権限や現在の都道府県の事務権限のうち、基礎自治体が担うことがふさわし事務事業は原則として移譲・移管を推進すべきである。また、その際には、基礎自治体への関与のあり方についても、必要最小限にとどめるなど十分に配慮される必要がある。

また、道州制の導入により、都道府県区域の拡大とともに、多くの権限を持つ強大な道州政府の実現によって、地域内での集権化につながることのないよう、道州内分権を進めることも重要である。原則、基礎自治体内で完結する事務事業などは、基礎自治体が担うことを前提とし、基礎自治体を越え

る事務事業のうち、住民の利便性や事業執行の効率性から地域性の高い事務事業については、道州の地方機関が担うこととなるが、その際には、本庁と地方機関との縦割り的な行政とならないよう、地方機関の総合化や企画立案・調整機能の強化について検討する必要がある。

なお、基礎自治体においては、平成17年3月の合併後においても地理的条件などから、引き続き、小規模な自治体にとどまる地域も存在することになるが、こうした小規模な自治体に対して、区域が一層拡大した道州政府がすべての補完的な行政を担うことは、住民の利便性や行政執行の効率性の観点からみても、好ましくはないことから、今後は、例えば、福祉、教育、保健衛生など住民に身近な行政サービスについては、できるだけ近隣の基礎自治体との連携や広域連合などの共同処理方式を活用していくことが望ましい。

(6) 道州と大都市（政令指定都市・中核市・特例市）の関係

① 道州制における都市制度のあり方

現在、人口20万人以上の都市については、政令指定都市をはじめ、中核市、特例市制度が創設され、都市の人口規模に応じて都道府県の権限の一部を担っているところである。こうした都市にあっては、すでに都市計画をはじめ、福祉、保健衛生や道路管理などまちづくりに関する事務を主体的に実施しており、引き続き、地域内で完結する行政事務の多くを移譲・移管すべきである。

特に、現在の中核市、特例市については、これまでの実績と経験を十分に持ち合わせていると考えられることから、政令指定都市に準じて更なる権限移譲を進めるべきである。

また、道州制に向けて、他の都市においても更なる行政体制の整備を図る観点から、少なくとも現在の中核市や特例市が有する行政権限を付与できるよう、更なる合併が期待されるとともに、例えば、特例市の指定要件を10万人程度に引き下げることや、あるいは人口要件に係わりなく意欲ある都市については、これらの市に準じた権限移譲を認めるなど、一層の要件緩和についても検討される必要がある。

② 政令指定都市制度のあり方

一方で、政令指定都市制度については、第28次地方制度調査会で検討を行うこととされており、その論点としては次のとおり考えられている。

- 道州制における大都市制度をどのように考えるか。
 - ① 現行の指定都市と同様に、道州の下に置かれる市に関する特例と位置付けることとするか。
 - ・この場合、都区制度と指定都市制度の併存についてどう考えるか。
 - ② 首都及び大都市圏（三大都市圏以外の圏域も含む。）について、かつての特別市と同様に、道州の区域から外れ、道州とみなされる特例的な市（都市州）を設けることとするか。
 - ・この場合、都市州に区を設け、公選の区長と区議会の議員を擁することとするか。
 - ③ あるいは、首都又は首都圏についてのみ②のような制度を設け、その他の圏域については①のような制度を設けることはあり得るのか。
 - ・さらに、②のような制度を三大都市圏にまで拡大することが考えられるか。

政令指定都市を道州の区域から完全に分離独立し、道州と同様な権限を持つ「都市州」とすることについては、次の点から問題がある。

- 広域的な行政需要への迅速かつ戦略的な対応を目指すためには、現在の都道府県区域の拡大が求められる一方で、現在の都道府県区域よりも更に狭小なミニ道州のような都市州を全国に十数か所（現行政令指定都市の場合、東京都も含めて14都市）も設置することは本来の道州制導入の意義に合致しない。
- 政令指定都市は、地域ブロック内でも最も人口や産業経済や都市機能等が集積し、将来、地域ブロックを牽引する役割を期待されるところであるが、その都市が道州の区域から完全に分離独立することになれば、道州として地域ブロックの自立に向けた広域的かつ戦略的な施策を展開することは困難となる。
- 政令指定都市においても、住宅、広域交通あるいは廃棄物処理や水資源問題など、周辺都市や地域との相互依存関係にあることから、政令指定都市が都市州になった場合、独自にこうした地域との連携・調整を円滑に行うことは困難である。

- 行政に対する住民ニーズがますます複雑かつ多様化する中にあって、基礎自治体として、こうした住民ニーズに的確に対応しつつ、併せて、大都市を超える都市圏全体としての広域的な行政需要にも十分対応することは困難である。

一方で、政令指定都市は、人口や産業をはじめ、企業や行政などの中枢管理機能が集積していることから、地域内外からの人口移動も多く住民の行政に対するニーズは他の都市に比べ、より複雑かつ多様化することが予想される。こうした中で、住民自治の観点から、大都市においては、住民と行政との距離が大きいとの指摘もあることから、今後、大都市経営に多くの住民の参加を促し、住民の意見を行政に反映させる地域内分権を図る仕組みが求められる。

このため、例えば、政令指定都市内の行政区単位を特別区のように法人格を付与した基礎自治体として、住民生活に密接に関わる行政サービスは、特別区が担う一方で、特別区ごとに対応するには非効率なサービス（上下水道、廃棄物処理、消防など）や大都市特有な高次都市機能の充実や広域的な交通ネットワークなどは道州政府が担うこととするなど、現行の都と特別区の関係も参考としながら、新たな制度設計についても議論する必要がある。

③ 道州と大都市との役割分担

道州制に移行した後も道州内の大都市は、地域発展の核として道州の中で重要な役割を担うことが期待される。

また、大都市は人口が稠密で、高度な都市機能や産業機能が集積し、その影響が一般の都市以上に広くかつ大きく周辺地域に及んでいるため、周辺地域との一体的な整備が不可欠であり、大都市を含む交通ネットワークや環境保全、防災など広域的な行政課題への対応が求められている。

こうした課題に対しては、道州政府がブロック全体の各都市圏との役割分担も見据えながら、大都市とその周辺地域を含め広域的かつ戦略的な視点から調整機能を含め、その役割を果たす必要がある。

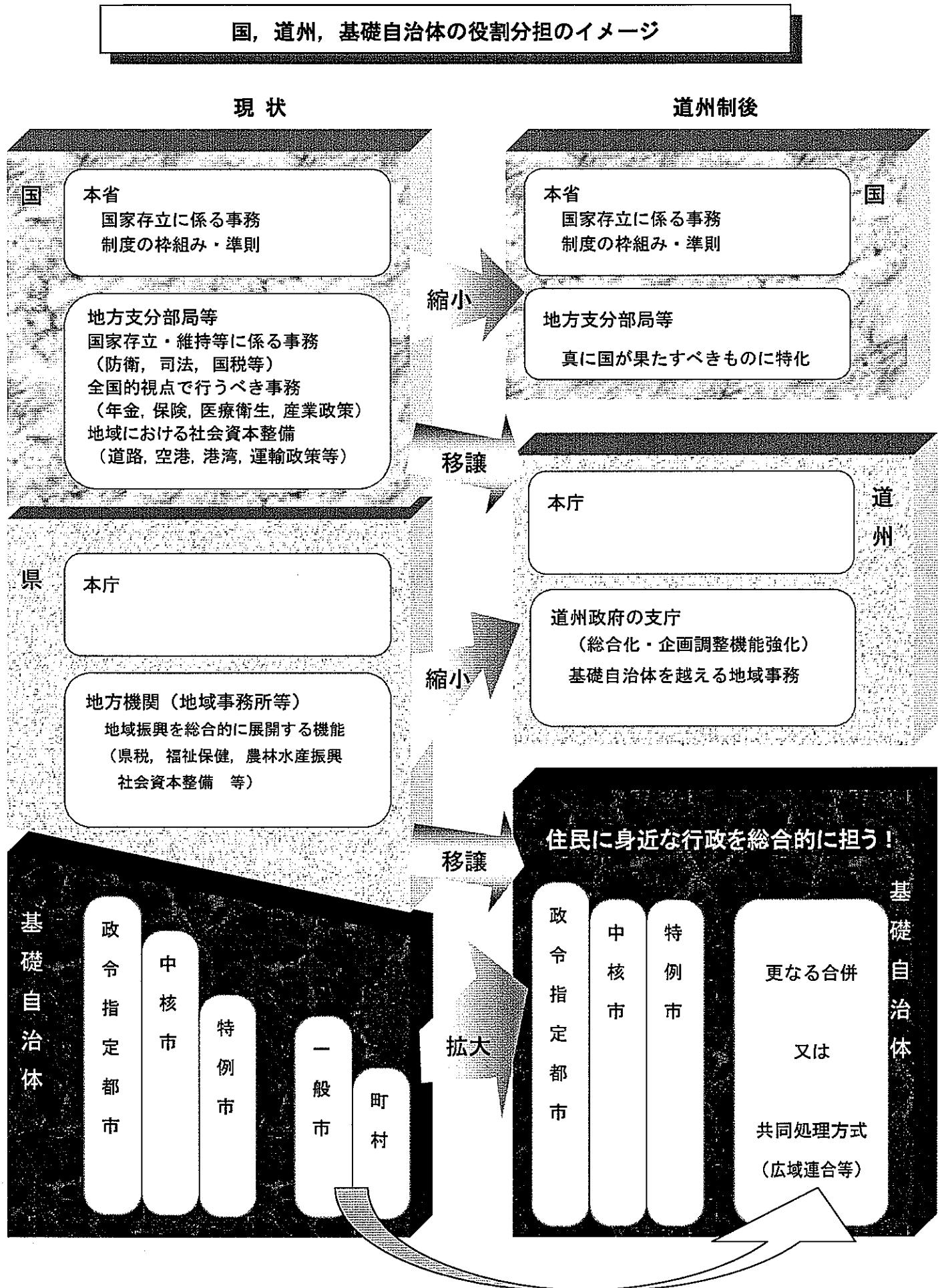
道州制における大都市の役割分担については、基礎自治体として、十分な規模・能力を有することから、国や現在の都道府県が行っている事務のうち、

例えば、これまで、国や都道府県が担ってきた国土保全（砂防、急傾斜崩壊対策、治山、治水、海岸保全等）に関しても、まちづくりや地域の防災対策の観点から地域内において完結するものについては、これらの都市へ移譲・移管すべきである。

また、義務教育に関する現在の都道府県の権限（教職員給与負担、学級編制権及び教員定数権など）や高等学校の設置運営については、道州制による区域の大幅な拡大を考慮すれば、少なくとも大都市区域については、今後、これらの市へ移譲・移管を検討すべきである。

一方、道州の自立に向けて、広域的かつ戦略的な施策を展開することが求められることから、国際交流機能を高めるための拠点となる空港・港湾の整備や国土管理上の中枢・根幹をなす道路網及び道州内の主要都市を結ぶ広域交通体系の整備等については、各都市との連携も図りながら、道州が主体的に担う必要がある。こうしたことから、例えば、政令指定都市が有する道路管理権限のうち、広域的なネットワークを形成するものは、道州へ一元化するほうが効率的であると考えられる。

(図5-4)



〔表5-5〕

国・都道府県・基礎自治体の役割と権限

【現状】 1/2

行政分野	国	道府県	基礎自治体
基本	司法(裁判所, 矯正, 更正施設) 検察 国税徴収 通貨管理 外交, 通商, 関税 国政, 登記(企画, 手続事務) 出入国管理 行政監察 栄典	道府県税徴収 旅券交付	市町村税徴収 戸籍, 住民登録
安全	防衛, 防衛施設管理 国際犯罪, テロ対策 大規模災害 密輸, 密航監視取締 検疫, 税関	警察 広域災害応援 危険物の許認可	消防, 救急
福祉・保険	生活保護・福祉施策の企画 広域法人指導 戦没者・遺族等援護の企画 健康保険の企画 年金(企画, 実施)	生活保護の実施, 福祉事務所 介護事業者指導 障害者更生相談 児童相談, 児童福祉施設入所 福祉法人, 施設指導等 戦没者・遺族等援護(手続)	生活保護実施, 福祉事務所(市) 介護保険事業 高齢者福祉サービス 障害者福祉サービス 保育所運営 老人保健, 国保(財政, 実施)
医療・衛生	保健医療施策の企画 医療従事者資格 広域法人指導等 国立病院運営 医薬品製造許可等 麻薬等薬物(製造等)取締 感染症対策(企画, 危機管理) 難病対策(企画) 食品安全(企画, 危機管理) 水道事業認可(給水5万人超)	地域医療計画策定 地域医療体制整備 医療従事者確保対策 医療法人, 医療機関指導等 公立病院運営 医薬品販売業許可等 麻薬等薬物(流通等)取締 感染症対策(予防・監視) 難病対策(相談, 医療給付等) 地域保健対策(保健所) 食品安全(危機管理, 衛生対策) 生活関係衛生 水道事業認可(給水5万人以下) 広域水道事業(実施)	公立病院運営 水道事業(実施)
教育・文化	公私立大学設置認可 国立大学設置 義務教育(企画) 学校法人指導(大学) 国宝, 重文指定	公立大学(設置, 運営) 公立小中学校設置認可 義務教育(学級編成, 定数) 義務教育(教職員任命, 給与) 公立高等学校運営 盲聾養護学校運営 学校法人指導(高, 小中・専門)	公立小中学校運営 義務教育(教科書採択等)

国・道州・基礎自治体の役割と権限

【道州制後】1/2

基礎自治体	国	道 州	基礎自治体
基本	司法(裁判所, 矯正, 更正施設) 検察 国税徴収 通貨管理 外交, 通商, 関税 国政, 登記(企画, 手続事務) 祭典	道府県税徴収 (共同徴税機構等も検討) 出入国管理・旅券交付 行政監察	市町村税徴収 戸籍, 住民登録 旅券交付
安全	防衛, 防衛施設管理 国際犯罪, テロ対策 大規模災害	警察 広域災害応援 密輸, 密航監視取締 検疫, 税関	消防, 救急 危険物の許認可
福祉・保険	生活保護・福祉施策の企画 戦没者遺族等援護の企画 健康保険の企画 年金(実施)	障害者更生相談 児童相談, 児童福祉施設入所 広域法人指導 戦没者遺族等援護(手続) 政管健保(実施)老人保健, 国保(財政) 年金(実施)	生活保護実施, 福祉事務所 介護保険事業・業者指導 高齢者福祉サービス 障害者福祉サービス 保育所運営 福祉法人, 施設指導等 老人保健, 国保(実施)
医療・衛生	保健医療施策の企画 医療従事者資格 医薬品製造許可等 感染症対策(企画) 難病対策(企画) 食品安全(企画)	地域医療計画策定 地域医療体制整備 医療従事者確保対策 広域法人指導等 公立病院運営 麻薬等薬物(製造等)取締 感染症対策(危機管理) 食品安全(危機管理) 水道事業認可 広域水道事業(実施)	医療法人, 医療機関指導等 公立病院運営 医薬品販売業許可 麻薬等薬物(流通等)取締 感染症対策(予防・監視) 難病対策(相談, 医療給付等) 地域保健対策(保健所) 食品安全(衛生対策) 生活関係衛生 水道事業(実施)
教育・文化	義務教育(企画) 国宝, 重文指定	公私立大学設置認可 公立大学(設置, 運営) 公立小中学校設置認可 義務教育(学級編成, 定数) 義務教育(教職員任命, 給与) 公立高等学校運営 盲聾養護学校運営 学校法人指導(大, 高, 小中・専門)	公立小中学校運営 義務教育(教科書採択等)

国・都道府県・基礎自治体の役割と権限

【現状】 2/2

行政分野	国	道府県	基礎自治体
社会資本整備	高速自動車道(企画, 整備) 一般国道(指定区間)整備, 管理 一級河川(指定区間外)管理 重要港湾指定 空港管理(主要地方空港) 国土保全(砂防, 地すべり等) 保安林指定, 管理(重要流域) 都市公園(国営) 土地改良(国営)	一般国道(指定区間外)整備, 管理 都道府県道整備, 管理 一級河川(指定区間)管理 二級河川管理 港湾管理(特重, 重要港湾, 地方港湾) 漁港管理(広域, 地方) 空港管理(地方空港) 国土保全(砂防, 地すべり等) 保安林指定, 管理(重要流域外) 都市計画(区域区分) 流域下水道 都市公園 公営住宅整備, 管理 建築基準 土地改良	市町村道整備, 管理 準用河川管理 港湾管理(重要港湾, 地方港湾) 漁港管理(地方) 都市計画(地区計画等) 公共下水道 都市公園 公営住宅整備, 管理 建築基準(特定行政庁のみ) 土地改良
交通・通信	運輸施策(交通計画, 物流企画) 自動車運送, 海運業等許可 自動車登録検査 航空管制 情報通信, 放送(企画, 監視)	地域交通対策(鉄道, バス) 地域情報基盤整備	地域交通対策(バス)
産業・経済	原子力等エネルギー政策 科学技術開発支援 公正取引(企画, 取締) 中小企業対策(企画, 助成) 産業政策(企画, 助成) 観光振興(旅行業, ホテル登録) 農地保全(転用許可4ha以上) 指定漁業許可	科学技術開発支援(公設研究機関) 商工団体指導 中小企業対策(融資, 助成) 中心市街地活性化, 商店街振興 地域産業政策 企業立地政策 観光振興事業 農地保全(転用許可) 農林水産業団体指導 農林水産業の基盤整備 漁業許可, 漁業権免許	中心市街地活性化, 商店街振興 地域産業振興(地場, 伝統工芸等)
雇用・労働	雇用施策(企画) 職業安定(職業紹介, 雇用保険) 労使紛争調停等(中労委) 労働基準, 労働災害(企画・監督)	地域雇用施策 職業能力開発支援 労使紛争調停(地労委)	地域雇用施策
環境	地球温暖化対策(企画) 環境基準(企画) 自然環境保護対策(国設) 国立公園(指定, 管理)	産業廃棄物対策 公害防止対策(大気, 水質等) 浄化槽 自然環境保護対策 公園事業(実施)	一般廃棄物処理対策 公害防止対策(騒音, 振動) 公園事業(実施)
生活一般	消費者保護(企画, 規制) NPO認可	消費者保護(相談) 青少年健全育成 NPO認可	消費者保護(相談) 青少年健全育成

国・道州・基礎自治体の役割と権限

【道州制後】2/2

行政分野	国	道州	基礎自治体
社会資本整備	高速自動車道(企画) 重要港湾指定(国際中核のみ)	高速自動車道(整備) 一般国道整備, 管理 道府県道(広域)整備, 管理 一級河川管理 二級河川(広域)管理 港湾管理(特定重要港湾) 漁港管理(広域のみ) 空港管理 国土保全(広域の砂防, 地すべり等) 保安林指定, 管理(広域) 流域下水道 都市公園(大規模) 土地改良(大規模)	道府県道(地域完結)整備, 管理 市町村道整備, 管理 二級河川(地域完結)管理 準用河川管理 港湾管理(重要港湾, 地方港湾) 漁港管理(地方) 国土保全(砂防, 地すべり等) 保安林指定, 管理(地域完結) 都市計画 公共下水道 都市公園 公営住宅整備, 管理 建築基準(特定行政庁のみ) 土地改良
交通・通信	運輸施策(交通計画, 物流企画) 航空管制 情報通信, 放送(企画, 監視)	地域交通対策(鉄道, バス) 自動車運送, 海運業等許可 自動車登録検査 地域情報基盤整備	地域交通対策(バス)
産業・経済	原子力等エネルギー政策 科学技術開発支援 公正取引(企画) 中小企業対策(企画) 産業政策(企画)	科学技術開発支援(公設研究機関) 公正取引(取締) 中小企業対策(融資, 助成) 中心市街地活性化, 商店街振興 地域産業政策(企画・助成等) 企業立地政策 観光振興事業(ホテル業登録等) 農林水産業団体指導 農林水産業の基盤整備(大規模) 漁業許可, 漁業権免許	商工団体指導 中心市街地活性化, 商店街振興 地域産業振興(地場, 伝統工芸等) 農地保全(転用許可) 農林水産業の基盤整備
雇用・労働	雇用施策(企画) 労使紛争調停等(中労委) 労働基準, 労働災害(企画)	地域雇用施策 職業紹介・職業能力開発支援 労使紛争調停(地労委) 労働基準, 労働災害(監督)	地域雇用施策
環境	地球温暖化対策(企画) 環境基準(企画) 国立公園(指定)	産業廃棄物対策 公害防止対策(大気, 水質基準) 自然環境保護対策 国立公園(管理)公園事業(実施)	一廃処理対策 公害防止対策(大気, 水質, 騒音, 振動) 浄化槽 公園事業(実施)
生活一般	消費者保護(企画)	消費者保護(規制) 青少年健全育成(広域) NPO認可(広域)	消費者保護(相談) 青少年健全育成(地域完結) NPO認可(地域完結)

4 道州制の区域のあり方

道州制を導入するにあたっては、道州をどのような区域・枠組みとするのかが大きな課題となる。過去の道州制等に関する各種提言をみると、概ね全国を10程度のブロック割りとする意見が大勢を占めている。

道州制の区域については、歴史的・地理的、文化的な諸条件や広域交通網や経済圏のつながりなどを総合的に勘案して判断されるべきものであることから、現行の政治・行政的なつながり、企業活動等の経済的なつながり、人口移動等の社会的なつながり、歴史的・文化的なつながり、国土計画上の地域区分などについて、以下の指標等を参考に分析を行った。

【主な指標】

(1) 政治・行政的なつながり

- ・衆議院比例代表選挙の選挙区の状況
- ・主な国の地方支分部局の管轄区域の状況

(2) 経済的なつながり

- ・県外企業の広島県内出先機関の管轄区域の状況
- ・貨物流動の状況

(3) 社会的なつながり

- ・人口移動の状況
- ・旅客流動の状況

(4) 交通ネットワーク

- ・道路（高速道路、国道）の状況
- ・鉄道の状況
- ・都市間高速バスの運行状況

(5) 歴史的・文化的なつながり

(6) 国土計画上の地域区分

- ・全国総合開発計画上の地域区分の状況

(7) その他

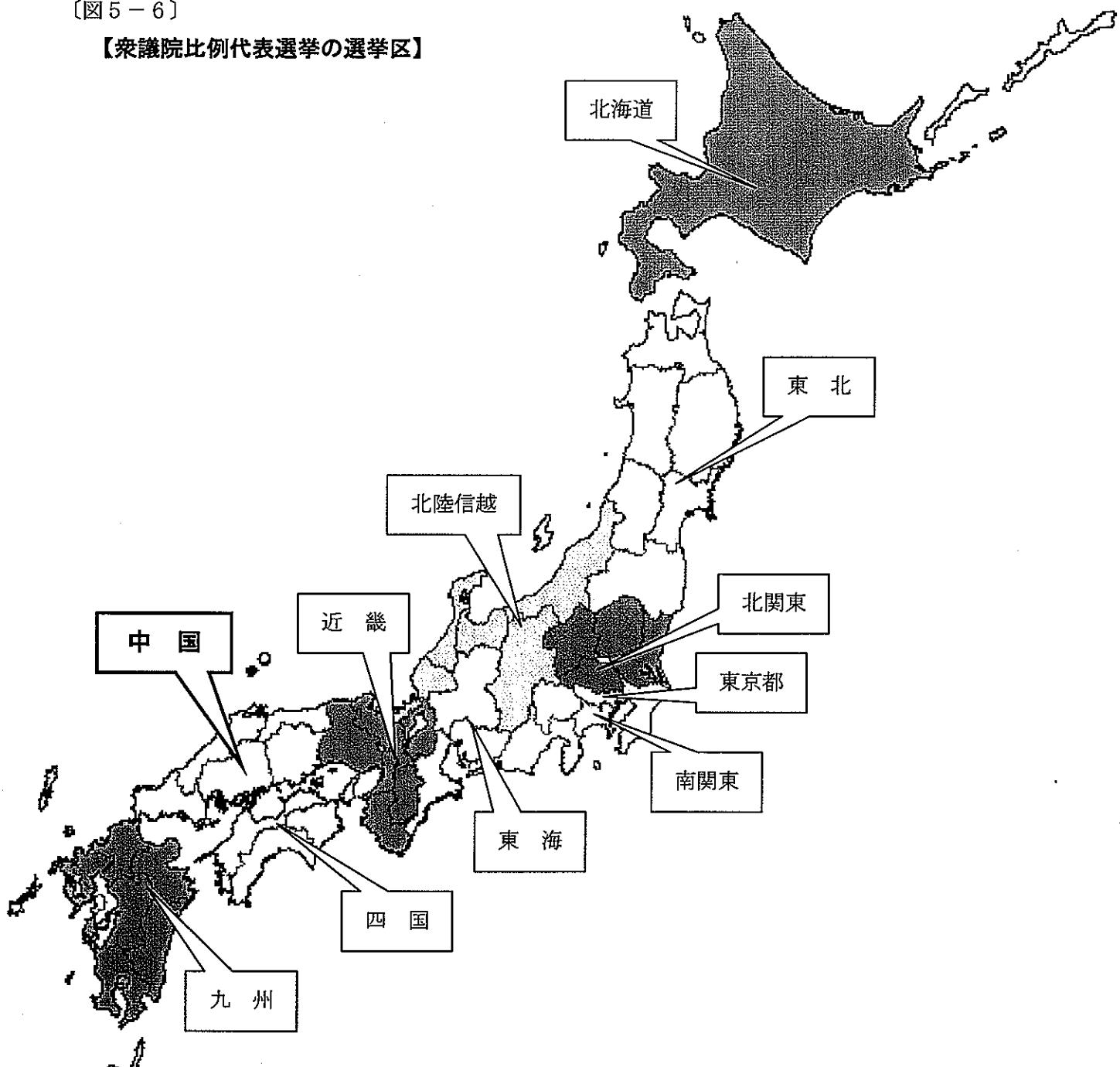
- ・電話発信先の状況
- ・広域エリアの団体及び団体支部の設置状況

(1) 政治・行政的なつながり

- 衆議院の比例代表制については、全国を11ブロックに分割しており、本県の場合には、中国地方を一つの区域（中国ブロック）として設定されている。（図5-6参照）
- 国の地方支分部局等の管轄区域を見ると、管区行政評価局、地方厚生局、地方農政局、森林管理局、管区海上保安本部など一部を除いて、概ね国の地方支分部局等の配置は、中国ブロックと四国ブロックに分けて管轄している。（P64、図5-7参照）

〔図5-6〕

【衆議院比例代表選挙の選挙区】



〔図5-7〕

主な国の地方支分局の管轄区域一覧表

省庁等	人事院	内閣府	総務省			法務省				
地方支分局	地方事務局	国家公安委員会 管区警察局	防衛施設庁 防衛施設局	管区行政評議局	総合通信局	公正取引委員会 地方事務所	矯正管区	地方史生保護委員会	法務局	地方人団管理局
地方支分局の数		9	9	8	8	11	6	8	8	8
北海道		北海道警察通信部	札幌	北海道	北海道	北海道	札幌	北海道	札幌	札幌
青森県										
岩手県										
宮城県	東北	東北	仙台	東北	東北	東北	仙台	東北	仙台	仙台
秋田県										
山形県										
福島県										
茨城県										
栃木県										
群馬県										
埼玉県	関東	関東	東京	関東			東京	関東		
千葉県										
東京都		東京都警察通信部			関東	本局*1			東京	東京
神奈川県			横浜							
新潟県										
富山县										
石川県										
福井県										
山梨県										
長野県										
岐阜県										
静岡県										
愛知県	中部	中部		中部	東海	中部	名古屋	中部	名古屋	中部
三重県										
滋賀県										
京都府										
大阪府	近畿	近畿	大阪	近畿	近畿	近畿中国四国	大阪	近畿	大阪	近畿
兵庫県										
奈良県										
和歌山县										
鳥取県										
島根県										
岡山県										
広島県	中国	中国	広島	中国四国	中国	近畿中国四国	広島	中国	広島	広島
山口県										
徳島県										
香川県	四国	四国			四国	近畿中国四国	高松	四国	高松	四国
愛媛県										
高知県										
福岡県	九州	九州	福岡	九州		九州	福岡	九州	福岡	九州
佐賀県										
長崎県										
熊本県										
大分県										
宮崎県										
鹿児島県										
沖縄県	沖縄事務所		那覇	沖縄行政評議事務所	沖縄総合通信事務所	沖縄総合事務局				

主な国の地方支分局の管轄区域一覧表

省庁等	財務省			厚生労働省		農林水産省		経済産業省		国土交通省			
地方支分局	財務局	税関	国税庁 地方国税局	地方厚生局	検疫所	地方農政局	林野庁 森林管理局	地方経済産業局	地方整備局	地方整備局 田畠建設局の管轄	地方運輸局	海上保安庁 管区海上保安本部	
地方支分局の数	10	9	12	7	13	9	7	9	10	10	10	11	
北海道	北海道	函館	札幌	北海道	小樽	北海道開発局	北海道	北海道	北海道開発局	北海道開発局	北海道	第1	
青森県													
岩手県													
宮城県	東北		仙台	東北	仙台	東北		東北	東北	東北	東北	第2	
秋田県													
山形県													
福島県													
茨城県						東京							
栃木県													
群馬県													
埼玉県	関東		関東信越	関東信越		関東		関東	関東	関東			
千葉県						成田空港・東京							
東京都		東京	東京			東京							
神奈川県		横浜				横浜						第3	
新潟県						新潟						第9	
富山县	北陸		金沢			北陸							
石川県													
福井県													
山梨県													
長野県								中部					
岐阜県													
静岡県													
愛知県	東海	名古屋	名古屋	東海北陸	名古屋	東海		中部	中部	中部	中部	第4	
三重県													
滋賀県													
京都府												第8	
大阪府	近畿	大阪	大阪	近畿	大阪・關西空港	近畿	近畿中国	近畿	近畿	近畿	近畿		
兵庫県		神戸			神戸							第6/第8	
奈良県													
和歌山县													
鳥取県													
島根県													
岡山県													
広島県	中国	広島	中国四国	広島				中国	中国	中国	中国	第6	
山口県													
徳島県												第5	
香川県	四国	高松						四国	四国	四国	四国		
愛媛県													
高知県													
福岡県		福岡	九州	福岡				九州	九州	九州	九州	第7	
佐賀県													
長崎県													
熊本県	九州	熊本				九州	九州					第10	
大分県													
宮崎県													
鹿児島県													
沖縄県	沖縄総合事務局	沖縄地区税關	沖縄国税事務所		那霸	沖縄総合事務局		沖縄総合事務局	沖縄総合事務局	沖縄総合事務局	沖縄総合事務局	第11	

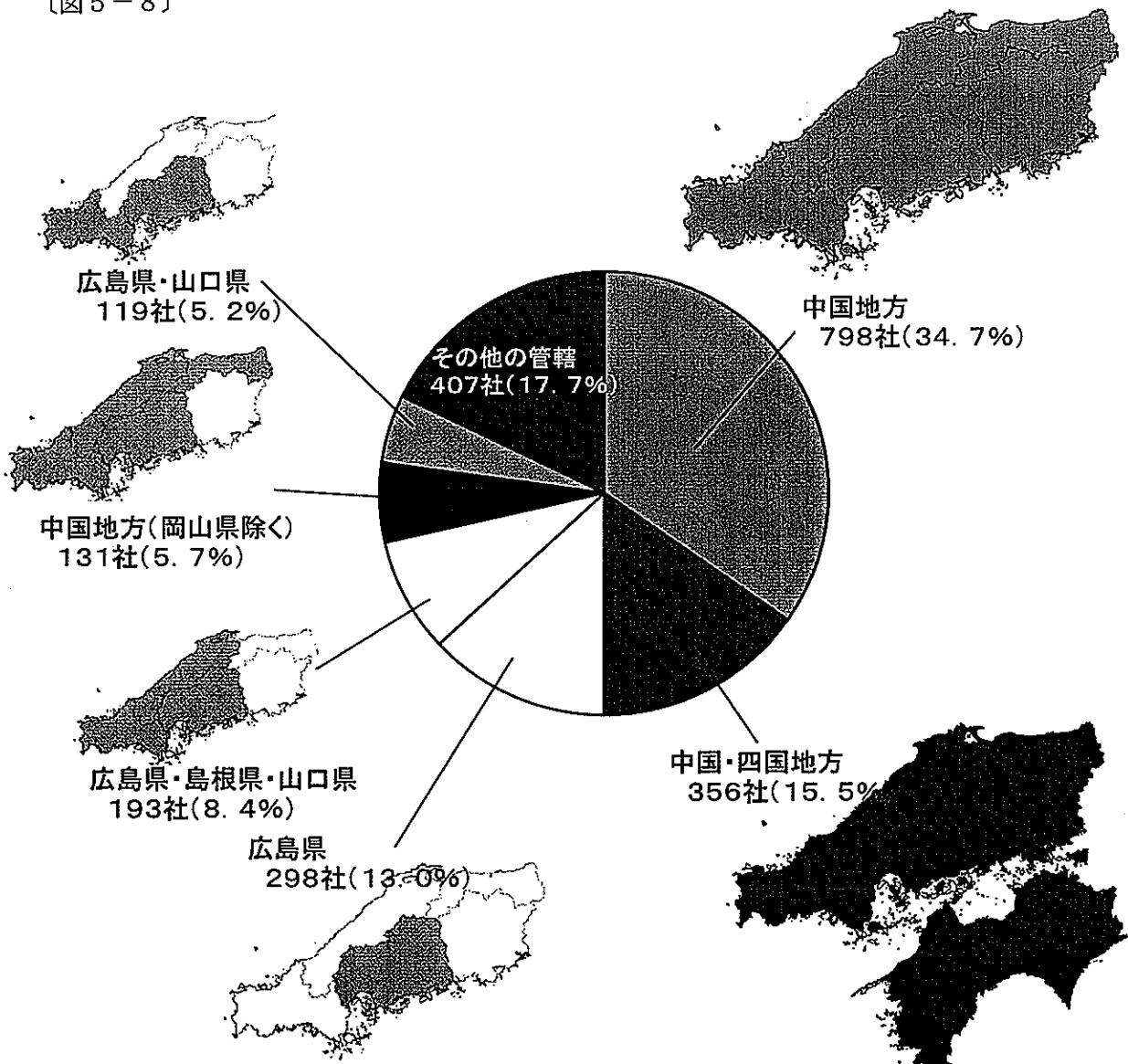
(2) 経済的なつながり

県外企業の広島県内出先機関の管轄区域の状況

(広島の会社名鑑平成10年版 新潮社、第一経済レポートより)

- 広島県内にある県外企業(建設・製造・販売、金融・サービス業)の出先機関(支店、営業所等)の管轄区域を見てみると、全体では、中国地方を管轄区域とする企業が最も多く(35%)、次に多いのは、中国・四国地方を管轄する企業となっている。(約16%)
- 業種別では、金融・サービス業を除く建設・製造・販売などの企業については、中国地方を管轄区域とする企業が最も多く(約38%)、次に多いのは、中国・四国地方を管轄区域とする企業となっている。(約17%)
- なお、金融・サービス業では、本県区域内を管轄する企業が最も多く(約41%)、次いで中国地方(約18%)、中国・四国地方(約11%)の順となっている。

[図5-8]

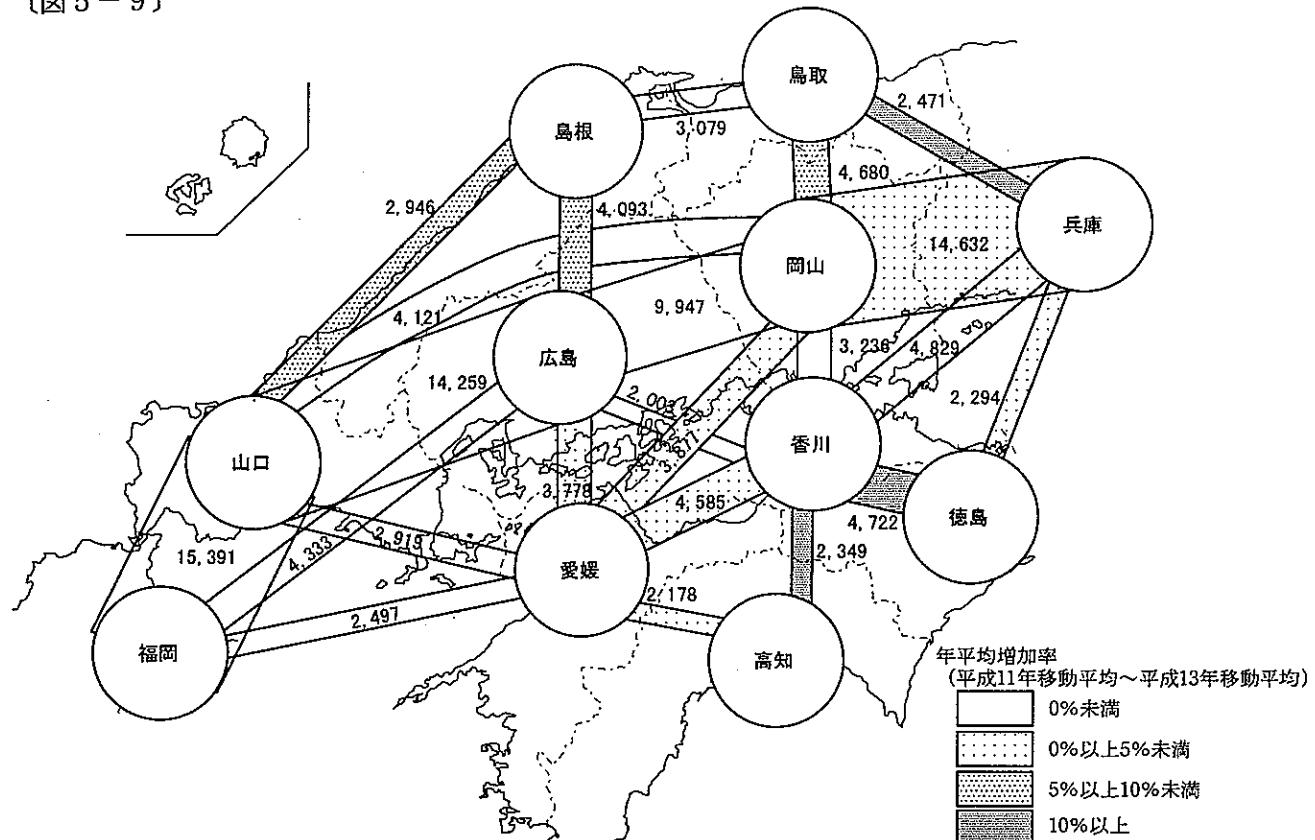


区分	建設・製造・販売	金融・サービス業	合計
広島県	130社	6.9%	298社 13.0%
広島県・山口県	78社	4.1%	119社 5.2%
広島県・島根県・山口県	169社	9.0%	193社 8.4%
中国地方(岡山県除く)	126社	6.7%	131社 5.7%
中国地方	725社	38.4%	798社 34.7%
中国地方・四国地方	311社	16.5%	356社 15.5%
その他の管轄	348社	18.4%	407社 17.7%
計	1,887社	415社	2,302社

貨物流動（平成11年度～平成13年度の3か年平均）

- 平成11年度～平成13年度の3か年平均の貨物流動から県間の影響関係を見ると、本県では山口県と岡山県との交流が最も高くなっている。また、島根県では、本県との交流が最も高くなっている。なお、岡山県では近畿地方、山口県では九州地方との交流も高くなっている。
- 四国地方との影響関係について見る、四国3県（香川、愛媛、徳島）では、いずれも近畿地方との交流が最も高いが、香川県、愛媛県の瀬戸内沿岸地域では、岡山県、広島県との交流も高い。

(図5-9)



鳥取県	岡山	島根	兵庫									
	4,680	3,079	2,471									
島根県	広島	鳥取	山口									
	4,093	3,079	2,946									
岡山県	兵庫	広島	大阪	愛知	福岡	愛媛	鹿児島	香川	千葉	大分		
	14,632	9,947	8,983	8,295	6,188	3,871	3,501	3,236	2,855	2,827		
広島県	山口	岡山	大阪	兵庫	福岡	愛知	島根	愛媛	大分	千葉	香川	
	14,259	9,947	8,539	5,329	4,333	4,119	4,093	3,778	3,330	2,393	2,003	
山口県	福岡	広島	大分	兵庫	鹿児島	大阪	千葉	岡山	愛知	島根	愛媛	神奈川 東京
	15,391	14,259	10,435	9,351	7,516	6,299	4,559	4,121	3,141	2,946	2,919	2,615 2,157
徳島県	香川	大阪	兵庫									
	4,722	3,302	2,294									
香川県	大阪	兵庫	愛媛	岡山	福岡	高知	広島					
	5,127	4,829	4,585	3,236	2,457	2,349	2,003					
愛媛県	大阪	香川	岡山	広島	山口	福岡	高知					
	4,975	4,585	3,871	3,778	2,919	2,497	2,178					
高知県	千葉	和歌山	香川	愛知	愛媛	神奈川						
	4,275	2,705	2,349	2,194	2,178	2,004						

(注) 単位は千トン

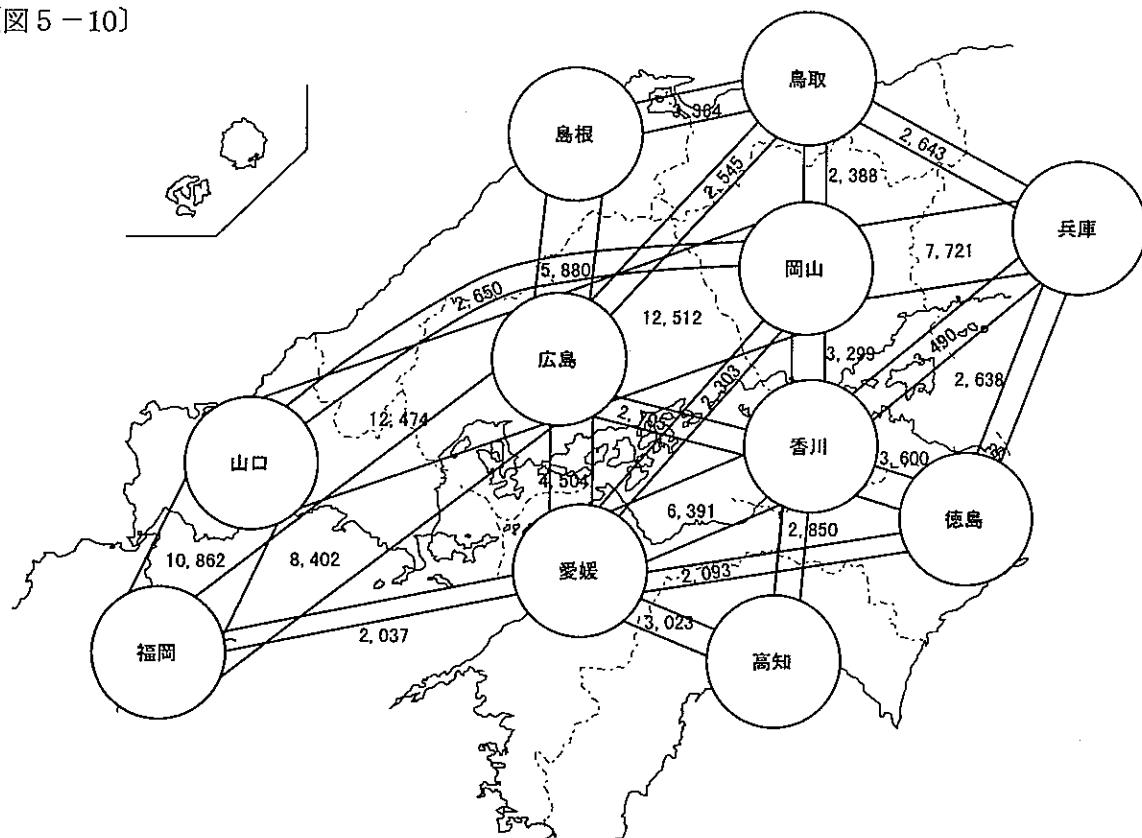
(資料) 国土交通省「貨物流動調査」

(3) 社会的なつながり

人口移動（平成14年）

- 人口移動の県間の影響関係を見ると、平成14年においては、本県では、岡山県、山口県の交流が最も高くなっている。また、島根県では本県との交流が最も高く、鳥取県との交流も高い。
- 四国地方の影響関係を見ると、香川県と愛媛県との交流が最も高く見られるが、徳島県、高知県では、近畿地方（大阪府）との交流が最も高くなっている。なお、愛媛県では、本県との交流も高い。

[図5-10]



島根県	島根	大阪	兵庫	広島	岡山														
	3,364	3,228	2,634	2,545	2,388														
島根県	広島	島根	大阪	東京															
	5,880	3,364	3,170	2,043															
岡山県	広島	大阪	東京	兵庫	香川	福岡	神奈川	山口	鳥取	愛媛	愛知	京都							
	12,512	8,490	5,236	7,721	3,299	3,187	2,798	2,605	2,388	2,303	2,209	2,110							
広島県	岡山	山口	大阪	東京	福岡	神奈川	兵庫	島根	愛媛	千葉	愛知	埼玉	京都	香川	鳥取	長崎			
	12,512	12,474	11,124	10,683	8,402	7,525	7,367	5,880	4,504	3,876	3,595	3,004	2,976	2,705	2,545	2,213			
山口県	広島	福岡	東京	大阪	神奈川	岡山	兵庫	千葉											
	12,474	10,862	4,342	4,214	2,740	2,650	2,501	2,050											
徳島県	大阪	香川	兵庫	愛媛	東京														
	3,706	3,600	2,638	2,093	2,010														
香川県	愛媛	大阪	東京	徳島	兵庫	岡山	高知	広島											
	6,391	5,612	3,815	3,600	3,490	3,299	2,850	2,705											
愛媛県	香川	大阪	広島	東京	兵庫	高知	岡山	神奈川	徳島	福岡									
	6,391	6,300	4,504	4,346	3,496	3,023	2,303	2,140	2,093	2,037									
高知県	大阪	愛媛	香川	東京															
	3,458	3,023	2,850	2,411															

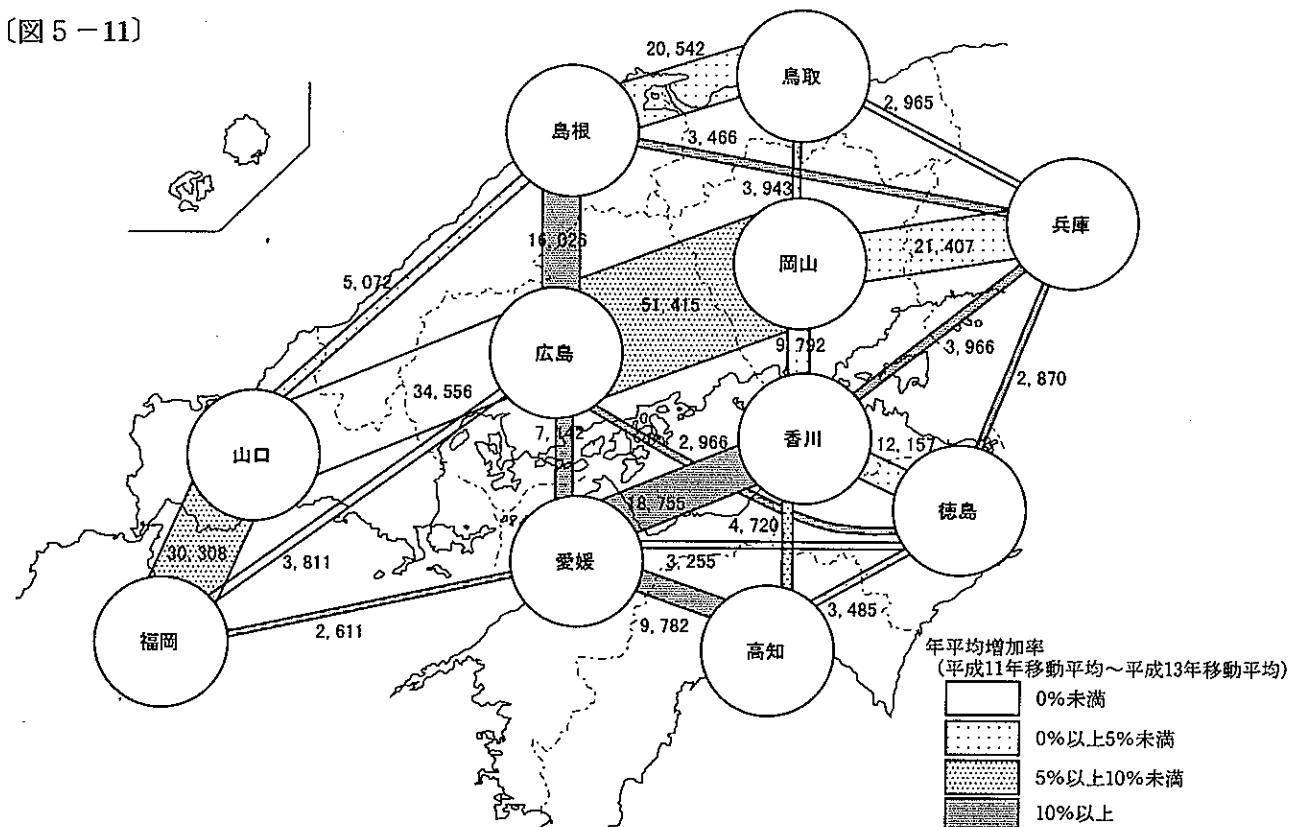
(注) 単位は人

(資料) 総務省「住民基本台帳人口移動報告年報」

旅客流動（平成11年度～平成13年度の3か年平均）

- 平成11年度～平成13年度の3か年平均の旅客流動から県間の影響関係を見ると、本県では、島根県、岡山県、山口県との交流が最も高くなっている。また、島根県と鳥取県との交流もかなり高い。なお、山口県、岡山県については、福岡県、兵庫県との交流も高い。
- 四国地方の影響関係を見ると、総じて四国4県間の交流は高いが、香川県、愛媛県については、岡山県、広島県との交流も高い。

〔図5-11〕



鳥取県	島根	岡山	兵庫	大阪					
	20,542	3,942	2,965	2,828					
島根県	鳥取	広島	山口	兵庫	滋賀				
	20,542	16,026	5,072	3,466	2,416				
岡山県	広島	兵庫	香川	大阪	鳥取	福岡	東京		
	51,415	21,407	9,792	5,426	3,943	2,829	2,537		
広島県	岡山	山口	島根	東京	愛媛	大阪	福岡	徳島	熊本
	51,415	34,556	16,026	11,710	7,142	5,674	3,811	2,966	2,287
山口県	広島	福岡	島根	山形					
	34,556	30,308	5,072	2,719					
徳島県	香川	高知	愛媛	兵庫					
	12,157	3,485	3,255	2,870					
香川県	愛媛	岡山	高知	三重	兵庫				
	18,755	9,792	4,720	4,710	3,966				
愛媛県	香川	高知	広島	徳島	三重	大阪	福岡		
	18,755	9,782	7,142	3,255	2,804	2,670	2,611		
高知県	愛媛	香川	大阪	徳島	愛知				
	9,782	4,720	4,035	3,485	2,971				

(注) 単位は千人

(資料) 国土交通省「旅客地域流域調査」

(4) 交通ネットワーク

道路（高速道路、国道）

- 中国地方の道路ネットワークを見ると、山陽側では、山陽自動車道の開通や国道2号バイパスの整備により、例えば、広島から岡山、山口まで概ね2時間から3時間以内で到達可能となっている。
- 一方で、広島から山陰側の松江、鳥取までは、4時間から5時間程度（国道利用の場合は、鳥取まで6時間以上）かかることから、山陰側との道路ネットワークが大きな課題となっている。
- 四国とのネットワークについては、岡山県側からは本四架橋と高松自動車道の整備により、高知まで大幅に時間短縮が図られているが、本県並びに中国地方西部及び山陰地方からは、なお、相当な時間を要する。

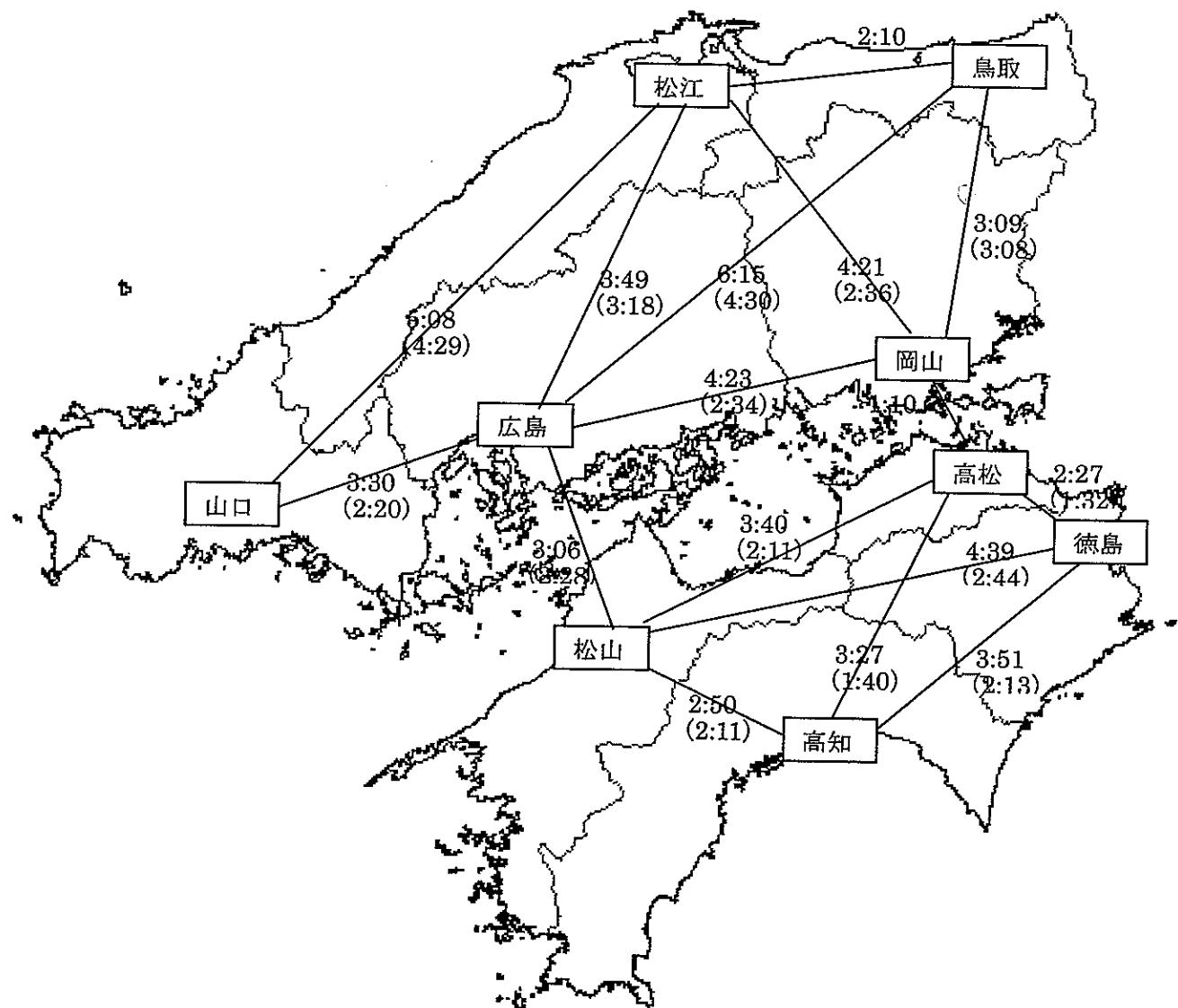
中国・四国地方の道路利用の必要時間

上段：一般道路利用の時間（中国・四国間のみ自動車道利用）

下段：高速道路利用の時間

※2002～2003の道路時刻表から

[図5-12]



鉄道

- 中国地方の鉄道ネットワークを見ると、山陽側は、新幹線利用により、岡山から山口まで、概ね2時間半程度で到達可能となっているが、陰陽及び山陰では、今なお、相当の時間を要する。なお、岡山を起点とすれば、中国地方の県庁所在地まで、概ね3時間以内で到達可能となっている。
- 四国地方については、各県庁所在地までの概ね3時間から5時間程度かかるなど、鉄道ネットワークに大きな課題がある。

中国・四国地方の鉄道利用の必要時間

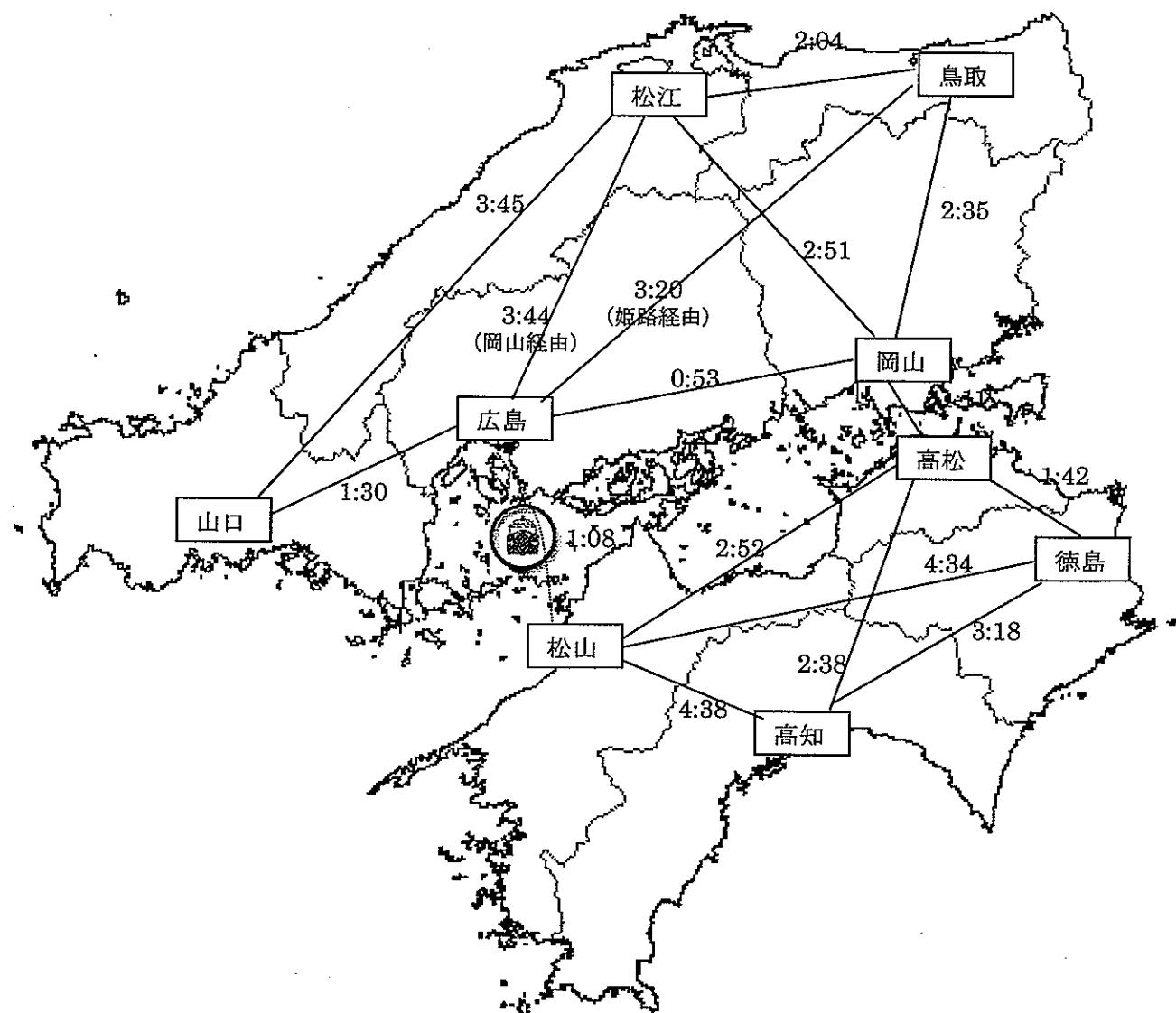
※「駅すぱあと」による最短時間の経路を選択

したがって、新幹線利用のために迂回している例がある。

所要時間には、「駅すぱあと」による乗車時間、乗り換え時間、その他の時間を含む。

※広島・松山間は高速艇の所要時間

[図5-13]



都市間高速バス

- 中国・四国地方発着の高速バスのネットワークについて見ると、本県では、中国・四国地方の県庁所在地以外の主要な都市にも路線を開設するなど、都市間ネットワークを形成している。

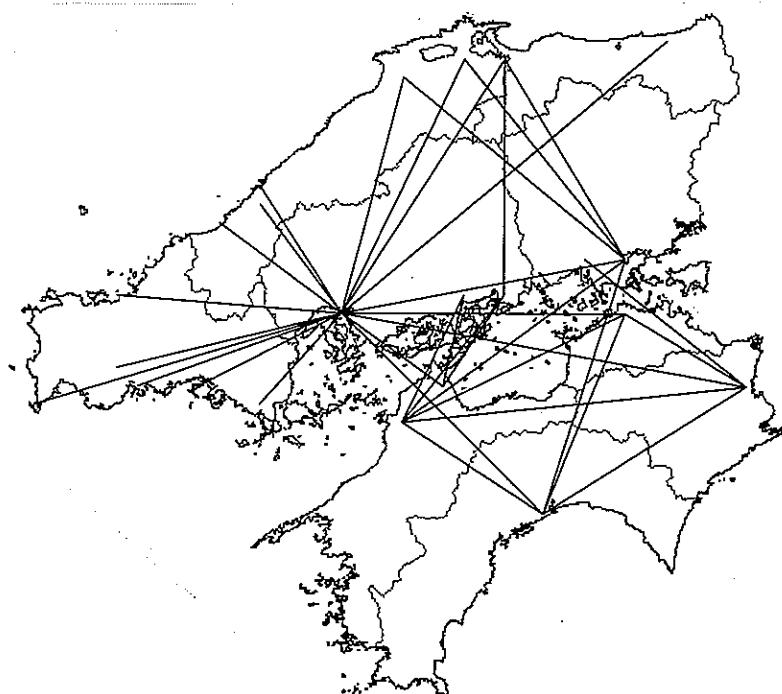
中国四国地方発着の高速バス路線(網掛け部分) [図 5-14]

	東京	神奈川	愛知	京都	大阪	兵庫	鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	福岡	長崎
鳥取																	
島根																	
岡山																	
広島																	
山口																	
徳島																	
香川																	
愛媛																	
高知																	

中国四国地方内の高速バス路線(詳細)

	鳥取県		島根県					岡山県		広島県			山口県					徳島	香川	愛媛県	高知		
	鳥 取	米 子	松 江	出 雲	益 田	浜 田	有 福	岡 山	倉 敷	福 山	尾 道	広 島	徳 山	防 府	湯 田	田 布 施	萩	下 関	徳 島	高 松	今 治	松 山	高 知
鳥取																							
島根																							
岡山																							
広島																							
山口																							
徳島																							
香川																							
愛媛																							
高知																							

※H16年10月時刻表より。※同一県内の高速バス路線は除く



(5) 歴史的・文化的なつながり

① 古代

中国地方は古墳時代、中国山地を中心とする砂鉄生産、平野部の農業生産力、瀬戸内海沿岸地域の塩の生産という豊かな経済基盤を有し、出雲、吉備という大きな勢力を有していた。

7世紀後半、律令制で五畿七道の行政区域が確立し、山陰道のうちの因幡、伯耆、隱岐、出雲、石見の5カ国と山陽道のうちの美作、備前、備中、備後、安芸、周防、長門の7カ国が現在の中国地方を構成し、南海道のうち讃岐、阿波、伊予、土佐の4カ国が現在の四国地方を構成している。

(P74、図5-15参照)

② 中世

鎌倉時代には、東国武士が下り、守護・地頭として地域に根を下ろした。

室町時代には、周防の大内氏が中国地方西半分と九州北部を支配する守護大名となり、尼子氏は、山陰一円から山陽地方までを支配するようになる。

また、中国という呼称は古代から畿内と九州の中間的な意味で使われていたが、室町時代に現在の中国地方を示す呼称として確立している。

戦国時代には、安芸の毛利氏が中国地方一円から伊予、北九州までの勢力圏を形成し、四国では長宗我部氏が四国全域を攻略するなど、大きな勢力移動があった。

江戸幕府成立以降は、親藩・譜代・外様大名を錯綜して配置し、親疎・大小を入れこませることによって、互いの結束を妨げようとする政策がとられた。

③ 近現代

明治維新後の廃藩置県により、都道府県が設置されたが、旧藩の区画を継承したため、古代からの行政区画が現在の都道府県の区画に継承されている。

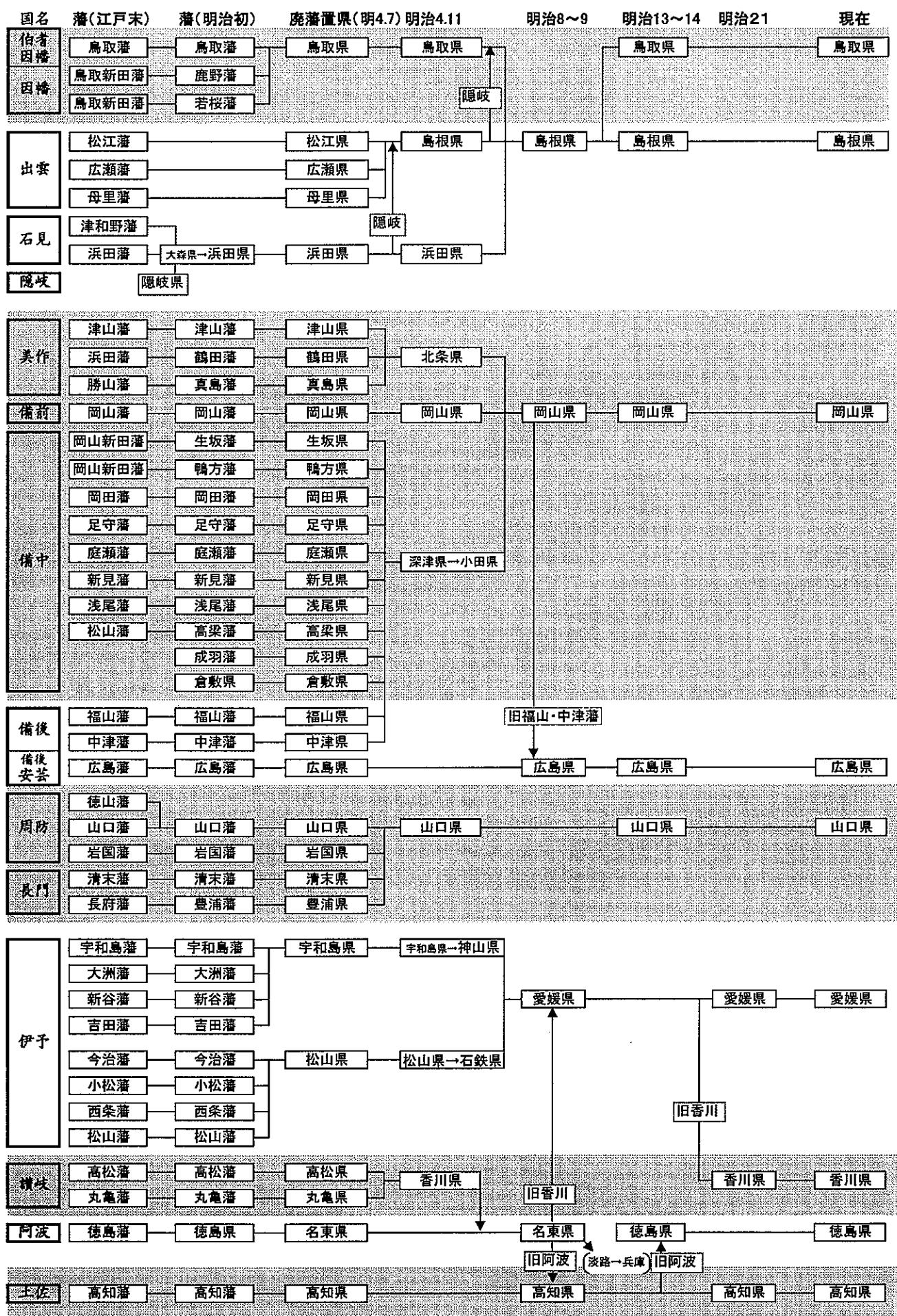
④ 交流と文化

古代から瀬戸内海は世界に開かれた交通の要衝であり、山陽道も要路として重んじられた。また内陸路も整備され、幅広い交流が行われた。

こうした幅広い交流や支配層の交代などを背景に、文化的に一つの圏域を形成するというよりも、個性豊かで多様な文化が育まれているのが地域の特徴となっている。

[図 5-15]

藩・府県変遷表



(6) 国土計画上の地域区分

- わが国において、都道府県を越えた広域的な地域ブロックとして法律上位置付けられるものとして、昭和25年に制定された全国法としての国土総合開発法に基づく全国総合開発計画における「地域区分」とこれをベースにしたブロック法として、大都市圏整備法と地方圏整備法がある。
- 全国総合開発計画及び北海道開発法などブロック法上の地域区分に基づき、以後、わが国の地域ブロックは形成され、全国的にみると、一部移動はあるものの、10ブロック体制が基本となっている。
- 中国ブロックについてみると、新全総（2全総）を除き、中国5県でブロックを形成している。（新全総では、本四架橋を前提に、中国・四国的一体化を促進するため、中国四国圏が打ち出されたが、次の3全総では中国、四国ブロックに戻され、以後、別々のブロックとして現在に至っている。）

【全国総合開発計画上の地域区分】

第五次全国総合開発計画（平成10年3月31日）

【10ブロック】

地域区分	区 域
北海道	北海道
東 北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、新潟
関 東	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨
(東京圏)	埼玉、千葉、東京、神奈川
中 部	長野、岐阜、静岡、愛知、三重
北 陸	富山、石川、福井
近 畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中 国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四 国	徳島、香川、愛媛、高知
九 州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島
沖 縄	沖縄

(7) その他の

電話発信先の状況

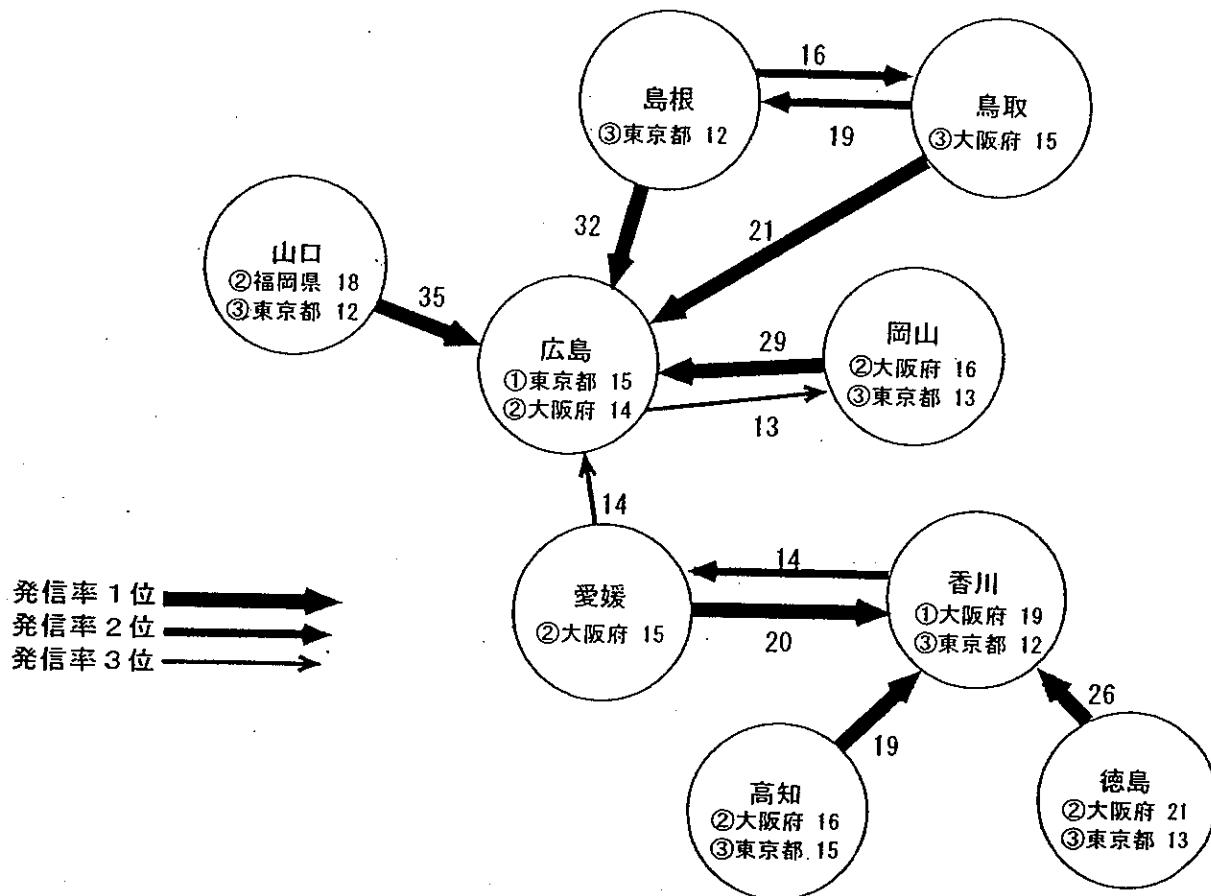
- 電話発信先から県間の影響関係を見ると、鳥取県、島根県、岡山県、山口県の中国地方4県では、本県との交流が最も高くなっている。
- 四国地方の影響関係を見ると、愛媛県、徳島県、高知県の四国地方3県では、香川県との交流関係が最も高くなっている。

広域エリアの団体及び団体支部の設置状況

- 民間レベル（経済団体、各種関係団体、学会等）のつながりを見ると、概ね中国ブロックと四国ブロックとして活動を行っている団体が多く存在している。
- また、中国ブロックでは、その事務所の所在の多くは、本県に集中している。

〔図5-16〕

電話発信先（平成14年）



（注）図中の数字は、当該県の県外発信時間全体に占める着信県の割合。単位は%。

(8) まとめ

分析結果の概要は次のとおりである。

- ① 政治的には、衆議院の比例代表制選出区域が、中国と四国に分かれている。行政的には、国の地方支分部局の管轄区域を見ると、地方農政局、防衛施設局、管区行政評価局、森林管理局等一部を除き、中国と四国に管轄区域を分けている。
- ② 経済的には、県外企業の支社・支店の管轄区域を見ると、中国を管轄する企業が中四国を管轄する企業を上回っている。
- ③ また、中国・四国地方各県と他県との貨物流動や旅客流動、人口移動などについても、概ね中国地方、四国地方それぞれの一体性を示している。
- ④ ブロック別及び全国規模の各種団体（協会、協同組合、学会等）の設置状況を見ると、中国ブロック単位で設置されている団体が多く存在している。
- ⑤ 歴史的には、古代から中国、四国という呼称があり、中世以降、現在の中国地方、四国地方を指す呼称として確立している。文化的には、幅広い交流を背景に多様な文化が形成された地域であり区域のあり方の根拠とはなりにくい。

これらの指標からみると、中国ブロック（中国地方5県）と四国ブロック（四国地方4県）は、それぞれが独立して一体的な圏域として捉えられることから、現時点では、中国ブロックを一つの単位とした区域（中国州（仮称））が適当と考えられる。

なお、道州制の区域の検討にあたっては、他県や他の地域における考え方も十分に踏まえながら、隣接地域との関係、将来の人口減少も考慮した長期的な展望、地域連携の取組みなど様々な要素を加え、国民、県民のコンセンサスが得られるよう、更に検討することが必要である。

5 道州制における税財政制度のあり方

(1) 地方財政の現状

平成14年度決算における国と地方を通じた財政支出をみると、国と地方の歳出純計額は、約150.9兆円となっている。一方で、歳入ベースをみると、国と地方を合わせた租税収入は、約79.2兆円となっており、歳出に占める租税収入の割合は、52.5%程度しかないので現状である。

この歳出純計額を最終支出の主体に着目して国と地方とに分けてみると、国が全体の38.1%，地方が61.9%となっており、国と地方の比率は概ね2:3の割合となっているのに対し、国税と地方税で比較してみると、国税収入が57.9%，地方税収入が42.1%と、逆に国と地方の比率は概ね3:2の割合となっており、最終支出ベースと税源配分の間に大きな乖離が存在している。

また、14年度決算から地方公共団体の歳入総額のうち、地方税収の占める割合は、34.4%しかなく、歳入の多くは、地方交付税（20.1%）や国庫支出金（13.5%）などの国からの移転財源や地方債（13.7%）による借入に依存している。

このように、わが国の内政の多くは地方公共団体が担っているにもかかわらず、地方歳入中の地方税の収入のウエートは3割程度しかなく、本来の地方歳出に応じた地方税体系を早期に構築する必要がある。こうした中、財政面からの分権型社会にふさわしい地方税財政基盤の充実強化を図り、歳出・歳入両面から地方の裁量を高めるため、まずは、地方の歳出規模と地方税収の大幅な乖離を解消するため、国税から地方税への税源移譲を早期に実現することが必要である。

(2) 三位一体改革の推進

地方分権の確立を図るためにには、国と地方の役割分担を見直すとともに、国の関与を廃止・縮小し、歳出・歳入両面で地方の裁量を高めることが重要である。このため、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」及び「基本方針2004」において、税源移譲、国庫補助負担金改革、地方交付税改革

を三位一体で行うこととされており、平成18年度末までに国庫補助負担金を概ね4兆円程度廃止・削減し、3兆円規模の税源移譲を目指すこととしている。

具体的な改革案については、政府の要請により全国知事会をはじめ地方六団体として、「国庫補助負担金等に関する改革案」を取りまとめ、8月24日に政府に提出し、少なくとも平成21年度までに、国庫補助負担金を9兆円廃止し、8兆円程度の税源移譲を求めている。

三位一体改革の全体像

(1) 地方分権推進のための「三位一体の改革」

- ・地方分権の理念に基づき、住民の意向に沿った行政運営を行う改革
- ・第1期改革（18年度まで）に続き、第2期改革（19～21年度）が必要

(2) 「三位一体の改革」の全体像

- ①国から地方への税源移譲 【8兆円程度】
- ②国庫補助負担金の見直し 【△9兆円程度】
※道路特定財源の地方譲与税化、道路関係国庫補助負担金の廃止について、別途検討
- ③地方交付税の見直し

この改革案によれば、国税総額は、45.8兆円から37.8兆円に、地方税総額は、33.4兆円から41.4兆円と、国税と地方税の比率は概ね1：1となり、地方の歳出規模に見合う2：3までには及ばないものの、現行の地方歳出と地方税収入の乖離を大幅に縮小することから、当面は、この改革案の実現を図らなければならない。

具体的な税源移譲に向けては、「基本方針2004」において、個人住民税の税率をフラット化する方向で検討の上、所得税から個人住民税への移譲を実施することとされているが、併せて、税源偏在の少ない消費税についても地方消費税へ移譲を実施するとともに、道路特定財源の地方への移譲（地方譲与税化）や、その他の間接税などの移譲についても幅広く検討されるべきである。

一方で、個人住民税や地方消費税などへの税源移譲が進んだ場合においても、地域における人口や経済規模により、税収の偏在は避けられないところであり、地域間での財源調整のあり方が特に重要となる。現行の財政調整にあたっては、地方交付税制度が、その機能を果たしている。近年、地方交付税の持つ財源保障機能は、これを廃止すべきとの意見があるが、国が法令等で地方に

対して義務付けている事務事業については、全国いかなる地域においても、一定の行政サービス水準を確保するための財源は国が保障しなければならない。また、国の地方への義務付けに係わらず、国は地方自治体を国民国家として統合していくため、地方自治体が標準的な行政水準を確保するための財源保障を行う国家責任がある。

しかしながら、国・地方を通じた厳しい財政状況を考えれば、国が法令等で義務付けている事務事業をはじめ、行政サービス水準をどのように考えるのかなど、抜本的な行財政改革は不可欠である。

(3) 道州制における地方税財政制度のあり方

道州制においては、国の方支分部局の事務権限の大半を道州政府と基礎自治体が担うこととなるため、現在よりも地方歳出規模は一層拡大することとなるが、こうした歳出規模に見合った地方税財政基盤を確立することは、不可欠な条件であり、更なる税源移譲を推進する必要がある。

【道州へ移譲・移管すべき主な国地方支分部局の予算規模】

国地方支分局等（防衛施設局、矯正管区、航空交通管制部等を除く）： 約11.6兆円

（注）予算には国から地方への補助金も含まれている。

第27次地方制度調査会の「今後の地方自治制度のあり方に関する答申」においても、「地方税財政制度については、道州の権限に応じて、自立性を高めることを原則とする。また、自立性の高い道州制を実現する観点から、自主財源である地方税を大幅に拡充することを基本とし、道州の規模、権限、経済力等を踏まえ、新たな財政調整の仕組みを検討する。」とされている。

道州制における新たな財政調整制度のあり方については、これまでのように国からの垂直的な財政調整制度を基本とすべきか、あるいは、道州間での水平的な財政調整制度を基本とした仕組みとすべきか、二つの意見があることから、今後、こうした財政調整制度の仕組みについて、諸外国の税財政制度も参考に幅広く検討を進めていく必要がある。

〔表5-18〕

【諸外国の税収構造の特徴】

国名	概要
日本	<ul style="list-style-type: none"> ・固定資産課税については、固定資産税や都市計画税として、地方自治体のみが課税、逆に相続・贈与課税は国のみが課税されている。 ・個人所得課税については、国（所得税）と地方（住民税所得割）の双方が課税しており、課税ベースを国税と地方税で共有している。 ・法人所得課税についても、国（法人税）と地方（住民税法人税割、事業税）とで課税しており、課税ベースが重複している。 ・個人、法人とも所得課税の国・地方の比率は、概ね6：4である。 ・一般消費課税（消費税・地方消費税）、個別消費課税についても、課税ベースを国・地方とでシェアしており、国税・地方税の比率は、それぞれ8：2、7：3である。
イギリス	<ul style="list-style-type: none"> ・地方歳出は国全体の歳出の3割程度と小さいことから、地方税のウエートが極端に小さく、地方税としては、カウンシル税（居住用資産に対する課税）のみである。 ・法定の標準税率や制限税率は存在しない。 ・個人所得課税をはじめ、法人所得課税、消費課税などは、すべて国税であり、課税ベースの重複はない。 ・かつて、地方所得税創設の議論があったが、イギリスでは伝統的に地方の税率設定権に対する意識が強く、国が地方の税率設定に介入せざるを得ない税目は、地方税にふさわしくないと理由で、見送られた経緯がある。
フランス	<ul style="list-style-type: none"> ・個別の消費課税で若干の課税ベースの重複があるものの、イギリスと同様、固定資産課税が地方に割り当てられて、それ以外は国税となっている。 ・かつて、地方にも一般的消費課税（小売売上税）が存在したが、国税である付加価値税と課税ベースが重複することが問題になり、廃止されている。
ドイツ	<ul style="list-style-type: none"> ・固定資産課税が市町村、相続・贈与課税が州、個別の消費課税が連邦となっている ・個人所得課税、法人所得課税、一般的消費課税の3つの課税ベースが、連邦、州、市町村で重複している。 ・個人所得課税と一般的消費課税は、主に、共同税である所得税と付加価値税（売上税）で課税されており、連邦、州、市町村が別個の税目で課税しているわけではない。 ・法人所得課税のうち、連邦分と州分については、共同税である法人税で課税され、単一の税目からの税収を2者でシェアしている。（市町村には法人税の配分はない。）
カナダ	<ul style="list-style-type: none"> ・憲法上は、州の課税権に制限が多くあるが、実際上は、連邦と州の課税権に大差はない。 ・市町村については、州から課税権を授権する形がとられており、州からの授権程度において、あらゆる税目の創設が可能である。 ・通常、固定資産課税が市町村の専管とされている。

〔表5-19〕

【諸外国の財政調整制度の特徴】

国名	概要
日本	<ul style="list-style-type: none"> ・地方交付税、地方譲与税、地方特例交付金の3者を<u>一般交付金</u>と定義している。 ・地方歳入に占める一般交付金の割合は、概ね20%となっており、地方交付税が主要な位置を占めている。 ・地方交付税（普通交付税）は、地方自治体毎に計算した基準財政需要額と基準財政収入額との差額を補填する<u>歳入歳出差額補填方式</u>を採用しており、いわゆる財政力のある自治体からの拠出による水平的な財政調整制度はとられていない。 ・一方で、低税収の自治体と高税収の自治体との歳入が地方交付税により逆転するとの指摘がある。
イギリス	<ul style="list-style-type: none"> ・一般交付金の主なものとしては、事業用レイト（事業用資産に対する固定資産税）と歳入援助交付金の2種類があり、地方歳入の38%を占めている。 ・事業用レイトは、地方自治体の人口比で配分されるが、歳入援助交付金は、自治体ごとの標準的な行政需要を計算し、事業用レイト分配額と標準税収（カウンシル税）とを控除した額を配分する歳入歳出差額補填方式をとっている。（水平的な財政調整制度はない。） ・標準税収総額は、地方税に法定標準税率がないことから、地方との協議を経て、国が政策的に決定する。通常、歳出の増加分を交付金の増額と地方税の増税で折半して負担するよう決定されている。 ・イギリスの場合、首都圏の賃金水準が高いこと、都市圏での失業者等への各種補助など特殊需要が考慮されるなど、むしろ過疎地よりも都市部への配分が大きくなっている。
フランス	<ul style="list-style-type: none"> ・多数の一般交付金が存在し、地方歳入の約22パーセントを占めている。主なものとしては、地方分権総合交付金、付加価値税補償基金、公共事業総合交付金などがある。 ・交付税総額の決定方法や地方自治体への分配基準は、それぞれの交付金ごとに異なっているが、交付税総額は、消費者物価上昇率やGDP成長率などマクロ経済指標にリンクされて決定されるものが多い。 ・分配指標には、財政力や財政努力などが主に用いられているが、他の要素での配分も大きく、完全に歳入格差を解消するまでには至っていない。
ドイツ	<ul style="list-style-type: none"> ・連邦から州への交付金（連邦補充交付金）は、州歳入の5%弱を占めるにすぎない。 ・ドイツの場合には、財政力豊かな州から乏しい州に交付金（調整交付金）が支払われる水平的な調整制度がある。 ・また、共同税である付加価値税は、各州への配分について、人口や財政力などによって分配されていることから、財政調整的な役割も果たしている。 ・州間の財政調整は、①付加価値税の分配、②調整交付金による水平調整、③連邦補充交付金による垂直調整の順序を経て行われている。 ・ドイツの財政調整は、<u>各州の人口一人当たりの歳入均等化方式</u>を採用しており、日本やイギリスとは異なり行政需要は考慮されていない。
カナダ	<ul style="list-style-type: none"> ・連邦から州への交付金は、医療社会福祉交付金（C H S T）と平衡交付金の2種類が存在する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・医療社会福祉交付金の総額は、毎年連邦議会で決定され、人口按分で各州に配分される。 ・平衡交付金は、ドイツと同様、歳入均等化方式が採られ、税収だけでなく、鉱山資源、森林産業の免許料、宝くじ収入などかなり広範な歳入項目が均等化の対象とされている。（<u>均等化の水準は、財政力中位5州の平均値を採用</u>） ・平衡交付金は、連邦からの資金ですべて賄われている。その総額は、基本的には、各州の歳入水準を基準5州平均まで引き上げるために必要な額となっているが、連邦財政に過度の負担をかけないよう、GDP成長率にリンクしたシーリングもある。
--	---

諸外国の税財政制度をみると、税制構造においては、単一制国家の場合、日本を除いては、国・地方の課税ベースの重複が少ない。一方で、連邦制国家の場合は、連邦と州の課税ベースの重複が多くなっている。（P82、表5-1'8参照）

のことから、一概にどちらの方が優れているかは言えないものの、課税ベースが重複した場合のメリットとしては、①消費税、地方消費税のように同一の徴税事務の中で、国税と地方税が収納できるものは、徴税コストが安くなる。②多くの課税ベースをそれぞれが共有することで、税収変動リスクをそれぞれが分担できる。

逆に、問題点としては、①納税者にとって、国・地方のいずれかにいくら納めているのかが理解しにくい。②一方の減税や増税などの施策の効果が、他方によって阻害される場合が在り得る。

一方で、諸外国の財政調整制度をみると、ドイツでは、地域間の水平的な財政調整制度を行っているが（ただし、フランスにおいても市町村間レベルで一部実施されているが、規模は小さい。）、他の諸国においては、国（連邦）からの垂直的な財政調整が主流となっている。

水平的な財政調整の仕組みを導入すれば、国（連邦）から過度の財政資金に依存することなく、各州間の歳入を一定程度均等化する効果が認められる。

しかしながら、ドイツにおいても、旧東ドイツとの統合により、旧東ドイツの各州への拠出が大きくなるなど、拠出する裕福な旧西ドイツの州からの不満も大きくなってしまっており、結果として、連邦からの垂直的な財政支援が増大する傾向になっている。（P83、表5-1'9参照）

【参考文献：「地方財政システムの国際比較」財務省財務総合研究所
(2002年6月)】

(4) 道州制における税財政制度の検討の方向性

① 地方税体系のあり方

道州制導入にあたっては、国、道州、基礎自治体の役割分担を踏まえ、自主性の高い道州制を実現する観点から、自主財源である地方税を大幅に拡充することを基本とした税財政制度を構築することが不可欠である。このため、道州や基礎自治体が担うべき事務事業に見合う経費に相応する税財源の確保を図る必要がある。

内政の大半を担うこととなる道州や基礎自治体の税財源を確立するためには、大幅な税源を国から地方へ移転することが必要となることから、現行の国税と地方税の税目や課税権のあり方など抜本的な改革が求められる。例えば、一つの目安として、主要税目である所得税、法人税、消費税については、ドイツのように共同税化し、道州に徴税を一元化した上で、国と地方とで配分を決定する仕組みを導入することも検討されるべきである。（徴税コストの削減にもつながる。）

しかしながら、最も大きな課題は、国税が国の歳出全体の半分程度しかない状況をいかに解消するかである。今後、少子・高齢化や人口減少時代を迎える中、更に厳しい財政状況が予想されることから、これまでの行政サービス水準のあり方を抜本的に見直し、行政コストの大幅な縮減と併せて、国全体の歳出規模を抑制することが必要である。一方で、一定の行政サービスを引き続き提供していくためには、まずは、政策減税の廃止・縮減、将来的には、増税も視野に入れつつ適正な受益と負担の関係を構築する必要がある。

② 財政調整制度のあり方

一方で、道州制においても、東京など三大都市圏に税収が集中するため、地域間の財政調整制度をどのように組み立てるかも重要な課題である。国の厳しい財政状況や道州制により内政の役割が大幅に変更されることから、現行の地方交付税制度をそのまま維持することは困難である。こうしたことも踏まながら、新たな財政調整制度を検討することが必要である。検討の方向を次のとおり2つ示している。

ア 地方交付税を基本とした改革

地方交付税制度は、標準的な行政サービスが執行できるよう財源保障機能を有していることから、改革の方向として現行制度を基本に改革することが考えられる。その際にあっても地方交付税税目の対象部分が、地方自治体間の相互理解・協力に基づく地方共同税であることを法的に明確に位置づけるべきである。このため、地方交付税特別会計に地方交付税の財源を国税収納整理資金から直入する制度を導入すべきである。また、地方交付税総額の決定や配分方法に関して、地方自治体の意志を反映させる仕組みを強化することが必要である。

現行の地方交付税を基本とした場合、地方交付税の原資である所得税、消費税などが大幅に税源移譲されれば、地方交付税総額は大幅に減少することとなるが、必要となる総額をどのように確保するのかが課題となる。

こうした課題に対しては、地方税と地方交付税の合計額と国税の比率を国と地方の行政任務に対応させるべく、現行の国税5税の法定率の見直し、あるいは現行の国税5税に加え、新たな交付税原資となる税目（例えば、相続税：15年度決算額で約1.4兆円）を追加することや消費税と偏在性の高い法人住民税の入れ替えを行い、法人住民税を交付税原資とすることなどについて、検討を行うべきである。

しかしながら、地方交付税原資となる税収を確保すれば、一方で、国税収入が減少し、これまでの長期借入金の償還財源をはじめ、国全体の歳出に見合う安定した税収が維持できなくなるなど、大きな課題もあり、今後、国税及び地方税のあり方と一体的な検討が必要である。

(参考) 【交付税原資となる国税5税の法定率】

所得税 32%， 法人税 35.8%， 消費税 29.5%， 酒税 32%， たばこ税 25%

(参考) 【交付税原資の減少額】

(ケース1) 国庫補助負担金を3.2兆円廃止し、地方に3兆円の税源移譲（個人住民税）があった場合の交付税原資（15年度決算より試算）

【税源移譲前】

所得税総額：13.9兆円 → 交付税原資分 4.4兆円 ($13.9 \times 32\%$)

【税源移譲後】

所得税総額：10.9兆円 → 交付税原資分 3.5兆円 ($10.9 \times 32\%$)

交付税原資減少額 0.9兆円

(ケース2) 国庫補助負担金を9兆円廃止し、地方に8兆円（住民税3兆円、地方消費税3.6兆円、道路特定財源の地方譲与税化1.4兆円）の税源移譲があった場合の交付税原資（15年度決算より試算）

【税源移譲前】

所得税総額：13.9兆円	→ 交付税原資分	4.4兆円 (13.9×32%)
消費税総額：9.7兆円	→ 交付税原資分	2.9兆円 (9.7×29.5%)
	計	7.3兆円

【税源移譲後】

所得税総額：10.9兆円	→ 交付税原資分	3.5兆円 (10.9×32%)
消費税総額：6.1兆円	→ 交付税原資分	1.8兆円 (6.1×29.5%)
	計	5.3兆円
		交付税原資減少額 2.0兆円

イ 道州間による水平的な財政調整を基本とした改革

二つ目は、道州間の水平的な財政調整制度を創設することである。分権型社会においては、国からの関与や依存を極力縮小する上からも、地域間で主体的に財政調整を行う仕組みが望ましいとの意見がある。現在のように、47の都道府県の場合は、地域間の水平的な財政調整制度は不可能とされているが、10程度の道州に再編されれば、ドイツ（16州）のように道州間での水平的な財政調整は可能と考えられる。

しかしながら、ドイツを例にみても、道州間での財政調整については、拠出する裕福な団体側から不満がでるなど、どのような基準でどの範囲内で財政調整を行うべきかなど、拠出団体と非拠出団体との対立が構造的になる課題も含んでいる。また、ドイツでは、わが国のように行政需要を考慮する方式は採られておらず、一人当たりの税収を基本に均等化するため、地域間の財政調整制度のみで、果たして歳出に見合う財源が確保されるかどうかは疑問である。

今後、この二つの制度について、更に検討を進め、道州制にふさわし財政調整制度を創設していく必要があるが、いずれにしても、国民国家として統合していくためには、地方自治体が標準的な行政水準を確保するための財源を国が保障する仕組みの構築が不可欠である。

6 道州の拠点となる都市と州都のあり方

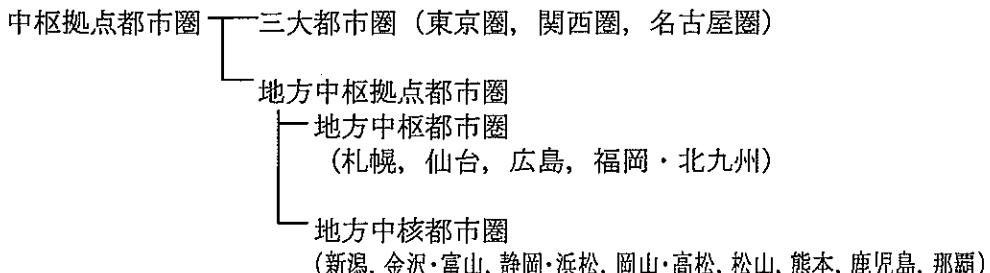
(1) 道州（広域自治政府）の核となる国際的な魅力を備えた拠点都市圏の形成

国際競争力のある自立した地域ブロックを形成するためには、世界的なリーディング産業の集積、起業を促進する環境整備、国際的な人材の育成、魅力ある都市環境の整備などを進める必要がある。

「21世紀の国土のグランドデザイン」（第五次全国総合開発計画）によると、地域ブロックの中で核となる拠点都市圏として、まず、三大都市圏（東京圏、関西圏、名古屋圏）があり、それに次ぐものとして、地方中枢都市圏が4つ（札幌、仙台、広島、福岡・北九州）位置づけられている。また、地方中枢都市圏に準ずる地方中核都市圏として位置づけられている新潟、金沢・富山、静岡・浜松、岡山・高松、松山、熊本、鹿児島、那覇などを合わせた12の都市圏を「地方中枢拠点都市圏」として、そのネットワークを重層的に形成し、わが国の広域国際交流圏の拠点として、国際交流機能を強化するとされている。

これらの大都市圏や地方中枢拠点都市圏が道州の牽引役として「成長の極」となり、拠点都市圏が発展すれば、その活動を支援する産業が拡大し、道州内にも効果が波及するなど、道州全体の牽引役を果たすことが期待される。

用語の整理（第五次全国総合開発計画より）



(2) 地方中枢都市圏の役割

4つの地方中枢都市圏はすべて政令指定都市であり、その上、企業の本社が多数立地するのみでなく、道県庁舎や国の地方支分部局が多数存在するな

ど、ブロック内の業務機能や行政管理機能などが集中している。

また、都市の集積度を示す人口規模や都市政策を遂行する上での財政規模も、それぞれの地域ブロックの中で最も上位に位置し、地域ブロックを牽引する力を持った拠点都市圏の中心となる都市である。地方中枢都市圏は、国の方支分部局だけでなく、東京本社に対する地域ブロック内の支社や支店が多数立地することから、支店経済型都市とも呼ばれている。また、地方中枢都市圏は支店経済構造と支店の立地に対応した高規格道路、高速鉄道、空港などの高速交通網の結節点となっていることから、支店の集積を高め、地域ブロック内での枢要な地位を占めてきた。

こうした都市システムは、交通網の整備と表裏一体の関係にあり、例えば、東京と地方を結ぶ航空路線の旅客数の上位5路線のうち、4路線が中枢拠点都市圏と東京を結ぶものである。(1位 東京～札幌、2位 東京～福岡、3位 東京～大阪、4位 東京～沖縄、5位 東京～広島)

地方中枢都市圏には、生産財や消費財などの卸機能、デパート、専門店街などの大規模な小売機能、大学・専門学校などの高等教育機能、専門病院などの高次医療機能、研究所、技術センターなどの研究開発機能、各種スポーツの競技場やホール、劇場、プロ集団などのスポーツ・芸術文化機能など、ブロック全体に広く影響を及ぼす高次都市機能が多数集積している。

(3) 道州の拠点となる都市圏と州都としての課題

以上の点から、地方中枢都市圏は、道州が国際競争力のある自立した地域ブロックを形成する上で、最も重要な牽引役としての役割を期待されている。道州の州都は、このような実質的な牽引役としてのポテンシャルを有するとともに、国内外に対し道州を代表する都市として、国際的にも知名度を有し、道州の住民が州都として誇りを持ちうるような都市であることが望ましい。

州都にふさわしい都市あるいは都市圏として、①国の方支分部局などの行政機能や企業の集積があること、②人、もの、情報の交流を促進するための空港、港湾などの国際的な交流基盤が整備されていること、③地域ブロック内外の各都市を結ぶ高速交通ネットワークが整備されていること、④高等教育機関や文化・スポーツ施設、大規模商業施設等の高次都市機能が集積し

ていること、などの条件が掲げられるが、広島都市圏が道州の拠点として中心的役割を担っていくためには、東西方向の高速交通体系に対して、山陰方面への高速交通体系が脆弱であること、高速道路と広島市中心部を結ぶ高規格道路の整備が遅れていることなどの課題がある。また、高次都市機能の面でも、中国地方の中では最も高い集積を有しているが、札幌、仙台、福岡という他の地方中枢都市と比較すると、高次都市機能全体で相対的に低い集積を示し、特に文化サービス機能、学術研究機能、余暇関連サービス機能などの集積に課題が認められる。

道州の州都として、地域ブロック内外の人々や企業から選ばれるためには、こうした課題を踏まえて、大学など学術研究機関、企業、行政などの産学連携を強化するとともに、高速交通ネットワークを中心としたハードや文化・余暇関連といったソフトの両面にわたるインフラを戦略的に整備することが重要であり、これまでの経済や都市機能の集積、歴史、文化などのストックを活かし、国際的にも魅力を持ち、世界に開かれた都市となるため、行政と民間が一体となって、その機能強化を進めていくべきである。

7 道州制導入に向けた今後の取組み

道州制は、わが国の国・地方を通じた政治・行政体制の根幹に関わる問題であり、国民への十分な説明と合意形成の下で、国の法律によって制度や設置手続きが定められるべきであるが、道州制が実現するまでの間においても、①県から基礎自治体への事務・権限の移譲、②現行の体制の下での国から地方への事務・権限の移譲、③自立した地域ブロック形成に向けた取組み、④道州制において広島県あるいは広島都市圏が中心的な役割を担うための取組み、⑤道州制に向けた住民説明、機運の醸成など、地方において自主的に取り組むべき課題は多く、県として、県内外の自治体や経済界などとも協力し、積極的に取り組む必要がある。

(1) 県から基礎自治体への事務・権限移譲の推進

基礎自治体への事務・権限の移譲は、具体的に検討が進み、実施段階に移行しつつあるが、道州が都道府県より広域の行政を担うことを踏まえると、

道州制が実現するまでの間においても、極力、地域性の高い行政は住民に身近な基礎自治体で実施できるよう、県からの事務・権限の移譲を積極的に進める必要がある。

また、移譲を進めるに当たって、保健所設置要件のように制度的な制約がある場合は、分権改革における広島県の先導的な役割を踏まえて、特例を設けてでも、規制の緩和を進めるよう、国に対し強く働きかけるべきである。

(2) 国から県への事務・権限移譲の推進

国の役割を外交、防衛など国が本来果たすべき役割に限定すれば、現在、国の地方支分部局で実施している事務の多くは、道州制を前提としなくとも、現行の都道府県で実施可能なものが多い。

既に、広島県では、県内完結国道や一級河川の管理、職業安定業務など具体的な提案を行っているが、市町村合併や基礎自治体への事務・権限の移譲で先進的な取組みを行っている県であることを踏まえ、道州制に向けたモデル的な取組みという視点からも、国からの事務・権限移譲に特別な検討がなされるよう、県として、さらに積極的な提案を行っていく必要がある。

(3) 自立した地域ブロック形成に向けた取組み

地域ブロック内の諸資源、諸施設を活用し、中央を通さずに地域として独自の国際的な競争力や魅力を向上する施策を展開しうる自立した圏域を作り上げることによって、地域社会の維持向上とわが国全体の発展を図っていくということが、道州制の意義・目的の一つとして掲げられるが、このような中国5県の地域ブロックとしての一体的な取組みは、道州制が実施されるまでの間においても、地域の発展を図る上でも重要であり、道州制に向けて地域ブロックによる取組みの効果をアピールする上でも目に見える施策の実施が必要である。

具体的には、①ブロック内の産業集積や地域の個性を総合化した広域的な産業政策、②ブロック内の学術研究機能を活用した产学研連携、③内外から観光客を誘致できる広域観光の推進、④ブロック内の諸施設を利用した国内外との物流効率化や国際貿易戦略など、地域の活性化のために、地域ブロッ

ク全体でどのような施策に取り組むべきか、道州制を視野に、中国地方各県と連携して研究し、先導的な取組みを進めるべきである。

(4) 中枢拠点性の向上、都市圏の魅力づくりに向けた取組み

中国地方の中で最も高い中枢拠点性を有し、国内外における知名度も高い広島都市圏が、道州を代表する都市として、内外の人や企業から選ばれるためには、都市圏の中枢拠点性をさらに向上させるとともに、人や企業を惹きつける魅力づくりにも取り組まなければならない。

中枢拠点性の向上策として、ブロック内外からのアクセス、とりわけブロック内のアクセスの確保は、ブロック内の各地域が連携する上でも、道州の州都がその機能を適切に発揮する上でも欠かすことができない。

航空面では、ブロック内の各空港からブロック拠点空港である広島空港を活用して、海外の都市や国内の他都市、広島市へのアクセスを容易にする、道路交通面では、高速道路の整備や都市間高速バスネットワークを充実するなど、道州制を視野に、広島市と他の都市を結ぶ高速交通体系の機能強化をより一層推進する必要がある。

また、広島都市圏に不足している高次都市機能や既存の魅力として伸ばしていくべき長所などを分析し、札幌、仙台、福岡といった国内の他の中枢都市圏だけでなく、外国の主要都市なども参考にしながら、広島都市圏の中枢拠点性の向上、魅力づくりに取り組まなければならない。

(5) 道州制に向けた機運の醸成

道州制の導入については、国、地方行政関係者のみに関わる課題ではなく、住民の十分な理解とコンセンサスが重要である。そのためには、明治以来続いてきた都道府県制度を変革することによって、住民や企業がどのようなメリットを享受することができるのか、道州制の実現によってどのような地域ブロックの発展を目指すのかを示すことができなければ、十分な理解を得ることはできない。

今後は、道州制の意義、目的や具体的なメリットについて住民に説明するとともに、県内外の関係自治体や企業などと連携した地域ブロック形成への

取組み並びに中枢拠点性向上に向けた取組みを進めていくことを通じて、地域ブロック全体で道州制に向けた機運の醸成を図っていく必要がある。

(6) 道州制の制度設計に向けての検討、提案

道州制の実施に向けては、現在、国第28次地方制度調査会で具体的な議論がされているほか、北海道をモデルとした道州制特区も検討されている。

道州制の制度設計に当たっては、①憲法における道州の位置づけ、②道州の設置方法、③議決機関と執行機関のあり方、④長の補助機関・内部組織のあり方、⑤道州に対する国の関与及び道州の国への参画、⑥大都市等に関する制度、⑦自主性・自立性の高い税財政制度など、多くの課題を検討しなければならない。

都道府県をベースとした、真の地方分権型社会につながる自治的道州制を実現させるためには、今後、道州制の検討を国に任せておくのではなく、広島県としても、さらに主体的かつ専門的な研究を進め、制度のあり方を明らかにするとともに、その結果を幅広く提案するなど、積極的な取組みを行う必要がある。

別 冊

事 務 事 業 仕 分 表

環境生活部	1
福祉保健部	8
農林水産部	27
土木建築部	44
そ の 他	61

事務事業仕分表(環境生活部)

項目	部No.	事務内容	根拠法令	仕分け	備考
				権限移譲 窓口委託	県実施
I 地域の福祉サービスに関する事務					
I-2 福祉サービスの提供に関する事務					
	環1	図書類等の自動販売機等の設置届の受付、立入検査等に関すること	広島県青少年健全育成条例32条1・2項、32条3項、45条1項	○	住民生活に密着した行政サービスであり、市町が地域完結的に実施すべき事務。 ・立入検査については、県が訓令に基づき市町職員を委嘱。
IV 環境の保全に関する事務					
IV-1 環境保全に関する事務					
指導普及	環2	騒音規制法・振動規制法・悪臭防止法に関すること	(市町村指導)	○	市町の指導業務等であり、県の関与は縮小する。
	環3	プール、海水浴場の衛生指導に関すること ●遊泳用プールの設置管理者指導 ●サメの危害に対する注意喚起	(旧)水泳場管理指導要綱(昭56.7.15広島県環境局長通知)	○	
	環4	環境学習、環境教育に関すること	環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律9条1項・2項・5項(指導事務)	○	
	環5	衛生害虫に関すること ●害虫駆除相談 ●害虫多量発生時の市町村への情報提供		○	
	環6	容器包装リサイクル法に関すること ●市町村が行う容器包装廃棄物の分別収集に対する支援(排出量見込等の情報提供など)	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律8条5項	○	
	環7	家電リサイクル法に関すること ●廃家電の適正な引渡し等についての市町指導、対県民普及啓発	特定家庭用機器再商品化法	○	
	環8	公害防止協定に関すること ●県一企業間等における、地域の実情に即した個別の公害防止協定の締結 ●遵守状況の監視	(県-企業間の個別協定)	○	県が対応すべき個別案件に係る事務(地域完結型の事務については、県の関与を縮小)
	環9	環境影響評価審査案件に係る事後調査に関すること ●環境影響評価の実施者(業者)に対する事後調査の実施指導	(アセス法・条例施行以前に施行の県アセス要綱の対象事業に関する指導)	○	
	環10	びんごエコタウン構想に関すること ●びんごエコタウン構想推進委員会の運営 ●リサイクル発電等のエコビジネス育成支援等		○	

事務事業仕分表(環境生活部)

項目	部No.	事務内容	根拠法令	仕分け 権限移譲	窓口委託	県実施	備考
廃棄物等							
	環11	廃棄物処理法のうち一般廃棄物に関すること ●施設の設置許可、使用時の検査等 ●立入検査、改善命令等 ●施設設置者法人の合併・分割認可 ●最終処分場での埋立終了時の届出受付	廃棄物の処理及び清掃に関する法律8条1・4・5・6項、8条の2-3・5項、9条～9条の3、9条の5-1項、9条の6-1項、9条の7-2項	○			既に市町主体に実施している一般廃棄物に関する事務と併せて実施すべき事務。
	環12	廃棄物の不法投棄防止対策に関すること(不適正処理及び不法投棄を確認した場合を含む。) ●立入検査・物件検査・無償収去	廃棄物の処理及び清掃に関する法律19条1項	○			現実の産業廃棄物行政における取締強化を期し、市町へ権限移譲。ただし、県にも権限を留保。
	環13	廃棄物処理法のうち産業廃棄物に関すること(収集運搬業等の許可等に関する事務) ●収集運搬業の許可 ●収集運搬業の廃止・変更届出受付	廃棄物の処理及び清掃に関する法律14条1項、14条の2-1項、14条15項・14条の2-3項・14条の5-3項で準用する7条の2-3項		○		広域的に営まれる事業活動への規制であり、県実施。
	環14	廃棄物処理法のうち産業廃棄物に関すること(処理業等の許可等に関する事務) ●処分業の許可 ●処分業の廃止・変更届出受付	廃棄物の処理及び清掃に関する法律14条6項、14条の2-1項、14条15項・14条の2-3項・14条の5-3項で準用する7条の2-3項			○	
	環15	廃棄物処理法に関する事務(産業廃棄物処理施設の許可等に関する事務) ●処理施設の設置・変更等の許可 ●関係市町通知、関係市町意見聴取 ●処理施設の許可取消、譲受・譲渡許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律条15条1・5・6項、15条の2-5項、15条の2の5-1項 15条の2の5-2項で準用する15条5項・同6項・15条の2-5項 15条の2の5-3項で準用する9条3・4・5項 15条の3-1・2項 15条の2の6、15条の3-1・2項 15条の4において準用する9条の5-1項・9条の6-1項・9条の7-2項			○	
	環16	廃棄物処理法に関する事務(産業廃棄物排出事業者に関する事務) ●減量・処分計画の実施状況報告受領 ●措置命令、除去命令 ●除去の実施、費用徴収	廃棄物の処理及び清掃に関する法律12条7-8・9項、12条の2-8～10項、12条の3-6項、12条の6、18条1項、19条1項、19条の3、19条の3、19条の5、19条の6、19条の8			○	
	環17	県外産業廃棄物産業廃棄物に関する事務 ●報告要求 ●立入検査・物件検査・無償収去 ●改善命令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律12条の6、18条1項、19条1項、19条の3、19条の5、19条の6、19条の8			○	
	環18	廃棄物処理法(適正処理指導に係る総合調整)に関する事務	廃棄物の処理及び清掃に関する法律19条の9、19条の10-1・3項、20条の2-1項、23条の5			○	
	環19	浄化槽法に関する事務(設置届、浄化槽検査等に関する事務) ●浄化槽設置の届出受付 ●浄化槽使用開始の報告受付 ●浄化槽清掃業者等に対する指導等	浄化槽法5条、10条の2、12条、53条同施行細則2条	○			地域で完結する事務の性格から、基礎自治体に権限移譲
	環20	浄化槽法等に関する事務 ●保守点検業者に対する指示、報告要求、立入検査等	広島県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(浄化槽法48条1項)			○	広域的に営まれる事業活動への規制であり、県実施。

事務事業仕分け(環境生活部)

項目	部No.	事務内容	根拠法令	仕分け			備考
				権限移譲	窓口委託	県実施	
	環21	PCB特別措置法に関すること ●保管・処分業者の定期届出受付 ●措置命令、報告要求 ●措置命令、報告要求、立入検査	ポリ塩化ビニルフェル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法8条、9条、12条2項、14条、16条～18条			○	廃棄物処理法の個別法であり、産業廃棄物と同様に扱う必要がある。
	環22	自動車リサイクル法の事務に関すること ●関係行政機関等に対する照会、協力の求め ●関連事業者に対する報告徴収、立入検査	使用済自動車の再資源化等に関する法律127条、130条1項、131条1項 (14年度改正法(17年1月施行)により廃棄物処理法の規定を適用)			○	
	環23	フロン回収破壊法に関すること ●回収業者・引取業者の登録受付 ●報告徴収、立入検査、措置命令等	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律9条1項、12条1項、13条1項、15条1項、22条2項、23条、24条、25条1項、29条1項、42条1項、43条1～4・6項、64条1～2項、70条、71条1項 28条・33条1項で準用する12条1項・13条1項・15条1項 33条1～2項で準用する22条2項			○	
公害防止	環24	大気汚染防止法に関すること ●ばい煙・粉じん発生施設の設置届出受付 ●事故時の状況報告の受付 ●報告徴収、立入検査、改善命令等	大気汚染防止法 (移譲又は窓口委託)6条1項、7条1項、8条1項、11条・12条3項(18条の13～2項で準用する場合含む)、17条2項、18条1～3項、18条の2～1項、18条の6～1・3項、18条の7～1項 (移譲又は県実施)9条、9条の2、10条2項 (18条の13～1項で準用する場合含む)、14条1～3項、15条、15条の2、17条3項、18条の4、18条の8、18条の11、18条の15、18条の16、18条の18、26条1項、27条3～6項、28条2項		○	※	※ 公害規制行政分野において必要な担当職員の専門性等から、当面特例市まで移譲。 ※一般市・町には窓口委託を進め、今後の実績等を踏まえ移譲検討。
	環25	ダイオキシン類対策特別措置法に関すること ●特定施設の設置届出受付 ●事故時の状況報告の受付 ●報告徴収、立入検査、改善命令	ダイオキシン類対策特別措置法 (移譲又は窓口委託)12条1項、13条1～2項、14条1項、18条、19条3項、23条2項 (移譲又は県実施)15条～17条、22条1～3項、23条3～4項、26条～28条、34条1項、35条2～5項、36条2項		○	※	※
	環26	水質汚濁防止法に関すること ●特定施設の設置届出受付 ●事故時の状況報告の受付 ●報告徴収、立入検査、改善命令等	水質汚濁防止法 (移譲又は窓口委託)5条1～2項、6条1～3項、7条、10条、11条3項、14条3項、14条の2～1・2項 (移譲又は県実施)8条、8条の2、9条の2、13条～13条の3、14条の2～3項、22条1項		○	※	※
	環27	瀬戸内海環境保全特別措置法に関すること ●特定施設設置の許可 ●許可違反に対する措置命令	瀬戸内海環境保全特別措置法 (移譲又は窓口委託)5条1項、7条2項、8条1項・4項、9条、10条3項 (移譲又は県実施)5条4～5項、8条3項、11条		○	※	※
	環28	広島県生活環境の保全等に関する条例(旧:広島県公害防止条例)に関すること ●ばい煙・粉じん・污水等関係特定施設設置の届出等受付 ●事故時の報告の受付 ●関係特定施設に係る報告徴収、立入検査、改善命令等	広島県生活環境保全等に関する条例 (移譲又は窓口委託)8条1項、9条1項、10条1項、13条・14条3項(23条1項で準用する場合を含む)、19条1～3項、20条1項、23条1項、25条～27条、30条、31条3項、91条2項、92条2項 (移譲又は県実施)11条、12条2項、16条、22条、28条、29条2項、33条1項、37条、40条～42条、85条、88条、93条2項、94条、104条1項		○	※	※
	環29	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に関すること ●公害防止総括者選任の届出受付 ●特定事業者の物件検査等	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律 (移譲又は窓口委託)3条3項(4条3項・5条3項・6条2項で準用する場合を含む) (移譲又は県実施)11条1項		○	※	※

事務事業仕分表(環境生活部)

項目	部No.	事務内容	根拠法令	仕分け			備考
				権限移譲	窓口委託	県実施	
	環30	PRTR法に関すること ●第一種指定化學物質等取扱業者による排出量・移動量の届出受付(経由)等	特定化學物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律 5条3項, 6条3項, 7条2・3・5項, 9条2・5項, 13条	○			公害規制行政に準じ政令市・中核市・特例市に移譲。ただし、国への数値経由事務で審査の性格が薄いため、窓口委託のメリットは少ない。
	環31	土壤汚染対策法に関すること ●有害物質使用特定施設等からの土壤調査結果の報告受付 ●土地所有者に対する措置命令等 ●汚染除去措置の実施	土壤汚染対策法3条, 4条, 7条1・2項, 9条, 29条1項, 30条 7条3項で準用する4条2項		○		本県での稼動実績がない新しい法律であり、当面県実施。
	環32	生活排水浄化対策に関すること ●普及啓発 ●生活排水対策協議会運営			○		市町の指導・啓発事務であり、県の関与を縮小。
	環33	化製場に係る市町指導に関すること(市町助言)	化製場等に関する法律		○		
	環34	航空機、新幹線及び自動車交通公害に関すること ●広域的な騒音調査等				○	
	環35	下水道終末処理場の維持管理の指導に関すること ●公共下水道管理者・流域下水道管理者・都市下水路管理者に対する指示・報告徵収	下水道法37条1項, 39条2項		○		広域的な影響を考慮して行う事業等の規制であり、県実施。

III事業活動の規制に関する事務

III-1事業活動の許可等に関する事務

環36	火薬類販売営業の許可	火薬類取締法5条, 8条, 13条, 16条, 18条, 22条 火薬類取締法施行規則10条, 11条	○				市町の広域消防体制の整備に合わせ、危険物取扱行政を総合的に実施できるよう、県が有する権限を移譲。
環37	火薬庫設置許可等	火薬類取締法11条～12条の2, 14条, 15条 火薬類取締法施行規則13～33条, 41条, 44条	○				
環38	火薬類譲受・譲渡等の許可	火薬類取締法17条 火薬類取締法施行令2条 火薬類取締法施行規則35～39条	○				
環39	火薬類輸入の許可	火薬類取締法24条 火薬類取締法施行規則46, 47条	○				
環40	火薬類消費の許可	火薬類取締法25条 火薬類取締法施行規則48～56の5条	○				

事務事業仕分表(環境生活部)

項目	部No.	事務内容	根拠法令	仕分け			備考
				権限移譲	窓口委託	県実施	
	環41	火薬類廃棄の許可	火薬類取締法27条 火薬類取締法施行規則65~67条	○			市町の広域消防体制の整備に合わせ、危険物取扱行政を総合的に実施できるよう、県が有する権限を移譲。
	環42	危害予防規程等に関する認可等 ●危害予防規程の認可 ●保安責任者等の選任届受付	火薬類取締法28~30条, 34~36条, 42~45条, 48条, 52条, 56の2条 火薬類取締法施行令13条, 14条, 16条 火薬類取締法施行規則6条, 44条の2~44条の5, 67条の2~67条の11, 69条, 70条, 70条の4~70条の6, 81条の13, 81条の14, 82条, 89条	○			
	環43	高圧ガスの製造、貯蔵所の許可・届出受付	高圧ガス保安法5~19条, 21条1~4項 (ただし、コンビナート事業所にかかる事務を除く。)	○			
	環44	高圧ガスの製造、貯蔵所の完成検査	高圧ガス保安法20条, 39条の11(ただし、コンビナート事業所にかかる事務を除く。)	○			
	環45	高圧ガスの販売届出受付	高圧ガス保安法20条の4~20条の7, 21条5項	○			
	環46	高圧ガスの輸入検査	高圧ガス保安法22条	○			
	環47	高圧ガスの消費者届出受付	高圧ガス保安法24条の2~24条の4	○			
	環48	高圧ガスの危害予防規程・保安組織等の保安事務 ●危害予防規程の届出受付 ●保安統括者等の選任届受付	高圧ガス保安法26~28条, 33条, 34条(コンビナート事業所にかかる事務を除く)	○			
	環49	高圧ガス製造の保安検査	高圧ガス保安法35条, 39条の11(コンビナート事業所にかかる事務を除く)	○			
	環50	高圧ガス製造等の許可取消し,停止命令	高圧ガス保安法38条(コンビナート事業所にかかる事務を除く)	○			
	環51	高圧ガス施設等への緊急措置 ●災害発生防止等のための施設使用停止命令等	高圧ガス保安法39条(コンビナート事業所にかかる事務を除く)	○			

事務事業仕分表(環境生活部)

項目	部No.	事務内容	根拠法令	仕分け			備考
				権限移譲	窓口委託	県実施	
	環52	高圧ガス関係者の指導監督等	高圧ガス保安法61条～65条、74条(コンビナート事業所及び容器関係事業所にかかる事務を除く)	○			市町の広域消防体制の整備に合わせ、危険物取扱行政を総合的に実施できるよう、県が有する権限を移譲。

IV-2自然保護に関する事務

自然公園	環53	自然公園等の維持修繕に関すること		○			地域性が強く、利用者ニーズや地域の実情を反映して市町が整備管理すべき事務。
	環54	自然公園等の管理に関すること(国定公園) ●特別地域等の禁止行為の許可 ●実地調査	自然公園法13条3・6～8項、14条3・6・7項、25条、27条、28条、30条2項、50条1・2項	○			地域性が強く、利用者ニーズや地域の実情を反映して市町が整備管理すべき事務。 ・広域的視点での調整等が必要な事務についてはその仕組みを検討。 (利用調整地区・普通地域は未指定)
	環55	自然公園等の管理に関すること(県立公園) ●特別地域等の禁止行為の許可 ●実地調査	広島県自然公園条例11条3・5～7項、20条、22条1項、23条1・2項、25条2項、38条1・2項	○			
	環56	自然環境保全地域の管理に関すること ●禁止行為の許可 ●利用・駐車の拒否・退去命令	広島県自然環境保全条例16条4・5・7・9項、17条3項6号、17条4項で準用する16条5項、18条1・3・5項、19条1項、20条1項、25条1・2・4・6項、26条1項	○			
	環57	自然海浜保全地域の管理に関すること ●禁止行為の許可	広島県自然海浜保全条例6条1・2項、7条1・2項、8条	○			
	環58	都市公園法等(宮島都市公園)の管理に関すること ●禁止行為の許可 ●占用許可、現状回復・措置命令	都市公園法5条2項、6条1・3項、10条2項、11条 都市公園条例2条1項、7条1・2項 (宮島公園に係るものに限る)	○			同上 ・公園土地を県へ無償貸付している国との協議の上、移譲等の手法を検討。
	環59	自然公園等の施設管理に関すること		※			※指定管理者制度を活用 (一部、事務委託・施設移管等)
野生生物	環60	野生生物保護管理に関すること ●鳥獣の捕獲、鳥類の卵の採取等の許可 ●捕獲者・採取者に対する措置命令等	鳥獣保護法9条、10条、75条	○			地域性が強く、利用者ニーズや地域の実情を反映して市町が整備管理すべき事務。 ・第9次(平14～18)鳥獣保護事業計画の改訂に合わせ移譲(希少鳥獣以外の鳥獣に係る許認可は権限移譲済)

事務事業仕分表(環境生活部)

項目	部No.	事務内容	根拠法令	仕分け			備考
				権限移譲	窓口委託	県実施	
	環61	狩獵免許及び狩獵登録に関すること ●狩獵の免許等 ●狩獵者の登録受付等	鳥獣保護法40条, 42条, 43条, 45条2項, 46条, 49~52条, 54条, 55条, 57条~61条, 63~67条, 75条			○	広域的な行為規制であり、受付時の審査の性格も薄いことから県実施。
V.都市の整備に関する事務							
V-1都市行政に関する事務							
屋外広告物等	環62	景観形成地域内の広告物の表示行為等及び大規模行為の届出受付	ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例11条2項・3項	○			まちづくりの事務の一環として市町が担うべき事務であり、権限移譲。 (受入希望済の7市(呉・福山・府中・三次・竹原・大竹・廿日市)には16年度権限移譲済) ・景観法の施行に併せ、市町での条例制定を促進する。
	環63	景観形成地域内の行為の届出受付時の必要な指導、建築物等の所有者等に対する措置を講じる旨の指導	ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例14条1項・2項	○			
	環64	大規模行為届出対象地域での大規模行為の届出受付	ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例18条1項・2項	○			
	環65	大規模行為届出対象地域での大規模行為の届出時の必要な指導	ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例20条1項	○			
V-3国土利用計画							
国土利用計画	環66	国土利用計画法及び土地利用対策の連絡調整に関すること ●土地売買等の届出受付、意見書作成 ●遊休地に関する計画の届出受付、意見書作成	国土利用計画法23条, 24条1項, 28条, 29条1項	○			・審査に要する関係権限の移譲等の進捗に併せ、事務効率の観点から適宜権限移譲を進めること。

事務事業仕分表(福祉保健部)

項目	部-No.	事務内容	根拠法令	仕分け	備考	
				横 線 移 動	窓 口 委 託	県 実 施
【福祉・その他の事務】						
指導助言・補助事務等	福1	老人保健福祉月間事業に関すること(百歳老人の表彰等事業実施)	(対住民指導普及)		○	
	福2	介護保険制度普及啓発事業に関すること	介護保険法5条ほか (対市町指導普及)		○	
	福3	介護保険保険者(市町村)指導事務に関すること	介護保険法5条ほか (対市町指導普及)		○	
	福4	老人保護措置事務指導監査に関すること	老人福祉法6条の3 (対市町指導普及)		○	
	福5	在宅サービス推進のための助言・指導に関すること	介護保険法・老人福祉法 (対市町指導普及)		○	
	福6	介護保険事業計画等(老人保健福祉計画を含む。)の進行管理に関すること	介護保険法・老人福祉法 (対市町指導普及)		○	
	福7	児童福祉施設の整備指導に関すること ●設置時の手続案内等	児童福祉法 (対市町指導普及)		○	
	福8	市町の障害者プランの策定支援に関すること	(市町の策定義務・障害者基本法9条3項)		○	
	福9	行旅病人及び行旅死亡人取扱法に関すること ●補助金事務(経由)	行旅病人及び行旅死亡人取扱法5条、13条(国補助金事務)		○	
	福10	療養援護事業に関すること(補助金交付等)	広島県補助金等交付規則 広島県療養援護事業費補助金交付要綱		○	
	福11	被爆者援護法による手当等に関すること ●医療特別手当・原子爆弾小頭手当・健康管理手当等の認定・支給 ●葬祭料・特別葬祭給付金の支給	被爆者援護法7条～9条		○	

事務事業仕分表(福祉保健部)

項目	部-No.	事務内容	根拠法令	仕分け	備考
				権限移譲 窓口委託	県実施
	福12	被爆者援護法による手当等に関すること ●居宅生活支援事業	被爆者援護法38条		○
	福13	被爆者援護法定外の援護事業に関すること	(県事業)		○
	福14	障害者関係団体の育成指導に関すること	(対住民普及啓発)		○
	福15	骨髓移植の登録の推進に関すること	(対住民普及啓発)		○
	福16	災害救助法、災害弔慰金の支給等に関する法律に関すること(補助金)	災害救助法3章 (国補助金事務) 災害弔慰金の支給等に関する法律 (国補助金事務)		○
	福17	民生委員協議会運営費県費負担金、民生委員推薦会運営費県費負担金に関すること	民生委員法 (県負担金事務)		○
	福18	老人保護措置費国庫負担金に関すること	老人福祉法26条1項 (国負担金事務)		○
	福19	老人保護措置費県費負担金に関すること	老人福祉法24条1項 (県負担金事務)		○
	福20	在宅福祉事業費補助金に関すること(介護予防・地域支え合い事業を含む。)	介護保険法等 (国補助金事務)		○
	福21	トータルケア21推進交付金に関すること	トータルケア21推進交付金交付要綱 広島県補助金等交付規則 (県交付金事務)		○
	福22	低所得者利用者負担軽減事業に関すること	低所得者に対する介護サービスに係る利用者負担額減免事業費補助金交付要綱 (県補助金事務)		○
	福23	介護保険事業費補助金等に関すること	介護保険法 (国補助金事務)		○

事務事業仕分表(福祉保健部)

項目	部-No.	事務内容	根拠法令	仕分け	備考
				権限移譲 窓口委託	県実施
	福24	老人保健事業補助金に関すること	老人保健法 (国補助金事務)		○
	福25	児童手当法に関すること	児童手当法 (国補助金事務)		○
	福26	児童環境づくり基盤整備事業費県費補助金に関すること	児童環境づくり基盤整備事業(育児等健康支援事業)費県費補助金交付要綱 (県補助金事務)		○
	福27	身体障害者保護費県費負担(補助)金に関すること	身体障害者福祉法 (国補助金事務)		○
	福28	養護老人ホーム入所調整に関すること	養護老人ホーム入所調整会議設置要綱 (市町間調整)		○
	福29	介護保険審査会の運営に関すること	介護保険法184条		○
	福30	旧軍人軍属等の叙勲及び叙勳に関すること	(叙勲等経由事務)		○
	福31	保健福祉関係の叙勲及び褒賞に関すること	(叙勲等経由事務)		○
	福32	表彰に関すること ●市町村、関係団体への推薦依頼 ●とりまとめ、国への報告	(叙勲等経由事務)		○
	福33	老人保健福祉月間事業に関すること ●月間活動状況とりまとめ	国への月間活動状況報告		○
	福34	児童に関する福祉思想の普及啓発に関すること ●児童福祉月間事業実施状況のとりまとめ	国への月間活動報告(統計事務)		○
	福35	心身障害者に関する福祉思想の普及啓発に関すること ●心身障害者福祉強調月間事業実施状況のとりまとめ	国への月間活動状況報告		○

事務事業仕分表(福祉保健部)

項目	部-No.	事務内容	根拠法令	仕分け	備考
				権限移譲 窓口委託	県実施
	福36	心身障害者扶養共済制度に関すること ●掛金減額決定 ●年金管理者指定	広島県心身障害者扶養共済制度条例6条の2, 8条6項, 17条6項	○	実施状況報告等のルートを効率的に改善。
	福37	身体障害者福祉法による医師の指定等に関すること	身体障害者福祉法15条, 19条	○	実施状況報告等のルートを効率的に改善。
	福38	戦傷病者特別援護法による補装具の給付等に関すること	戦傷病者特別援護法21条	○	(DB化による集中管理)
	福39	献血の推進に関すること ●採血事業者からの報告徴収, 立入検査等	安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律 23条1項 (啓発・円滑実施:5条)	○	処理件数が極めて少ない。実際の主業務である広報・啓発については、市町にも實務があり、県の関与を縮小。
【福祉: 福祉事務所の事務等】					
指導助言・補助事務等	福40	国民生活基礎調査等の実施に関すること(所得票)	国民生活基礎調査規則 11条3項(統計事務)	○	福祉事務所の設置後、福祉事務所に関連した県の事務を移譲。
民間協力・人材育成	福41	社会福祉士等の実習に関すること (法令等の規定によるもの) ●社会福祉士・社会福祉主事・訪問介護員	[社会福祉士]社会福祉士 介護福祉士学校職業能力開発校等養成施設指定規則5条1号ヲ 社会福祉士介護福祉士 学校職業能力開発校等 養成施設指定規則の規定に基づき厚生労働大臣 が別に定める施設を定める件1項4号 [社会福祉主事]社会福祉 主事養成機関等指定規則13条2号, 別表第3 [訪問介護員]介護保険法 施行令3条1項2号, 訪問 介護員に関する省令5条1 号ホ, 別表第1	○	
	福42	民生委員・児童委員に関すること ●指揮監督 ●研修 ●報償費支払	民生委員法17条1項, 18 条 児童福祉法12条の2・3項	○	
福祉事業等	福43	介護保険事業者等指定事務に関すること	介護保険法41条, 46条, 48条, 94条	○	
	福44	介護保険事業者の指導監督事務に関すること ●帳簿書類の提示, 報告要求等	介護保険法24条, 76条, 83条, 90条, 100条, 112 条	○	

事務事業仕分表(福祉保健部)

項目	部-No.	事務内容	根拠法令	仕分け	備考
				権限移譲 窓口委託 県実施	
	福45	老人居宅生活支援事業等の届出受付等に関すること ●事業の届出受付等 ●老人デイサービスセンター等の設置・定員増減の届出受付等	老人福祉法14条、14条2項、14条の3、15条2項、15条の2、16条1項	○	福祉事務所の設置後、福祉事務所に関連した県の事務を移譲。
	福46	老人居宅生活支援事業等の指導監督に関すること ●報告要求、立入検査、改善命令等	老人福祉法18条1項、18条の2	○	
	福47	社会福祉法人の指導監督等に関すること ●定数の認可、変更認可 ●解散・合併の認可等 ●報告徴収、業務停止・解散命令等	社会福祉法31条、43条、46条、49条、56条、57条 (一次計画掲載)	○	
	福48	社会福祉法人の設置する保護施設の設置認可等に関すること ●施設の認可、名称等の変更認可 ●休止・廃止の時期の認可 ●報告徴収、業務停止、解散命令等	生活保護法41条3項、41条5項、42条、44条1項、45条2項、46条3項、48条3項 (一次計画掲載)	○	
	福49	社会福祉事業の許可等に関すること ●第二種社会福祉事業開始の届出受付 ●報告徴収、検査 ●経営者の許可取消等 ●寄付金募集の許可	社会福祉法69条、70条、72条1項、72条3項、73条 (一次計画掲載)	○	
	福50	養護老人ホーム等の設置認可等に関すること ●設置認可、変更届出受付等 ●入所定員の減少時期・減少の認可 ●報告徴収、立入検査	老人福祉法15条4・5項、15条の2・2項、16条2・3項、18条2項、19条1項、29条 老人福祉法施行規則4条の3、5条 (一次計画掲載)	○	
	福51	児童福祉施設の設置認可等に関すること ●設置・廃止の認可 ●改善命令、事業停止命令、立入検査等 ●費用徴収、支出命令	児童福祉法 35条4・7項、46条3・4項、56条、58条、59条1・3項 (一次計画掲載)	○	
生活保護	福52	生活保護法の現業事務等に関すること ●保護の開始・変更・停止・廃止 ●保護の方法の決定 ●保護施設の運営指導 など	生活保護法24条1・5項、25条1・2項、26～27条の2、28条1・4項、5章、43条1項、48条4項、62条3・4項、76条、77条1項、78条、80条、81条	○	
児童福祉	福53	助産施設・母子生活支援施設への入所に関すること ●妊娠婦の助産の実施 ●保護者及び児童の母子生活支援施設における保護	児童福祉法22条、23条	○	
	福54	児童扶養手当の支給に関すること	児童扶養手当法4条	○	
	福55	児童扶養手当の認定に関すること	児童扶養手当法6条	○	
	福56	特別障害者手当、障害児福祉手当及び経過的福祉手当の認定・支給に関すること	特別児童扶養手当法19条～21条、22条の2、24条、26条、36条1項、37条 国民年金法等一部改正法(昭60法34)附則97条 (旧制度の経過措置)	○	

事務事業仕分表(福祉保健部)

項目	部-No.	事務内容	根拠法令	仕分け			備考
				権限移譲	窓口委託	県実施	
	福57	家庭児童相談室における相談指導業務に関すること	家庭児童相談室設置運営要綱(厚生省)	○			福祉事務所の設置後、福祉事務所に関連した県の事務を移譲。
	福58	児童居宅生活支援事業等の届出受付・指導監督に関すること	児童福祉法34条の4, 34条の5	○			
	福59	特別児童扶養手当の認定等に関すること ●受給資格認定 ●支給制限、返還、不支給、支払差止等 ●不正利得徴収、支払調整	特別児童扶養手当法5条1項・2項、6条～8条、9条2項、11条、12条、16条	○			
	福60	助産施設、母子生活支援施設、保育所(無認可を含む)、児童厚生施設の指導監督に関すること	児童福祉法46条、59条1・3項、59条の2-1・2項、59の2の5-1・2項	○			
障害者福祉	福61	知的障害者居宅生活支援事業等の届出受付・指導監督に関すること	知的障害者福祉法18条、20条、21条の2、21条の3	○			
	福62	身体障害者相談員・知的障害者相談員に関すること	身体障害者福祉法12条の3 知的障害者福祉法15条の2	○			
	福63	身体障害者手帳の認定交付等に関すること	身体障害者福祉法15条 身体障害者手帳事務処理要領	○			・社会福祉審議会の設置要件改正等までの間、事務処理要領に定める医師等の判断が必要な認定については県社会福祉審議会へ諮問
	福64	身体障害者居宅生活支援事業等に関すること ●事業の届出受付等 ●指導監督等	身体障害者福祉法26条、39条、40条	○			
	福65	障害者支援費制度に関すること ●指定居宅支援事業者の指定等 ●指導監督等	身体障害者福祉法17条の4-1項、17条の20、17条21項-1項、17条の22-1項 知的障害者福祉法15条の5-1項、15条の20、15条の21-1項、15条の22-1項 児童福祉法21条の10-1項、21条の20、21条の21-1項、21条の22-1項	○			
	福66	心身障害者扶養共済制度に関すること ●申請書・請求書等受付(県への経由事務)	広島県心身障害者扶養共済制度条例17条1～5項 広島県心身障害者扶養共済制度条例施行規則4条～10条、12条、14条、14条の2 ※経由:同施行規則16条	○			

事務事業仕分表(福祉保健部)

項目	部-No.	事務内容	根拠法令	仕分け			備考
				権限移譲	窓口委託	県実施	
母子寡婦福祉	福67	母子家庭及び寡婦の相談指導に関すること	母子寡婦福祉法8条、9条	○			福祉事務所の設置後、福祉事務所に関連した県の事務を移譲。
	福68	母子・寡婦福祉資金の貸付償還に関すること	母子寡婦福祉法13条1~3項、32条1項~2項	○			(市町への債権譲渡等にあたり国との調整が必要)
その他	福69	被爆者保健指導に関すること ●心身の健康に関する相談 ●被爆者の居宅における日常生活に関する相談 ●その他被爆者の援護に関する相談	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律37条 原爆被爆者介護手当等 国庫負担(補助)金交付要綱	○			
	福70	被爆者援護法による健康管理・医療に関すること ●健康診断及びその記録 ●健康診断の結果必要があるときの指導	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律7~9条	○			
	福71	D・V法に関すること ●被害者の自立支援措置(相談等)	配偶者からの暴力の防止 及び被害者の保護に関する法律(16年度改正後)8条の3	○			
【保健: その他の事務】							
医療等從事者	福72	医師法に関すること ●免許申請受付、免許証交付、再免許交付 (国への経由)	医師法2条、6条2項、7条3項 同法施行令2条、3条2項、4条1項、5条2項、6条2項、7条	○			広域的に営まれる事業活動の規制(国への経由事務等)であり、窓口事務の市町委託を進める。
	福73	歯科医師法に関すること ●免許申請受付、免許証交付、再免許交付 (国への経由)	歯科医師法2条、6条2項、7条4項 同法施行令1条、5条2項、4条1項、5条2項、6条2項、7条	○			
	福74	歯科衛生士法に関すること ●定例届出受付(国への経由)	歯科衛生士法6条3項	○			
	福75	薬剤師法に関すること ●免許申請受付、免許証交付、再免許交付 (国への経由)	薬剤師法2条、7条2項、8条4項 同施行令1条	○			
	福76	歯科技工士法に関すること ●免許申請受付、免許証交付、再免許交付 (国への経由)	歯科技工師法3条、6条2項、8条3項 同施行令1条、3条2項、4条1項、5条2項、6条2項、7条	○			
	福77	歯科技工士法に関すること ●定例届出受付(国への経由)	歯科技工士法6条3項	○			

事務事業仕分表(福祉保健部)

項目	部-No.	事務内容	根拠法令	仕分け			備考
				権限移譲	窓口委託	県実施	
	福78	診療放射線技師法に関すること ●免許申請受付、免許証交付、免許証返納(国への経由)	診療放射線技師法3条、8条、11条 同法施行令1条の3-2項、2条1項、3条2項、4条1項	<input checked="" type="radio"/>			広域的に営まれる事業活動の規制(国への経由事務等)であり、窓口業務の市町委託を進める。
	福79	理学療法士及び作業療法士法に関すること ●免許申請受付、免許証交付、再交付(国への経由)	理学療法士及び作業療法士法3条、6条2項、7条2項 同法施行令1条、3条2項、4条1項、5条2項、6条2項、7条	<input checked="" type="radio"/>			
	福80	視能訓練士法に関すること ●免許申請受付、免許証交付、再交付(国への経由)	視能訓練士法3条、6条2項、8条3項 同法施行令1条、3条2項、4条1項、5条2項、6条2項、7条	<input checked="" type="radio"/>			
	福81	保健師助産師看護師法に関すること ●保健師・助産師・看護師の免許申請受付、免許証交付、再交付(国への経由)	保健師助産師看護師法7条、12条2項、14条3項 同法施行令1条1項、6条1項、7条1項	<input checked="" type="radio"/>			
	福82	保健師助産師看護師法に関すること ●准看護師の免許申請受付、免許証交付、再交付	保健師助産師看護師法8条、12条、14条3項 同法施行令1条2項、6条1項、7条1項	<input checked="" type="radio"/>			
	福83	保健師助産師看護師法に関すること ●定期届出受付	保健師助産師看護師法33条	<input checked="" type="radio"/>			
	福84	栄養士、調理師に関すること ●栄養士の免許申請受付、免許証交付、取消等	栄養士法2条1項、4条1項、5条1項 同法施行令1条1項 調理師法3条の2、5条 同施行令11~15条	<input checked="" type="radio"/>			
	福85	管理栄養士に関すること ●栄養士の免許申請受付、免許証交付(国への経由)	栄養士法2条3項、4条3項 同法施行令1条2~3項	<input checked="" type="radio"/>			
	福86	製菓衛生師法に関すること ●免許申請受付、免許交付等	製菓衛生師法2条、3条、7条3項 同法施行令1条、3条2項、4条、5条2項、6条2~4項、7条	<input checked="" type="radio"/>			
	福87	臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律に関すること ●免許申請、免許証交付等(国への経由)	臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律3条、6条2項、8条3項 同法施行令3条、5条2項、6条1項、7条2項、8条2項、9条	<input checked="" type="radio"/>			
(指導助言・補助事務等)	福88	市町村保健センター整備事業に関すること ●運営指導・監督	(対市町村指導普及)		<input checked="" type="radio"/>		市町村職員等の研修又は市町の指導・広域的支援に関わる事務であり、県の関与を段階的に縮減。
	福89	保健師活動業務一般に関すること ●各種保健計画の支援 ●地域の健康情報の収集分析・調査研究 ●市町村の求めによる技術的助言・支援	地域における保健師の保健活動指針1		<input checked="" type="radio"/>		

事務事業仕分表(福祉保健部)

項目	部-No.	事務内容	根拠法令	仕分け			備考
				権限移譲	窓口委託	県実施	
	福90	保健福祉業務従事者の研修に関すること ●地域ケアの総合調整研修(県・市町村職員研修)の実施	地域保健対策の推進に関する基本的な指針第3-2(2)4 地域ケアの総合調整研修実施要領(県事業) (対市町村研修)		○		市町村職員等の研修又は市町の指導・広域的支援に関する事務であり、県の関与を段階的に縮減。
	福91	精神保健福祉研修に関すること ●住民への普及啓発(精神障害者への理解促進)	(対住民普及啓発)		○		
	福92	喫煙対策に関すること ●受動喫煙の防止措置	健康増進法25条		○		
	福93	森永ひ素ミルク中毒に関すること ●関係市民団体による相談会等の場の提供	(対住民普及啓発)		○		
	福94	市町村保健センター整備事業に関すること(整備)	広島県補助金等交付規則 (県補助金事務)		○		補助金等に関する事務であり、県実施。
	福95	救急・へき地医療対策(補助金)にすること	広島県補助金等交付規則 (県補助金事務)		○		
	福96	精神障害者就労促進事業に関すること	精神障害者就労促進(共同作業所運営等)補助事業実施要領 広島県補助金等交付規則 (県補助金事務)		○		
	福97	精神障害者通院医療費公費負担の申請受付事務に関すること	精神保健福祉法32条		○		
	福98	心身障害者就労促進事業補助金に関すること	広島県補助金等交付規則 (県補助金事務)		○		
	福99	母子保健事業評価事業に関すること	母子保健医療推進事業実施要領		○		
	福100	母子保健事業補助金に関すること	広島県補助金等交付規則 (県補助金事務)		○		
	福101	毒ガス障害者の更正指導支援に関すること	毒ガス障害者に対する救済措置要綱 広島県補助金等交付規則 (国委託事務)		○		(竹原市等に事務委託)

事務事業仕分表(福祉保健部)

項目	部-No.	事務内容	根拠法令	仕分け			備考
				権限移譲	窓口委託	県実施	
	福102	管理栄養士、栄養士、調理師に関すること(表彰) ●市町村、関係団体への推薦依頼 ●とりまとめ、国への報告	(叙勲事務)		○		福祉の叙勲事務と同様
	福103	広島県救急医療情報ネットワークに関すること	(診療所開設届の入力システムの運用)		○		入力用の事務ツールの運用事務
	福104	母体保護法に関すること ●受胎調節の実地指導の指定、取消、台帳整理	母体保護法15条1項		○		処理件数が極めて少ないと、市町に移譲する母子保健事務との関連性が薄いことなどから、県実施。
	福105	母体保護法に関すること ●不妊手術、人工妊娠中絶の届出受付	母体保護法25条		○		
	福106	生活衛生同業組合の運営の適正化に関すること ●県指導センターの立入検査	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律61条1項		○		規制対象が1団体であり、県実施
	福107	医療法に関すること ●地域医療支援病院の承認(病院)	医療法4条1項		○		規制対象が2団体であり、県実施
	福108	温泉に関すること ●掘削の許可等	温泉法3条～12条		○		処理件数が少ないこと、広域的実施が必要な事務であることから、県実施
	福109	水道に関すること ●水道事業(一部)の水道施設・配水池の新設等の届出受付 ●水道事業者(一部)による供給規程の料金変更の届出受付	水道法13条1項、14条5項、24条の3-2項 水道令14条1-2項		○		
	福110	医療法に関すること ●病院開設許可、病床数変更許可、取消、閉鎖命令等 ●病院病床の廃止の届出受付等	医療法7条1～3項、9条、29条		○		広域的調整が必要な事務であることから、県実施。
【保健：保健所長の事務】							
指導助言・補助事務	福111	国民生活基礎調査等の実施に関する事務(世帯票)	国民生活基礎調査規則11条1項(統計事務)	※			※法令等による保健所長事務であり、保健所設置要件緩和後権限移譲
	福112	人口動態統計の実施に関する事務	人口動態調査令5条6項(統計事務)	※			

事務事業仕分表(福祉保健部)

項目	部-No.	事務内容	根拠法令	仕分け			備考
				権限移譲	窓口委託	県実施	
	福113	医師・歯科医師・薬剤師調査に関すること ●定例届出受付(国への経由)	医師法6条3項 歯科医師法6条3項 薬剤師法9条 医師・歯科医師・薬剤師調査記入要領及び審査要領	※			※法令等による保健所長事務であり、保健所設置要件緩和後権限移譲
(民間協力・人材育成)	福114	精神保健福祉士等の実習に関すること (法令等の規定によるもの) ●訪問介護員・精神保健福祉士(その他) ●管理栄養士・栄養士・保健師	[訪問介護員]介護保険法施行令3条1項2号、訪問介護員に関する省令5条1号ホ、別表第1 [精神保健福祉士]精神保健福祉士法7条4号、同施行規則2条3号 (参考) [管理栄養士・栄養士]管理栄養士養成施設における臨地実習及び栄養士養成施設における校外実習要領第14(2)、第24 [保健師]看護婦等養成所の運営に関する指導要領第52(1)	※			
	福115	歯科保健関係者の研修等に関すること ●市町村実施の母子歯科保健事業、老人歯科保健事業等に関する技術的助言等の援助 ●事業所・学校等における歯科保健事業への助言指導等	都道府県及び市町村における歯科保健業務指針第一3	※			
	福116	歯科保健業務事業に関すること ●歯の健康づくりの普及啓発(8020運動等) ●障害者等に対する訪問等歯科保健対策	都道府県及び市町村における歯科保健業務指針第一3	※			
母子保健その他	福117	身体障害児・長期療養児の療育指導等に関すること ●診査、相談、療育指導、医療給付 ●障害がない場合の県知事への報告 ●長期療養児療育相談指導	児童福祉法19条・20条 長期療養児療育相談指導事業実施要綱	※			
	福118	死体解剖保存に関すること ●死体解剖の許可 ●死体の保存の許可	死体解剖保存法2条1項、19条1項	※			
感染防止	福119	HIVに関すること ●電話窓口・検査受付 ●検査前の問診、検査(採血) ●検査後の告知、指導等	平3.2.4厚生省健康政策局計画課長通知「保健所におけるHIV抗体検査の実施について」	※			
	福120	HTLV-1相談事業に関すること	平11.3.30厚生省医薬安全局血液担当課長通知「HTLV-1抗体陽性献血者に対する結果通知及び相談事業」	※			
	福121	結核診査協議会に関すること ●設置・開催	結核予防法48条	※			
	福122	感染症診査協議会に関すること ●設置・開催	感染症予防法24条1項	※			

事務事業仕分け(福祉保健部)

項目	部-No.	事務内容	根拠法令	仕分け	備考
				権限移譲 窓口委託	県実施
食品衛生	福123	食中毒の処理等に関すること <ul style="list-style-type: none"> ●食中毒患者等を診断した場合等の医師からの届出受付 ●食中毒患者等の発生を認めるときの県知事への報告、調査 ●調査結果の県知事への報告 ●原因調査上必要がある場合の死体解剖 ●食品衛生推進員の設置(任意) 	食品衛生法58条、59条、61条2項	※	※法令等による保健所長事務であり、保健所設置要件緩和後権限移譲
【保健・知事の事務(保健所長事務の関連事務)】					
精神保健 (医療)	福124	指定医の診察、通報受理、精神鑑定等に関すること <ul style="list-style-type: none"> ●指定医の診察・保護の申請受付 ●警察官・検察官・保護監察所長・矯正施設長からの通報受付 	精神保健法23条1・2項、24～26条	※	※保健所長事務以外の事務であるが、保健所設置要件緩和までの間、県保健所実施(保健所設置市に未移譲の権限は移譲)
	福125	指定医による診察、精神鑑定等に関すること <ul style="list-style-type: none"> ●指定医による診察 ●鑑定時の立会・入院時同行等 ●精神障害者福祉手帳の交付等 	精神保健法27条、28条、45条、46条の2	※	・精神医療審査会等の設置要件緩和等、制度改正の動向を踏まえ再整理
	福126	精神障害者の入院措置等に関すること <ul style="list-style-type: none"> ●入院措置、緊急入院措置、移送 ●入院等費用負担申請受付、徴収 ●医療保護入院時の管理者の届出受付 ●病院管理者の本人同意なしでの入院措置の届出 	精神保健福祉法29条～29条の2の2、31条、32条3項、33条4項、33条の4、34条、38条の2	※	・精神医療審査会等の設置要件緩和等、制度改正の動向を踏まえ再整理
	福127	精神障害者の退院措置等に関すること <ul style="list-style-type: none"> ●病院管理者の意見による退院措置 ●退院申出時の病院管理者からの届出受付 ●入院者の定期報告受領 ●病院管理者からの退院申出等受付 ●保護者等からの退院請求受付 ●精神医療審査会への退院審査請求 ●退院・退院措置命令 ●仮退院許可 	精神保健福祉法26の2条、29条の3～29条の5、33条の2、38条の2～38条の5、40条	※	・精神医療審査会等の設置要件緩和等、制度改正の動向を踏まえ再整理
	福128	精神病院立入検査(実地指導)等に関すること <ul style="list-style-type: none"> ●精神病院管理者への報告要求、帳簿書類提出要求、立入検査・質問、立入診察 ●精神業員管理者への処遇改善計画の提出要求、変更命令、処遇改善命令 	精神保健法38条の6、38条の7 (参考)精神病院に対する指導監督等の徹底について(平10.3.3確113号・建政发232号・医業発176号・社援491号厚生省大臣官房障害保健福祉・健康政策・医療安全・社会・援護局長連名通知)	※	
	福129	精神保健福祉訪問相談指導に関すること <ul style="list-style-type: none"> ●指定医による精神障害者等との相談・指導 ●医療施設の紹介 ●精神保健福祉相談員の設置 	精神保健福祉法47条、48条	※	

事務事業仕分表(福祉保健部)

項目	部-No.	事務内容	根拠法令	仕分け	備考
				権限移譲 窓口委託	県実施
母子保健 その他 (難病)	福130	特定疾患、小児特定疾患の治療研究事業事務に関すること	特定疾患治療研究事業実施要綱 小児慢性特定疾患治療研究事業実施要綱 広島県補助金等交付規則(国補助金事務)	※	・小特は児童福祉法改正により保健所長業務とされるとの情報有。
	福131	難病対策に関すること ●難病相談事業 ●家庭訪問指導事業	難病相談事業実施要領 広島県補助金等交付規則(国補助金事務)	※	・小特は児童福祉法改正により保健所長業務とされるとの情報有。
感染防止	福132	結核発生動向の調査等に関すること ●医師からの通報受理、登録票整備 ●患者診断届出時等の入力システムの運用 ●立入検査・調査	結核予防法22条～24条、 32条 (参考)「結核・感染症発生動向調査事業の実施について」(健医結43号、健医感68号)	※	
	福133	感染症発生動向の調査等に関すること ●医師・歯医師からの通報受理 ●患者診断届出時等の入力システムの運用 ●感染症情報の調査・分析・公表	感染症予防法12条、13条、14条2項、15条、16条、35条、50条2項、56条 感染症発生動向調査事業実施要綱	※	
	福134	結核の感染防止に関すること ●定期外の健康診断・精密検査の実施等 ●家屋消毒、患者隔離等の措置命令、実施等	結核予防法5条、11条、24条の2、30条～31条、66条 4項 同施行規則20条	※	
	福135	結核の予防接種(定期外)等に関すること	結核予防法14条、20条、 66条4項	※	
	福136	感染症の感染防止に関すること ●健康診断の勧告・実施等 ●病原体汚染場所の消毒等の命令・実施等	感染症予防法17条、27条～33条、36条、45条、50条1・3・4項、51条、52条、58条、59条	※	
	福137	結核患者の医療に関すること ●従業禁止、入所禁止等 ●費用負担、移送費用の認定等	結核予防法28～32条、34条、35条、41条 同施行規則23条、24条	※	
	福138	感染症患者の医療に関すること ●入院勧告、入院措置、移送 ●就業制限対象でない旨の確認要求受理 ●退院要求受理、退院措置	感染症予防法18～23条、37条、42条、43条、46条～49条	※	
	福139	結核保健指導に関すること ●家庭訪問指導	結核予防法25条	※	
	福140	狂犬病予防法に関すること ●期間・区域を定めての一斉検診実施 ●臨時の予防注射の実施 ●交通遮断・制限等	狂犬病予防法13条、14条1項、15条～17条	※	

事務事業仕分表(福祉保健部)

項目	部-No.	事務内容	根拠法令	仕分け		備考
				権限移譲	窓口委託	
試験検査	福141	食品、医薬品等に係る行政処分等のための試験検査に関すること ●收去した食品等の理化学的検査 (県実施のその他の事務) ・医薬品、毒物等の検査 ・食中毒の微生物学的検査 ・食品成分規格等の微生物学的検査 ・感染症の病原微生物学的検査 ・水質汚濁等の理化学的・微生物学的検査	食品衛生法29条 同施行令36条 (食品衛生法、感染症予防法等の施行上必要な機能)	※		※保健所長事務以外の事務であるが、保健所設置要件緩和までの間、県保健所実施(保健所設置市に未移譲の権限は移譲)
薬事	福142	薬事法に関すること ●薬局開設の許可	薬事法5条	※		
	福143	薬事法に関すること ●医薬品等製造業・一般販売業・薬種商販売業・特例販売業の許可	薬事法12条、24条、26条、28条、35条	※		
	福144	薬事法に関すること ●医薬品等製造業(薬局医薬品製造に限る)の品目毎の承認	薬事法14条	※		
	福145	毒劇物法に関すること ●販売業の許可	毒劇物法3・4条	※		
	福146	毒劇物法に関すること ●製造輸入業の許可(知事権限分に限る)	毒劇物法3・4条	※		
	福147	毒劇物法に関すること ●業務上取扱者・所有特定毒物等取扱者・毒物劇物取扱責任者の届出受付	毒劇物法7条3項、22条	※		
	福148	覚せい剤取締法に関すること ●施用機関・研究者の指定・定期報告受領 ●喪失等の届出受付 ●覚せい剤原料取扱者・研究者の指定	覚せい剤取締法3条、4条、23条、30条、30条の2	※		
	福149	あへん法に関すること ●けし栽培の許可、滅失・当年・紛失時等の届出受付、譲渡・譲受の届出受付(国への経由)	あへん法12条、20条、21条	※		
	福150	大麻取締法に関すること ●輸出入許可申請(国への経由) ●大麻取扱者の免許交付・定期報告受領 ●大麻の栽培地外への持出許可	大麻取扱法4条2項、5条、14条、17条	※		

事務事業仕分表(福祉保健部)

項目	部-No.	事務内容	根拠法令	仕分け	備考
				権限移譲 窓口委託	県実施
食品衛生	福151	麻薬・向精神薬取締法に関すること ●麻薬廃棄の届出受付、麻薬小売業者・麻薬管理者・麻薬研究者の定期報告受領 ●麻薬取扱者の免許交付等	麻薬・向精神薬取締法29条、47~49条	※	
	福152	麻薬・向精神薬取締法に関すること ●向精神薬研究施設設置の登録受付 ●向精神薬取扱責任者の設置届出受付 ●麻薬等原料輸入業者の届出受付 ●向精神薬取扱者の登録、免許交付等	麻薬・向精神薬取締法50条の5、50条の20、50条の27	※	
医業等	福153	国民健康・栄養調査に関すること	健康増進法10条3項、11条1項、12条1項 地域における行政栄養士業務の基本指針2	※	
	福154	栄養相談等に関すること (栄養士等研修、食生活改善推進員リーダー等ボランティア育成支援等含む)	健康増進法18条1項 地域における行政栄養士業務の基本指針2	※	
	福155	栄養成分表示及び特別用途食品に関すること	健康増進法26条1項・2項、27条	※	
	福156	食品衛生法に基づく監視・指導に関すること	食品衛生法24条、28条、30条、54~56条	※	
	福157	食品衛生関係許認可・各届出受付に関すること	食品衛生法48条8項、52条、53条 食品衛生法施行細則6・7条、12条 食品衛生に関する条例3条の2-2項、6条1項、7条	※	
	福158	給食施設の指導に関すること ●給食施設設置者の届出受付 ●立入検査等	健康増進法21条~25条、28条~34条	※	
	福159	かきの処理をする作業場に関する条例に関すること ●作業場設置の許可 ●整備改善等の措置命令、立入検査等	かきの処理をする作業場に関する条例4条~5条、8条1項、9条~15条	※	
	福160	医療法に関すること(病院) ●エックス線装置設置の届出等受付	医療法15条3項	※	
	福161	医療法に関すること(病院) ●医師・専属薬剤師を置かないことの許可	医療法16条但書、18条但書	※	

事務事業仕分表(福祉保健部)

項目	部-No.	事務内容	根拠法令	仕分け	備考
				権限移譲 窓口委託	県実施
	福162	医療法に関する事(病院) ●人員増員命令,立入検査,物件提出命令,管理者変更命令	医療法23条の2, 24条1項, 25条1・2項, 28条	※	
	福163	医療法に関する事(病院) ●構造設備検査 ●使用許可証発行 ●緊急必要時の行政処分 ●弁明機会付与	医療法27条, 29条の2, 30条	※	
	福164	医療法に関する事 ●医療法人の設置認可 ●報告要求,立入検査	医療法44条, 45条, 46条の2, 46条の3, 47条, 50条, 56条, 57条, 63条～66条	※	
	福165	柔道整復師法に関する事 ●施術者に対する指示 ●施術所の開設届出受付等 ●立入検査,監督処分	柔道整復師法18条1・2項, 19条1・2項, 21条1項, 22条	※	
	福166	臨床検査技師,衛生検査技師等に関する法律に関する事 ●衛生検査所の開設登録受付,登録証明書交付	臨床検査技師,衛生検査技師等に関する法律20条の3-1項, 20条の4-1項	※	
	福167	臨床検査技師,衛生検査技師等に関する法律に関する事 ●検体検査用放射性同位元素を備える場合等の届出受付	臨床検査技師,衛生検査技師等に関する法律20条の4-4項	※	
	福168	臨床検査技師,衛生検査技師等に関する法律に関する事 ●立入検査,設備・組織変更指示,登録取消,業務停止命令	臨床検査技師,衛生検査技師等に関する法律20条の5-1項, 20条の6, 20条の7	※	
	福169	あん摩マッサージ指圧師,はり師,きゅう師等に関する法律に関する事 ●施術者への指示,医師団体の意見聴取	あん摩マッサージ指圧師,はり師,きゅう師等に関する法律8条1項・2項	※	
	福170	あん摩マッサージ指圧師,はり師,きゅう師等に関する法律に関する事 ●施術所の開設届出受付等	あん摩マッサージ指圧師,はり師,きゅう師等に関する法律9条の2～9条の4,10条1項, 11条2項	※	
	福171	医業類似行為に関する事 ●施術者への指示 ●施術所の開設届出受付	あん摩マッサージ指圧師,はり師,きゅう師等に関する法律12条の2-2項	※	
医業等 (二次医療圏)	福172	緩和ケア連絡協議会の運営に関する事	医療法30条の3-2項	※	

事務事業仕分表(福祉保健部)

項目	部-No.	事務内容	根拠法令	仕分け			備考
				権限移譲	窓口委託	県実施	
	福173	地域保健対策協議会保健医療計画専門部会、救急・べき地医療対策専門部会に関すること	医療法30条の3-2項	※			※(保健所設置市を含む二次医療圏)保健所設置市に企画・運営の事務局を委託 (その他の二次医療圏)原則県実施
	福174	圏域地域保健対策協議会に関すること	医療法30条の3-2項	※			
	福175	圏域地対協保健専門部会に関すること	医療法30条の3-2項	※			
	福176	健康ひろしま21推進事業に関すること	医療法30条の3-2項	※			
	福177	がん検診に関すること ●がん検診精度管理推進事業における地域検討委員会の開催	医療法30条の3-2項 (圏域地域保健対策協議会に委託)	※			

【保健・知事の事務(その他)】

精神保健 (社会的 自立)	福178	精神障害者の社会復帰支援に関すること ●社会適応訓練委託事業 ●社会復帰施設の設置届出受付等	精神保健福祉法50条・50 条の4 広島県精神障害者社会 適応訓練委託事業実施 要綱	○			保健所長事務以外の事務 であり、市町の保健所設 置の有無に関わらず移譲
	福179	精神障害者居宅生活支援事業に関すること ●事業実施の届出受付、立入検査等	精神保健福祉法50条の3 ～50条の3の4	○			
母子保健 その他	福180	医療給付に関する事(養育給付) ●医療の給付 ●費用の徴収	母子保健法20条1項	○			・所要の専門的人材・組織体 制が準備でき、かつ保健所と の情報連携を確保できる市町 に移譲。
	福181	未熟児の訪問指導に関する事	母子保健法19条	○			

事務事業仕分表(福祉保健部)

項目	部-No.	事務内容	根拠法令	仕分け			備考
				権限移譲	窓口委託	県実施	
	福182	ハイリスク児家庭訪問事業に関すること ●児童虐待のリスクの高い乳幼児を持つ家庭への訪問指導等	ハイリスク児童家庭訪問指導事業実施要領(県給付事業)	○			・所要の専門的人材・組織体制が準備でき、かつ保健所との情報連携を確保できる市町に移譲。 保健所長事務以外の事務であり、市町の保健所設置の有無に関わらず移譲。
	福183	墓地埋葬等に関すること ●墓地等の経営許可 ●立入検査、報告要求等	墓地、埋葬等に関する法律10条1・2項、18条、19条	○			
生活衛生	福184	環境衛生営業(旅館業法)に関すること ●旅館業の営業許可、立入検査等	旅館業法3条1～5項、3条の2-1項・2項、3条の3-1項、3条の3-2項、7条1項、7条の2、8条、8条の2	○			・所要の専門的人材・組織体制が準備でき、かつ保健所との情報連携を確保できる市町に移譲。
	福185	環境衛生営業(公衆浴場法)に関すること ●公衆浴場の営業許可、条件附与、立入検査等	公衆浴場法2条1・2項、2条4項、2条の2-2項、4条但書、6条1項、7条1項	○			・所要の専門的人材・組織体制が準備でき、かつ保健所との情報連携を確保できる市町に移譲。
	福186	環境衛生営業(興行場法)に関すること ●興行場の営業許可、営業停止命令等	興行場法2条1項、2条2項、2条の2-2項、5条1項、6条	○			・所要の専門的人材・組織体制が準備でき、かつ保健所との情報連携を確保できる市町に移譲。
	福187	環境衛生営業(理容師法)に関すること ●業務停止命令 ●理容所開設の届出受付 ●立入検査等	理容師法10条2項、11条1項・2項、11条の2、11条の3、13条1項、14条1・2項	○			
	福188	環境衛生営業(美容師法)に関すること ●業務停止命令 ●美容所開設の届出受付 ●立入検査等	美容師法10条2項、11条1項・2項、12条、12条の2-2項、14条1項、15条1・2項	○			
	福189	環境衛生営業(クリーニング業法)に関すること ●クリーニング所の開設届出受付 ●構造設備の検査・確認 ●立入検査等	クリーニング業法5条1項・2項、5条の2、5条の3-2項、9条、10条1項、10条の2、11条	○			
	福190	建築物の衛生的環境の確保に関すること ●特定建築物の届出受付・立入検査 ●建築物衛生確保に関する事業の登録・立入検査	建築物における衛生的環境の確保に関する法律5条1項～4項、11条1項、12条、12条の2、12条の4、12条の5、13条2・3項	○			・所要の専門的人材・組織体制が準備でき、かつ保健所との情報連携を確保できる市町に移譲。
	福191	温泉に関すること ●公共の浴用・飲用に供する許可 ●温泉成分等の掲示内容の届出受付 ●立入検査等	温泉法13条1項、14条3項・4項、24条1項、26条、27条1項・2項、29条1項、30条1項、31条1項	○			・所要の専門的人材・組織体制が準備でき、かつ保健所との情報連携を確保できる市町に移譲。
	福192	家庭用品の衛生に関すること ●製造・輸入・販売事業者に対する措置命令・立入検査	有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律6条1項、7条1項	○			

事務事業仕分表(福祉保健部)

項目	部-No.	事務内容	根拠法令	仕分け			備考
				権限移譲	窓口委託	異実施	
	福193	水道に関すること ●専用水道・簡易専用水道の改善指示、給水停止命令・立入検査等	水道法32条、33条1・3・5項、34条1項、36条、37条、39条2・3項	○			保健所長事務以外の事務であり、市町の保健所設置の有無に関わらず移譲

事務事業仕分表(農林水産部 非公)

項目	部 NO	事務内容	仕分け		備 考			
			権限移譲	窓口委託				
III 事業活動の規制に関する事務								
III-2 農産物の生産・流通に関する規制								
JAS法	農 1	農林物資の品質表示に係る違反事案等の申出受付、製造・販売業者に対する立入検査、遵守指示、公表 等 【本庁事務】地域事務所の区域を越えて活動する販売業者等に対する上記事務、権限	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律 19条の9、20条2項、21条	○	1 移譲事務の範囲 広域販売業者(営業活動圏域が基礎自治体の区域で完結しない製造・販売業者)の違反事案などに係る立入検査等については、県で実施する。 2 移譲に当たっての留意事項 ・規制客体が重複する食品衛生法所管機関(保健所部門等)との連携確保が必要である。 ・違反事案に対する指示・公表の基準が基礎自治体で差があると公平性が保たれないため、関係機関(基礎自治体と県、農政事務所)で構成する連絡会議において指示・公表基準を検討する必要がある。			
	農 2	【本庁事務】日本農林規格制定に係る国への具申、登録格付機関の登録、改善命令 等	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律 8条、14条、16条、17条、17条の2、17条の4、19の2	○				
農薬取締法	農 3	農薬販売者、使用者に対する報告命令、立入検査 等 【本庁事務】農薬販売業の届出受理、監督処分等	農薬取締法 8条、13条、14条	○	○移譲にあたっての留意事項 ・残留農薬が検出された場合などにおける危機管理について、関係機関(保健所部門等)と連携体制を構築する必要がある。 ・農薬に関する専門知識等が必要である。 ・違反事案に対する指導・監督の基準が基礎自治体で差があると公平性が保たれないため、基礎自治体との連絡会議において対応基準を検討する必要がある。			
肥料取締法	農 4	【本庁事務】肥料販売業者の販売業務届出受理、立入検査、行政処分 等	肥料取締法 19条2項、23条、29条3項、同4項、30条3項、4項、6項、7項、31条2項、3項、7項、33条、34条	○	1 移譲事務の範囲 生産業者、輸入業者に関する指導・監督権限は、県に留保する。 2 移譲にあたっての留意事項 ・行政客体がほぼ同一の農薬取締法と同時期に移譲する。 ・肥料に関する専門知識等が必要である。			
食品の安全に関する基本方針等の周知、啓発	農 5	「広島県食品の安全に関する基本方針」等の普及・啓発、農薬知識の普及、指導・助言 等		○	広域的な普及・啓発等については、県で実施する。			
養蜂転飼	農 6	○養ぼう振興法 養蜂業の届出受理 【本庁事務】他県からの転飼許可	養ぼう振興法 3条、4条	○				
	農 7	○広島県みつばち転飼条例 転飼場所への立入検査 【本庁事務】県内転飼許可、転飼調整(巣門の閉鎖、ぼう群撤去)措置 等	広島県みつばち転飼条例		広島県みつばち転飼条例は廃止。なお、県条例廃止後、基礎自治体において、地域における人畜被害対策の観点から必要と考える場合には、独自に条例を制定し蜜蜂の県内転飼を規制。			
畜産環境保全(排泄物適正管理処理)	農 8	家畜排泄物の適正管理・処理に係る畜産業者に対する指導助言、勧告、立入検査、家畜排泄物処理高度化施設整備計画の認定 等	家畜排泄物の適正管理法 4条、5条、6条、9条、10条、13条	○	1 移譲事務の範囲 本庁権限である「都道府県家畜排泄物利用促進計画策定事務」は県に留保する。 2 移譲にあたっての留意事項 指導・立入検査業務には、堆肥処理技術等に関する知識が必要である。			
卸売市場	農 9	○卸売市場法 地方卸売市場への立入検査 等 【本庁事務】県卸売市場整備計画策定、地方卸売市場開設許可、許可手続き等を定めた条例制定 等	卸売市場法 6条、55条、66条、68条 等	○				

事務事業仕分表(農林水産部 非公)

項目	部 NO	事務内容	仕分け			備考
			権限 移譲	窓口 委託	県実施	
	農 10	○広島県卸売市場条例 「その他市場」の開設届受理、立入検査 等	広島県卸売市場条例 24条、29条 等			広島県卸売市場条例に基づく法の上乗せ規制(その他市場に関する規制)は廃止する。
家畜市場	農 11	市場外取引許可、立入検査 等 〔本庁事務〕家畜市場登録証交付、市場再編整備地域指定、市場再編勧告 等	家畜取引法		○	
家畜商	農 12	家畜商免許登録、營業補償金供託届出、立入検査 等 〔本庁事務〕家畜免許講習会実施	家畜商法		○	
農産物(畠表)検査	農 13	指導・助言事務 等 〔本庁事務〕畠表の合否検査規格制定、検査委託事務 等	広島県農産物検査条例			条例廃止
かんきつ規格	農 14	かんきつ規格指導員による検査指導 等 〔本庁事務〕かんきつ規格制定、果樹農業振興審議会への意見聴取 等	広島県かんきつ規格条例			条例廃止

VI 地域の土地利用に関する事務

VI-1 農山村の土地利用に関する事務

農業振興地域の整備	農 15	農用地区域内の開発行為許可、許可にあたっての農業会議への意見聴取、措置勧告 等	農業振興地域整備法 15条の15—1項、5項、6項、15条の16、15条の17—1項、2項、17条	○		現在、5ha以上の開発行為許可については本庁で所掌
	農 16	市町農業振興地域整備計画の同意事務 等 【本庁事務】農業振興地域整備基本方針策定、農業振興地域の指定、土地利用権の設定に関する承認 等	農業振興地域整備法 4条、5条、6条、7条、8条4項、15条の7		○	市町計画の県協議廃止による市町事務完結化を国に提案する。
林地開発許可	農 17	林地開発行為許可、許可にあたっての広島県森林審議会への意見聴取(10ha以上)、開発行為中止命令 等	森林法 10条の2—1項、4項、6項、10条の3 森林法施行細則 6条、7条、8条、9条、11条、12条、13条、14条	○		1 現在、5ha以上の開発行為許可是本庁で所掌。 2 移譲にあたっての留意事項 指導基準、許可基準等の周知徹底や、開発に係る関連諸法例の熟知等の研修等が必要である。
土砂の適正処理	農 18	2,000m以上 の土砂埋立行為等の許可、500立方メートル以上の土砂搬出時の届出受理、土砂搬入禁止区域の指定 等	広島県の土砂の適正処理に関する条例	○		すべての市町に移譲する場合には、特例条例ではなく、全市町が独自に条例を制定する必要がある。(自治法252の17の2)
1～3号保安林(水源涵養、土砂流失防備、土砂崩壊防備保安林)の指定・解除	農 19	保安林の指定・解除申請に係る現地調査 等 【本庁事務】保安林の指定・解除(重要流域を除く)、指定・解除にあたっての森林審議会への諮問、一定面積以上の解除の場合における国への協議	森林法 25条の2—1項、3項、26条の2—1項、26条の2—3項、4項、27条 等	○ ※	○	※ 国の制度改正後、権限移譲 1 移譲事務の範囲と時期 ・島嶼・沿岸部の普通河川など市町の区域内で完結する水系における保安林指定・解除等については、国に制度見直し提案(解除にあたっての国同意撤廃等)を行い、制度改正後条件の整った段階で、保安林伐採許可などの保安林管理事務等と併せて移譲する。 一方で、市町の区域を越えた水系に係る保安林については、制度改正がなされても県に権限を留保する。
1～3号保安林の管理(立木伐採許可、標識設置等)	農 20	保安林における間伐許可、土地の形質形状変更許可、標識設置 等	森林法 34条、34条の2、39条、39条の2 等	○ ※	○	2 移譲にあたっての留意事項 ア 指定解除の統一を図るために、関係する部署、諸法令を熟知する必要があり、十分な研修等が必要である。
1～3号保安林の管理(損失補償等)	農 21	保安林所有者等に対する損失補償金の交付事務 等	森林法 35条	○ ※	○	イ 損失補償金については、県内で統一的な基準で算定される必要があるため、再評価の時期等について基礎自治体間の相互調整が必要。 また、指定・解除権限を有する者が損失補償金を交付できるよう基礎自治体への一般財源化などについて国に提案する。
4～11号保安林(保健(保健休養、生活環境保全)保安林、風致保安林等)の指定・解除	農 22	保安林の指定・解除申請に係る現地調査 等 【本庁事務】保安林の指定・解除、指定・解除にあたっての森林審議会への諮問、一定要件に該当する解除の場合における国への協議 等	森林法 25条の2—2項、3項、26条の2—2項、26条の2—3項、4項、27条 等	○ ※	○	
4～11号保安林の管理(立木伐採許可、標識設置等)	農 23	保安林における間伐許可、土地の形質形状変更許可、標識設置 等	森林法 34条、34条の2、39条、39条の2 等	○ ※	○	
4～11号保安林の管理(損失補償等)	農 24	保安林所有者等に対する損失補償金の交付事務 等	森林法 35条	○ ※	○	

事務事業仕分表(農林水産部 非公)

項目	部 NO	事務内容	仕分け			備考
			権限移譲	窓口委託	県実施	
入会林野整備	農 25	入会林野に係る権利関係の近代化(関係者合意による入会権登記)を図るための地元調整 〔本庁事務〕入会林野整備計画の認可、調停、嘱託登記、旧慣使用林野整備計画認可、農業委員会への意見聴取 等	入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律 3条、6条、7条、8条、9条、10条、11条、14条、17条、19条、22条	○		本庁権限を含めた移譲
森林病害虫等防除	農 26	病害虫等の駆除命令、立入調査、市町に対する薬剤空中散布等に要する経費の補助金交付事務、発生予察等調査 等	森林病害虫防除法		○	
緑の雇用保全整備対策事業(松くい虫被害保安林整備)	農 27	県営保安林の松枯れ保全事業(緊急雇用対策基金を活用した委託事業)				H16年度終了事業
広島県緊急雇用創出基金事業(松くい虫被害跡地修景整備)	農 28	市町村が実施する松枯れ後の跡地保全等について補助金交付事務				H16年度終了事業
県地域森林計画	農 29	県地域森林計画策定のためのモリタリング調査 等 〔本庁事務〕県地域森林計画策定、県森林審議会、関係市町への意見聴取 等	森林法 5条、6条、7条		○	
市町村森林整備計画	農 30	市町森林計画策定指導・助言 等 〔本庁事務〕市町森林計画協議事務	森林法 10条の5、10条の6		○	
森林施業計画	農 31	複数の市町にまたがる森林施業計画認定、施業者に対する指導・助言	森林法 19条		○	
森林整備地域活動支援事業	農 32	市町(森林施業計画認定者に対する現況調査、作業道整備に係る助成)に対する補助金交付事務			○	
里山林整備及び森林環境教育	農 33	森林ボランティア活動支援(事業主体:非営利団体)、高校生の森林林業学習体験(事業主体:市町)に対する補助金交付事務			○	
造林事業	農 34	市町が実施する造林事業に対する補助金交付事務			○	
間伐事業及び間伐推進対策	農 35	市町が実施する間伐事業に対する補助金交付事務			○	
造林、間伐作業路設置	農 36	市町が実施する作業路設置に対する補助金交付事務			○	
VI 地域の土地利用に関する事務						
VI-2 農山村の土地利用集積を図る事務						
農業経営基盤強化促進法	農 37	市町基本構想(市町村農業経営基盤強化促進基本構想)の策定・変更への同意事務、市町が行う認定農業者の認定等の事務に対する補助金交付事務、指導・助言 等	農業経営基盤強化促進法 6条6項		○	市町に対する指導・助言は、市町の主体的な対応に委ね、県の関与は段階的に縮減する。 市町計画の県協議廃止による市町事務完結化を国に提案する。
農地保有合理化(流動化)	農 38	農地保有合理化事業規程承認、農地保有合理化法人(農林振興C)が行う農地流動化事業に要する資金借入(県信連から借入)に対する利子補給補助金交付事務 等	農業経営基盤強化促進法 7条、8条、9条、10条、11条		○	補助金交付事務は、利子補給金の交付主体が段階的に市町移行するに伴い、縮小・廃止する。

事務事業仕分表(農林水産部 非公)

項目	部 NO	事務内容	仕分け			備考
			権限 移譲	窓口 委託	実施	
農地法	農 39	農地等所有権移転許可 (3条許可のうち、他の市町に居住する者による買取)	農地法 3条	○		
	農 40	自己目的による農地転用許可、許可しようとする場合における県農業会議への意見聴取、2ha超4ha以下の許可に係る農林水産大臣への協議、4ha超の許可に係る農林水産大臣への進達・意見書提出 等	農地法 4条、附則2項1号 農地法施行令 1条の7	○		1 農業会議への諮問は、基礎自治体が直接実施する。 2 国への提案事項 ・2ha超4ha以下の許可に係る国協議廃止 ・国の権限(4ha超)の県(又は市町)への移譲 ・農業委員会の必置規制廃止 ・農業会議の必置規制廃止
	農 41	農地転用・所有権移転許可、許可しようとする場合における県農業会議への意見聴取、2ha超4ha以下の許可に係る農林水産大臣への協議、4ha超の許可に係る農林水産大臣への進達・意見書提出 等	農地法 5条、附則2項2号 農地法施行令 1条の15	○		1 農業会議への諮問は、基礎自治体が直接実施する。 2 国への提案事項 ・2ha超4ha以下の許可に係る国協議廃止 ・国の権限(4ha超)の県(又は市町)への移譲 ・農業委員会の必置規制廃止 ・農業会議の必置規制廃止
	農 42	農地等の賃貸借の解約等の許可、許可しようとする場合における県農業会議への意見聴取	農地法 20条	○		農業会議への諮問は、基礎自治体が直接実施する。
農地関係証明事務	農 43	農地転用許可証明書の発行事務、買受適格証明(農地競売参加の際必要)事務 等		○		農地法3条、4条、5条許可権限に付随した業務であり、原権限に併せ移譲されるべきものである。
標準小作料	農 44	農業委員会に対する標準小作料設定・改定への指導・助言 〔本庁事務〕小作料標準額決定の農業委員会からの通知受理	農地法 23条		○	農業委員会に対する指導・助言事務は、基礎自治体の主体的な対応に委ねる旨の関与は段階的に縮減する。
農事調停・和解	農 45	農業委員会からの申出に基づく和解の仲介、民事調停法の農事調停(小作主事派遣、裁判官等協議) 等	農地法 43条の2、43条の3、43条の5、43条の6 農地法施行令 3条の6~11		○	
農地等統計・調査	農 46	農地等権利移動状況、農地賃貸借・利用権の終了状況、農地法第4条・第5条に基づく農転状況調査 等			○	
農業委員会交付金	農 47	市町に対する農業委員会交付金の交付事務			○	交付金の市町に対する一般財源化を国に提案する。
自作農財産(国有農地、開拓財産)の管理及び処分	農 48	自作農財産の貸付、土地・立木等の維持・保存、国有財産台帳の保存事務 等	農地法 78条1項 農地法施行令 15条1項		○	県としての財産管理処分に係る具体化案を検討・作成のうえ、知事会等を通じて、国に全国的、かつ抜本的な解決に向けた見直しを要請する。
VII 農林水産業の振興に関する事務						
VII-1 農林水産業の経営育成・支援に関する事務						
農業改良普及事業	農 49	農業の改良普及、技術普及、経営計画策定支援、生産・加工・販売ネットワークづくり 等	農業改良助長法		○	農林水産業の普及事業については、法改正の動向等を踏まえながら、そのあり方を検討する。
水産業改良普及事業	農 50	技術普及事務 等			○	同上
栽培漁業の推進	農 51	栽培漁業推進に係る指導普及事務			○	水産普及業務の具体的なあり方を検討する際に、今後の実施方法等を整理する。
資源管理型漁業(補助金を除く)	農 52	資源管理型漁業に係る指導普及事務			○	水産普及業務の具体的なあり方を検討する際に、今後の実施方法等を整理する。

事務事業仕分表(農林水産部 非公)

項目	部 NO	事務内容	仕分け			備考
			権限移譲	窓口委託	県実施	
海洋牧場の管理	農 53	海洋牧場(木江、豊浜の2ヶ所)の管理を行う漁協に対する指導普及 等		○		県有財産である給飼施設を関係町に移管するとともに、漁協に対する指導も基礎自治体に委ねる。
農業経営対策(地域農業マスター プラン)の推進	農 54	市町が策定する地域農業マスター プランへの指導・助言事務 等			○	1 農業経営体の育成支援に関する事務事業については、基礎自治体で総合的・一元的に実施できるよう見直しを行う。
農業生産法人	農 55	農業会議と連携した、農業生産法人の設立・育成に関する市町や農協に対する指導・助言事務 等			○	2 このため、地域事務所と市町が重層的に行っている事務事業は、基礎自治体に一元化することを基本とし、県の関与は、段階的に縮減する。
青年農業者等担い手の育成対策	農 56	青年農業者等の担い手育成に関する指導・助言事務 等			○	3 国への提案 ①国要綱・要領等において、県の基礎自治体に対する関与が定められているものについては、基礎自治体での事務の完結化
農村高齢者・女性対策	農 57	高齢者、女性の社会参画支援に関する指導・助言事務 等			○	②国庫補助金については、基礎自治体で事務が完結するよう一般財源化又は直接補助などの制度見直し
農業者年金	農 58	農業委員会・農協が農業者年金基金から業務受託している加入活動推進に関する指導・助言事務 等			○	
農業の機械化	農 59	農業機械導入、安全利用、適正整備、技能者育成等に関する指導・助言事務 等			○	
集落農場型農業生産法人の育成	農 60	市町への指導啓発事務、農業法人等の機械施設整備への単県補助金交付事務 等			○	
指定助成事業	農 61	農畜産業振興機構からの受託に基づく、助成事業推進のための指導・助言事務 等			○	
畜産リース事業	農 62	畜産環境整備機構からの受託に基づく、リース事業推進のための指導・助言、申請書経由事務 等			○	
畜産経営資金	農 63	中央畜産会からの受託に基づく、利子補給承認申請書経由事務 等			○	
自給飼料・流通飼料	農 64	飼料の品質、安全性確保に係る指導・助言事務 等			○	
畜産共進会	農 65	家畜品評会における審査員派遣、賞状交付事務 等			○	
林業労働力対策	農 66	森林整備を担う人材の確保・育成事業に係る補助金交付(農林振興C実施)事務、推進事業等			○	
木材振興	農 67	木材団体に対する地域材普及啓発等に要する経費の補助金交付事務、木材の利用拡大・促進に関する指導・助言事務 等			○	
林業普及業務との総合調整	農 68	森林環境づくり支援Cとの連絡・調整事務 等				事務廃止(森林環境支援Cと地域林業者等の連絡調整等に関する事務であり、基礎自治体の主体的対応に委ねる。)
流域森林整備センター(流域管理システムの推進に関すること)	農 69	大田川流域森林整備Cが主催する協議会等へ参画し、流域材の流通効率化等に関する指導・助言事務、補助金交付事務 等			○	地域の業振興に係る指導普及事務であり、基礎自治体に委ね、県の関与は段階的に縮減する。
特用林産物の生産流通	農 70	関係機関との総合調整、補助金交付事務、特用林産物の生産流通に関する指導・助言 等			○	
林業用種苗	農 71	母樹伐採届出受理、立入検査、生産事業者の登録、事業推進事業 等	林業種苗法 7条3項、12条、28条等		○	
森林国営保険	農 72	損害発生通知受理、現況確認、保険加入促進事務 等 〔本庁事務〕申込受付、保険証書交付	国営森林保険法施行令		○	県が介在しない制度への見直しを国に提案する。

事務事業仕分表(農林水産部 非公)

項目	部 NO	事務内容	仕分け			備考
			権限 委託	窓口 委託	県実施	
農業制度資金(近代化・振興・公庫)	農 73	農協に対する利子補給金交付事務 ※ 近代化資金利子補給申請受付事務は、特例条例で市町村に移譲済	広島県農業近代化資金利子補給要綱		○	融資メニュー、融資枠等の見直しを実施する。
天災資金	農 74	天災資金を貸付けた融資機関に利子補給を行った市町に対する利子補給金交付事務、融資機関に対する立入検査 等	天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に関する暫定措置法		○	融資メニュー、融資枠等の見直しを実施する。
農業改良資金	農 75	農業改良資金を貸付(転貸)ける農協への貸付 ※ 農業改良資金の償還金支払猶予申請受付事務は、特例条例で市町村に移譲済	農業改良資金助成法 広島県農業改良資金貸付規則		○	融資メニュー、融資枠等の見直しを実施する。
漁業金融	農 76	1県信漁連に対する利子補給交付事務 (漁業近代化資金:県信漁連→漁協等) 2県信漁連に対する貸付金交付事務 等 (沿岸漁業改善資金:県→県信漁連→沿岸漁業從事者)	広島県近代化資金利子補給要綱 広島県沿岸漁業改善資金貸付規則		○	融資メニュー、融資枠等の見直しを実施する。
林業金融	農 77	1林業木材産業改善資金 特会 ⇒設備資金対象 ○県森連等を通じた貸付 2木材産業等高度化推進資金 特会 ⇒生産・販売を対象 (農林中金等を通じた預託融資) ○合理化計画認定 3森林整備活性化資金利子補給 ⇒造林事業を対象 (市町村等に対する利子補給) ○林業経営改善計画 森林整備合理化計画認定	林業・木材産業改善資金助成法 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令 21世紀型先進林業地総合整備資金制度実施要綱 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法		○	融資メニュー、融資枠等の見直しを実施する。

VII 農林水産業の振興に関する事務

VII-2 施設や生産基盤の整備に関する事務

新農林水産業・農山漁村活性化総合支援事業	農 78	集落法人経営確立計画承認事務、施設整備(生産施設・機械等)単県補助金交付事務、指導・助言事務 等			○	1 農業経営体の育成支援に関する事務事業については、基礎自治体で総合的・一元的に実施できるよう見直しを行う。 2 このため、地域事務所と市町が重層的に行っている事務事業(県推進事業等)は、基礎自治体に一元化することを基本とし、県の関与は、段階的に縮減する。 3 国への提案 ① 多段階・重層構造の現行制度の簡素化 ② 県推進事業を廃止し、基礎自治体推進事業へ一本化 ③ 国庫補助金については、基礎自治体で完結するよう一般財源化又は直接補助
経営構造対策事業	農 79	国要綱による施設整備(生産施設、加工流通施設等)補助金交付事務、市町に対する指導・助言事務 等			○	
生産振興(農産)総合対策事業	農 80	国要綱による施設整備(共同利用施設・機械等)補助金交付事務、指導・助言事務 等			○	
嘱託建築士	農 81	箱物整備(団体営等)の完了検査を建築士に委嘱する事務 ※嘱託建築士4名(2地域事務所管轄)			○	
生産振興(畜産)総合対策	農 82	国要綱による施設整備補助金交付事務、指導・助言事務 等			○	
畜産環境総合整備事業	農 83	国要綱による施設整備(基幹施設、排泄物処理施設等)補助金交付事務、指導・助言事務 等			○	
肉用牛・酪農の振興	農 84	国要綱による施設整備(ミルキングバーラー等)補助金交付事務、指導・助言事務 等			○	
養豚・養鶏の振興	農 85	国要綱等による施設整備補助金交付事務、指導・助言事務 等			○	
漁業経営構造改善事業	農 86	漁業関係施設整備補助金交付事務、指導・助言事務 等			○	
林業・木材産業構造改革事業	農 87	市町や、森林組合等への施設整備(木材公共施設、加工・流通施設)補助金交付事務、指導・助言事務 等			○	

事務事業仕分表(農林水産部 非公)

項目	部 NO	事務内容	仕分け			備考			
			権限 移譲	窓口 委託	県実施				
根拠法令									
VII 農林水産業の振興に関する事務									
VII-3 生産・加工・流通に関する事務									
米政策改革大綱の推進	農 88	○米政策大綱(転作面積配分から生産者・団体(JA)による作る収量の配分へ需給調整方法が変更)に関する指導・助言事務 ○その他関係事業(集荷円滑化対策、稻作所得基盤確保対策、担い手安定対策等)の推進事務 等			○	<p>1 農業経営体の育成・支援に関する事務と同様に、基礎自治体による主体的かつ総合的・一元的な対応に委ねる。</p> <p>2 このため、地域事務所と市町が重複的に行っている事務事業(県推進事業等)は、基礎自治体に一元化することを基本とし、県の関与は、段階的に縮減する。</p>			
米穀・麦・大豆の生産及び流通	農 89	関係機関(市町、国、団体)との統合調整、各種補助事業・施策の市町指導・助言、各種統計調査 等			○				
野菜・果樹・花き・特用作物の生産及び流通	農 90	関係機関(市町、国、団体)との統合調整、各種補助事業・施策の市町指導・助言、各種統計調査 等			○				
加工食料品・ふるさと産品の生産及び流通	農 91	ふるさと産品等の生産・流通に関する指導・助言事務 等			○				
地産地消の推進	農 92	地産地消推進会議(県版)の地域下部組織にメンバーとして参画			○				
食農教育・食生活指針の推進	農 93	市町、学校、生産者、消費者等に対する指導・助言事務 等			○				
環境保全型農業の推進	農 94	エコファーマー認定(持続的農業法4条:農業者計画を本庁で認定)に関する指導・助言、計画認定申請書の経由事務 [本庁事務]エコファーマー認定事務 等	持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律4条、5条、9条	○	○	<p>○本庁権限も含め基礎自治体へ移譲する。</p> <p>○但し、移譲時期は、制度定着など条件の整った時(計画期間後半又はそれ以降)とする。</p> <p>○なお、それまでの間は、申請書経由事務等を基礎自治体へ窓口委託する。</p> <p>○エコファーマー認定事務には、農薬、化学肥料に関する知識等が必要である。</p>			
家畜排泄物等有機性資源の循環利用の促進	農 95	家畜排泄物等の有機性資源循環利用の促進に関する指導・助言事務 等			○				
農業用廃プラスチックの適正処理	農 96	農業用廃プラスチック適正処理に関する指導・助言事務 等			○				
中山間地域等直接支払制度	農 97	中山間地域の農業生産不利益補正補助金に係る市町への補助金交付事務、集落協定締結指導・助言事務 等			○				
有害鳥獣対策	農 98	イノシシ等広域連携捕獲に係る地元調整事務、単県補助金交付事務 等			○				
農産物の被害対策	農 99	しも被害など今後の農業振興施策・事業に必要な情報等の収集事務			○				
水稻の種子対策	農 100	県が指定した種子生産場における、稻の出穂から成熟状況までの状況審査	主要農作物種子法		○	種子(市場に出回る前の種苗)審査については、民間等で対応可能と考えられる事務であり、国に制度見直しを提案する。			

事務事業仕分表(農林水産部 非公)

項目	部 NO	事務内容	仕分け			備考			
			権限	窓口	県実施				
VIII 地域活性化に関する事務									
農山村の地域活性化に関する事務									
農村地域工業等導入促進対策	農 101	市町実施計画(農業従事者が工業等に就業し、農と工の均衡ある発展)策定に関する指導・助言事務 〔本庁事務〕県計画策定(国同意必要)事務、市町計画同意事務 等	農村地域工業等導入促進法			○ 市町計画の県協議廃止による市町事務完結化を国に提案する。			
市民農園整備促進法	農 102	市民農園整備に係る市町等に対する指導・助言事務 等 〔本庁事務〕市民農園整備基本方針策定、市町が行う市民農園区域指定、及び開設認定に係る同意	市民農園整備促進法 3条、4条2項、7条4項			○ 1 地元調整事務等については、基礎自治体の自主的な対応に委ねる。 2 本庁事務については、地域の土地利用施策の基礎自治体への一元化を図る観点で、基礎自治体で事務が完結できるよう県関与(同意事務)廃止を国に提案したうえで、将来的に移譲を検討する。			
特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律に関すること(市民農園として利用)	農 103	市町が行う特定農地貸付に係る農業委員会許可事務への指導・助言事務 等	特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律			市町と農業委員会の事務であり、県実施の必要はなく、事務廃止とする。			
特定農山村地域の整備事業	農 104	○ソフト事業(高付加価値型農業(新たな農作物の定着)推進、地域資源を生かした都市農村交流等)を助成する市町造成基金への間接補助金交付事務、情報収集・提供、市町事業の指導・助言事務 ○市町が策定する基盤整備計画の作成・変更に対する同意事務 等	特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備促進法			○ 1 地域活性化に資する事務であり、基礎自治体の主体的な対応に委ねることを基本とし、地域事務所が市町と重層的に行っている事務事業(県推進事業等)は、段階的に縮減する。 2 国に対する提案 ①基礎自治体への一般財源化又は直接補助 ②県推進事業を廃止し、基礎自治体推進事業へ一本化 ③市町計画の県協議廃止等による基礎自治体の事務完結化			
新山村振興等農林漁業特別対策事業	農 105	○ハード・ソフト(山村・都市交流施設等)間接補助金交付事務、市町への指導・助言(計画立案等)事務 ○農林漁業者等が策定する山村振興計画認定事務	山村振興法			○			
都市農村交流対策(農村休暇法)事業	農 106	農村滞在型余暇活動(ワークショップ活動実施による都市住民受け入れるための地域連携システムや、施設利用等)への間接補助金交付事務、情報収集・提供、市町事業指導・助言事務、市町計画の作成・変更に対する協議事務 等 〔本庁事務〕県基本方針策定 等	農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律			○			
IX 漁業に関する事務									
漁業に関する事務									
漁業の許認可	農 107	○漁業権者の休業届出受理 ○漁業許可 中型まき網漁業許可 小型まき網漁業許可 底引き網漁業許可(無動力船) 等 〔本庁事務〕漁業権決定、海区への諮問、漁業調整規則制定 等	漁業法 35条 等 広島県漁業調整規則 7条			○			
県外・外海出漁	農 108	県外出漁漁業者に対する指導 等	漁業法			○			
漁業権行使規則の認可	農 109	漁業権をもつ漁協が定める漁業権行使規則(漁業区域、操業方法、期間等のルールを規定)の認可	漁業法 8条			○			
漁業調整	農 110	漁業権、漁業許可など漁業秩序維持のための指導・助言事務、漁場又は漁具の標識設置届出受理 等	広島県漁業調整規則			○			
漁業権・漁場行使・操業の適正化	農 111	水産資源の保護培養、漁業取締り、漁業調整を図るための指導・助言事務 等				○			

事務事業仕分表(農林水産部 非公)

項目	部 NO	事務内容	仕分け		備考
			権限 委託	窓口 実施	
停泊処分	農 112	停泊処分の履行確認事務 〔本庁事務〕停泊処分	広島県漁業調整規則 50条 等		○
漁業取締(司法警察職員・漁業監督吏員=漁港内での違法漁具摘発等)	農 113	司法警察職員、漁業監督吏員としての漁業取締事務 等	漁業法 74条		○
駐留軍に係る漁業の損失補償	農 114	駐留軍(岩国、秋月、広)による漁業制限水域によって損害を受けた漁協に対する損失補償金の交付事務 等			○
遊漁船業登録	農 115	遊漁船業の登録、立入検査 等 〔本庁事務〕遊漁船団体の指定 等	遊漁船業の適正化に関する法律		○
漁船登録	農 116	動力漁船(20トン未満)の建造許可、工事完成後の認定、漁船として使用する場合の漁船の建造調整(総トン数の測度) 等	漁船法 4条、6条、8条 小型漁船の総トン数の測度に関する政令1条		○
漁船登録(認定、検認)	農 117	漁船登録、登録票の検認(5年毎)、漁船の登録、指定 等	漁船法 10条、12条、13条、17条、 19条、20条、21条		○
小型船舶登録	農 118	20トン未満の船舶(但し、漁船法に規定される漁船を除く。)に係る総トン数の測度	小型船舶の総トン数の測度に関する法律		現在、県に法定受託されているが、H17年度から国が小型船舶検査機構に行わせるため事務廃止とする。
資源管理型漁業	農 119	漁業者が行う資源管理実践活動(広域回遊魚種の資源回復推進)等に対する間接補助金交付事務、指導・助言事務 等			○
ヒラメパイロット事業	農 120	広島県栽培漁業協会に対するヒラメ栽培漁業に係る間接補助金交付事務、指導・助言事務 等			○
TAC、TAEの推進	農 121	資源回復のための漁獲量(TAC)、出漁隻日数の上限設定(TAE)に係る指導・助言事務、漁獲量等の把握・管理事務 等			○
赤潮対策等漁場環境対策	農 122	赤潮対策等に係る指導普及事務、赤潮発生通报における水質検査 等			○
漁業災害の調査	農 123	漁業災害等の被害調査事務 等			○
水産業(漁業)協同組合法に基づく指導監督	農 124	設立認可、解散決議の認可、報告の聴取・資料提出命令 等	水産漁業協同組合法 水産業協同組合法施行令 漁業協同組合等の信用事業に関する命令 水産業協同組合法施行細則		○
水産業協同組合の育成・指導監督	農 125	水産業協同組合法に付随した指導・助言事務 等			○
漁協合併	農 126	漁協が定めた合併後の事業経営計画認定事務、漁協に対する合併に係る指導・助言、関係市町村に対する協力要請事務 等 〔本庁事務〕県漁連が定めた合併基本計画の届出受理、合併基本計画策定及び実施に係る指導・助言事務 等	漁業協同組合合併促進法		○
林業関係団体の指導監督	農 127	森林組合に対する指導監督事務、定款変更認可、精算人の選任 等 〔本庁事務〕設立認可事務 等	森林組合法		○

事務事業仕分表(農林水産部 非公)

項目	部 NO	事務内容	仕分け			備考			
			権限 移譲	窓口 委託	県 実施				
家畜保健衛生									
家畜保健衛生に関する事務									
家畜の保健衛生等	農 ¹²⁸	家畜の保健衛生、防疫、病性鑑定、検査等に関する事務(家畜保健衛生所の業務)	家畜保健衛生所法 家畜伝染病予防法 業事法 家畜改良増殖法 飼料安全法			○ 客体数や分布等を勘案して、効率的な事務処理体制を検討する。 なお、この際には家畜伝染病発生時の初動防疫の重要性等や、本庁、周辺の市町及び団体等との連携・応援体制を踏まえる必要がある。			

事務事業仕分表(農林水産部 公共)

項 目		事 務 内 容	仕分け	備 考			
			権限移譲				
VII 農林水産業の振興に関する事務							
VII-2 施設や生産基盤の整備に関する事務 基盤整備(団体営)							
団体営事業への技術支援、補助金関係事務 ○土地改良事業 ・ほ場整備 ・農道整備 ・総合整備など ○漁場基盤整備 ・漁礁設置 ・底質改善など ○林道整備 ・林道整備 ・作業路等など	農林公共- 1	団体営事業に関する調査（土地改良、漁場基盤整備、林道整備） ・予定地調査 ・国庫委託調査（土地改良施設の現況調査など）	<input type="radio"/>	○県実施（市町指導・助言事務については、県の関与は段階的に縮減する。）			
	農林公共- 2	土地改良区の育成・指導	<input type="radio"/>	○土地改良法に基づく指導・監督権限を市町に権限移譲する。			
	農林公共- 3	団体営土地改良事業（市町事業）に係る事業施工認可等土地改良法上の手続	<input type="radio"/>	○県実施（市町指導・助言事務については、県の関与は段階的に縮減する。）			
	農林公共- 4	団体営土地改良事業（土地改良区等の事業）に係る事業施工認可等土地改良法上の手続	<input type="radio"/>	○土地改良法に基づく権限を市町に権限移譲する。			
	農林公共- 5	団体営事業に係る補助金関係事務（土地改良、漁場基盤整備、林道整備） ・市町の補助申請の審査・進達 ・市町への補助金の支出事務 ・事業完了確認・検査等事務	<input type="radio"/>	○県実施（市町指導・助言事務については、県の関与は段階的に縮減する。）			
	農林公共- 6	団体営事業に対する技術支援（土地改良、漁場基盤整備、林道整備） ・事業計画策定に対する指導・助言 ・設計・積算に対する指導・助言 ・事業実施に対する技術支援・審査	<input type="radio"/>	○県実施（市町指導・助言事務については、県の関与は段階的に縮減する。）			
	農林公共- 7	災害復旧に係る補助金関係事務（土地改良、林道整備） ・国の災害査定実施に関する調整 ・市町の補助申請の審査・本庁進達 ・市町への補助金の支出事務	<input type="radio"/>	○県実施（市町指導・助言事務については、県の関与は段階的に縮減する。）			
	農林公共- 8	災害復旧に対する技術支援（土地改良、林道整備） ・事業計画策定に対する指導・助言 ・設計・積算に対する指導・助言 ・事業実施に対する技術支援・審査	<input type="radio"/>	○県実施（市町指導・助言事務については、県の関与は段階的に縮減する。）			

事務事業仕分け(農林水産部 公共)

項目		事務内容	仕分け権限移譲	県実施	備考
VII 農林水産業の振興に関する事務					
VII-2 施設や生産基盤の整備に関する事務 基盤整備(県官)					
県営事業の調査等	農林公共- 9	県営事業に関する調査（土地改良、漁場基盤整備、林道整備） ・予定地調査 ・国庫委託調査（土地改良施設の現況調査など）		○	○県で実施する。
県営土地改良事業	農林公共- 10	技術的専門性を要する工事の実施 ・大規模な橋梁・トンネル等を含む農道工事 ・ダム、バイオライン等の工事を含む基幹水利施設の建設・補修 ・地すべり対策工事 ・県営ため池改修のうち大規模な工事 等		○	○県で実施する。
	農林公共- 11	効果が主として地域内で完結し、高度な専門性を要しない工事の実施（用地賃収・補償、換地計画策定指導等を含む） ・ほ場整備 ・大規模な橋梁・トンネル等を含まない農道工事 ・県営ため池改修のうち大規模でない工事等		○	○事業主体は県であるが、事務処理特例条例等の手法（私法上の委託を含む）を活用し、市町による事業実施を進めていく（別途、県が具体的な範囲を定める）。
	農林公共- 12	事業主体としての事務手続 ・事業実施申請の受理、審査、決定 ・換地処分、異議申立て等への対応 ・受益者負担金、市町分担金の徴収 ・補助金返還に関する現地事務処理 等		○	○県で実施する。
県営漁場基盤整備	農林公共- 13	大規模なも場・干潟の造成工事		○	○広域性、大規模性、専門性がある工事は県が実施する。
県営漁港整備	農林公共- 14	占用許可等法令に基づく管理 ①地域的に利用される漁港 ②広域的に利用される漁港 ※桟橋等の管理、使用料の徴収等を事務委託により移譲している漁港もある。	① ②	① ②	・地域的に利用されるものと広域的に利用されるものを整理する（以下、同じ）。 ①施設整備が必要なものを除き、計画期間を通じて管理者の変更を進めていく（管理者変更までの間は、事務委託で市町に委託したものは市町、その他は県で実施する）。 ②漁港管理者である県で実施する。
	農林公共- 15	漁港の維持修繕 ①地域的に利用される漁港 ②広域的に利用される漁港 ※市町に事務委託した施設の1件百万円未満の維持修繕は市町に移譲済み	① ●	②	①管理者変更により移譲する ●管理者変更までは原則として県で実施するが、漁港土木技術の特殊性等を踏まえながら、可能なものについては事務処理特例条例等の手法（私法上の委託を含む）を活用して市町による事業実施を進めていく。 ②漁港管理者である県で実施する。
	農林公共- 16	漁港の施設整備（単県、国補） ①地域的に利用される漁港 ②広域的に利用される漁港	① ●	②	①管理者変更により移譲する ●管理者変更までは原則として県で実施するが、単県施設整備については、漁港土木技術の特殊性等を踏まえながら、可能なものについては事務処理特例条例等の手法（私法上の委託を含む）を活用して市町による事業実施を進めていく。 ②漁港管理者である県で実施する。

事務事業仕分表(農林水産部 公共)

項目		事務内容	仕分け		備考
			権限移譲	県実施	
	農林公共- 17	漁港の災害復旧 ①地域的に利用される漁港 ②広域的に利用される漁港	①	②	①管理者変更により移譲する（管理者変更までは、県で実施する）。 ②漁港管理者である県で実施する。
県営林道整備	農林公共- 18	技術的専門性を要する工事の実施 ・大規模な橋梁・トンネル等を含む林道工事		○	○県で実施する。
	農林公共- 19	効果が主として地域内で完結し、高度な専門性を要しない工事の実施（使用貸借契約、立木補償等を含む） ・大規模な橋梁・トンネル等を含まない林道工事	○		○事業主体は県であるが、事務処理特例条例等の手法（私法上の委託を含む）を活用し、市町による事業実施を進めていく（別途、県が具体的な範囲を定める）。
X 地域の生活基盤に関する事務					
X-1 生活環境の整備に関する事務（農山漁村の上下水、公共施設、生活道路）					
県営土地改良事業 ・中山間総合整備 ・農村振興総合整備など	農林公共- 20	効果が主として地域内で完結し、高度な専門性を要しない工事の実施（用地買収・補償等を含む） ・用水施設の整備工事 ・農村公園の整備、コミュニティ施設、防火施設等の建設工事 ・集落道の整備工事 など	○		○事業主体は県であるが、事務処理特例条例等の手法（私法上の委託を含む）を活用し、市町による事業実施を進めていく（別途、県が具体的な範囲を定める）。
団体営事業への技術支援、補助金関係事務	農林公共- 21	団体営中山間総合整備、団体営漁業集落環境整備、団体営森林居住空間整備などに関する次の事務 ・団体営事業に関する調査 ・補助金関係事務（通常の事業実施、災害復旧） ・技術支援（通常の事業実施、災害復旧）		○	○県実施（団体営事業に対する補助金事務は本庁で実施する。また、市町指導・助言事務については、県の関与は段階的に縮減する。）
X 地域の生活基盤に関する事務					
X-2 交通基盤の整備に関する事務（農林道、漁港関連道）					
県営土地改良事業【再掲】	農林公共- 22	・県営農道整備 【農林公共-10～12に同じ】	—	—	(技術的専門性を要する工事は県で実施し、要しない工事は市町による事業実施を推進する。)

事務事業仕分表(農林水産部 公共)

項目		事務内容	仕分け 権限移譲	県実施	備考
県営漁港整備 【再掲】	農林公共- 23	・県営漁港整備における漁港関連道整備 【農林公共— 14～17に同じ】	—	—	(広域的に利用される漁港については県が実施し、地域的に利用される漁港については管理者変更により市町に権限移譲する。)
県営林道整備 【再掲】	農林公共- 24	・県営林道開設・改良 【農林公共—18, 19に同じ】	—	—	(技術的専門性を要する工事は県で実施し、要しない工事は市町による事業実施を推進する。)
団体営事業への技術支援、補助金関係事務 【再掲】	農林公共- 25	団体営中山間総合整備、団体営漁港環境整備、団体営森林居住空間整備などに関する次の事務 ・団体営事業に関する調査 ・補助金関係事務（通常の事業実施、災害復旧） ・技術支援（通常の事業実施、災害復旧）	—	—	○県実施（団体営事業に対する補助金事務は本庁で実施する。また、市町指導・助言事務については、県の関与は段階的に縮減する。）

X 地域の生活基盤に関する事務

X—2 交通基盤の整備に関する事務 X—3 住民の生命財産保全に関する事務 (漁港海岸) (農地海崖) (治山)

漁港海岸	農林公共- 26	漁港区域内の海岸保全区域における占用許可、工事原因者への工事命令等法令に基づく管理 ①地域的に利用される漁港区域内 ②広域的に利用される漁港区域内	①	②	①施設整備が必要なものを除き、計画期間を通じて、漁港の管理者変更と一体に海岸管理者の変更を進めていく（管理者変更までの間は、県で実施する）。 ②海岸管理者である県で実施する。
	農林公共- 27	漁港区域内の海岸保全施設の維持修繕 ①地域的に利用される漁港区域内 ②広域的に利用される漁港区域内	①	②	①漁港の管理者変更と一体に海岸管理者変更により移譲する ●管理者変更までは、原則として県で実施するが、事務処理特例条例等の手法（私法上の委託を含む）を活用して市町による事業実施を進めていく。 ②海岸管理者である県で実施する。
	農林公共- 28	漁港区域内の海岸保全施設の施設整備 ①地域的に利用される漁港区域内 ②広域的に利用される漁港区域内	①	②	①漁港の管理者変更と一体に海岸管理者変更により移譲する（管理者変更までは、原則として県で実施する）。 ②海岸管理者である県で実施する
	農林公共- 29	漁港の区域内の海岸保全施設の災害復旧 ①地域的に利用される漁港区域内 ②広域的に利用される漁港区域内	①	②	①漁港管理者変更と一体に海岸管理者変更により移譲する（管理者変更までは、県で実施する）。 ②海岸管理者である県で実施する。

事務事業仕分け(農林水産部 公共)

項目		事務内容	仕分け 権限 移譲	県 実施	備考
農地海岸	農林公共- 30	海岸保全区域（農林水産省所管分）に係る占用許可、工事原因者への工事命令等法令に基づく管理	○		○施設整備が必要なものを除き、海岸法5条2項の適用方法等を検討し、計画期間を通じて管理者変更を進めていく（管理者変更を行うまでの間は、県で実施する）。
	農林公共- 31	海岸保全区域（農林水産省所管分）に係る ①占用許可等日常的管理 ②工事原因者への工事命令等		① ②	①海岸法5条2項による管理者変更を行うまでの間においても、海岸法5条6項により移譲可能な事務は権限移譲を進めていく。 ②管理者変更までの間は、県で実施する（海岸法5条6項、海岸法施行令1条の4により移譲できない事務）
	農林公共- 32	海岸保全区域（農林水産省所管分）内の海岸保全施設の維持修繕	○	●	○管理者変更により移譲する。 ●管理者変更までは、原則として県が実施するが、事務処理特例条例等の手法（私法上の委託を含む）を活用した市町による事業実施を進めていく。
	農林公共- 33	海岸保全区域（農林水産省所管分）内の海岸保全施設の施設整備	○		○管理者変更により移譲する（管理者変更までは、原則として県で実施する）。
	農林公共- 34	海岸保全区域（農林水産省所管分）内の海岸保全施設の災害復旧	○		○管理者変更により移譲する（管理者変更までは、県で実施する）。
治山	農林公共- 35	治山施設台帳の作成・保管などの管理事務		○	○県で実施する。
	農林公共- 36	治山施設の維持修繕	○		○市町の区域内で完結する水系に係る施設整備は、当該保安林に関する権限移譲に合わせて市町で実施できるよう国に制度改正を提案する。 ○施設整備について、保安林に関する権限移譲が実現するまでの間も、事務処理特例条例等の手法（私法上の委託を含む）を活用し、市町の規模・能力を勘案しながら、計画期間を通じて市町による事業実施を進めていく。

事務事業仕分表(農林水産部 公共)

項目		事務内容	仕分け 権限 移譲	県 実施	備考
	農林公共- 37	複数年度にわたり、面的に集中的に行う治山ダム・山腹工事等の実施		○	○大規模性、専門性があり、県で実施する。
	農林公共- 38	単年度で整備する治山ダム・山腹工事等の実施		○	○市町の区域内で完結する水系に係る施設整備は、当該保安林に関する権限移譲に合わせて市町で実施できるよう国に制度改正を提案する。 ○施設整備について、保安林に関する権限移譲が実現するまでの間も、事務処理特例条例等の手法（私法上の委託を含む）を活用し、市町の規模・能力を勘案しながら、計画期間を通じて市町による事業実施を進めていく（別途、県が具体的な範囲を定める）。
	農林公共- 39	災害復旧、災害関連事業の実施		○	○県で実施する。 保安林に関する権限移譲に合わせて市町で実施できるよう国に制度改正を提案していく。
地すべり防 止施設の整 備、維持及 び指定地の 管理	農林公共- 40	地すべり防止区域内の許認可等法令に基づく管理	※		※指定地内における占用許可等の管理権限については、国に対する制度改正の提案を行うとともに、県としても市町で実施できる仕組みの検討を行い、計画期間を通じて、移譲可能と判断された事務から移譲を進めていく。
	農林公共- 41	地すべり防止施設の維持修繕		○	○技術的に難易度の高い工事であり、当面県で実施する。 今後、県としても市町で実施できる仕組みの検討を行い、国に制度改正を提案していく。
	農林公共- 42	地すべり防止施設の施設整備 (国補)		○	○技術的に難易度の高い工事であり、当面県で実施する。 今後、県としても市町で実施できる仕組みの検討を行い、国に制度改正を提案していく。
	農林公共- 43	地すべり防止施設の災害復旧		○	○技術的に難易度の高い工事であることから、当面県で実施する。 今後、県としても市町で実施できる仕組みの検討を行い、国に制度改正を提案していく。

事務事業仕分け(農林水産部 公共)

項目		事務内容	仕分け		備考
			権限 移譲	県 実施	
ダム管理	農林公共- 44	・三川ダムの管理	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	○管理に高度な技術を要することから、県で実施する。

事務事業仕分表(土木建築部 非公)

項目	部-No.	事務内容	仕分け			備考			
			権限	窓口	委託				
III 事業活動の規制に関する事務									
III-1 事業活動の許可等に関する事務									
建設業等	土1	建設業許可申請等に関する受理、審査、進達、通知 (約14,000業者、5年更新)	建設業法 5条、11条、12条		○				
	土2	経営事項審査申請に関する受理、審査、進達 (公共工事への参加業者: 約4,500業者、有効期間は決算日から1年7か月)	建設業法 27条の23		○				
	土3	入札参加資格審査申請等に関する受理、審査、進達 (県の競争入札等参加業者: 約4,000業者、隔年受付)	地方自治法 234条		○				
	土4	浄化槽事業者の登録申請に関する受理、審査、進達、通知 (土木工事、建築工事、管工事の許可を持っていない業者: 約1,000業者)	浄化槽法 22条、33条		○				
	土5	解体工事業者の登録申請に関する受理、審査、進達、通知 (土木工事、建築工事、とび・土工工事の許可を持っていない業者: 約100業者)	リサイクル法 22条		○				
	土6	宅地建物取引業免許申請、変更届に関する受付、審査、進達 宅地建物取引主任者の登録、審査、進達等 (約3,000業者、5年更新)	宅地建物取引業法 3条、9条、10条、19条、19条の2、20条、72条		○				
採石	土7	災害防止緊急措置命令、廃止者災害防止命令、指導・助言、報告書徴収、立入検査等	採石法 33条の13、33条の17、34条の6、42条	○		従来、1万m ³ 以上の採取計画の認可是本庁権限、1万m ³ 未満は地域事務所権限。			
	土8	採取計画の認可(認可、変更認可、変更届受理、条件設定、変更命令、休止・廃止届受理、取消し、停止命令、聴聞)	採石法 33条、33条の5第1項、33条の5第2項、33条の7、33条の9、33条の10、33条の12、34条の4第1項	○					
	土9	採取計画の認可(積立計画変更承認、保証人変更届受理)	採石業の適性の実施の確保に関する条例 12条、13条	○					
砂利採取	土10	採取計画の認可	砂利採取法 16条	○		河川管理者に係るものを除く。 従来、陸砂利採取計画の認可是本庁権限。			
	土11	採取計画の変更認可	砂利採取法 20条第1項	○					
	土12	採取計画等の変更に係る届出の受理	砂利採取法 20条第2・3項	○					
	土13	採取計画の変更の命令	砂利採取法 22条	○					
	土14	災害防止のための緊急措置命令等	砂利採取法 23条	○					
	土15	砂利採取の廃止届の受理	砂利採取法 24条	○					
	土16	採取計画の認可の取消し又は砂利採取の停止命令及び当該処分に係る聴聞	砂利採取法 26条、38条	○					

事務事業仕分表(土木建築部 非公)

項目	部-No.	事務内容	根拠法令	仕分け			備考	
				権限移譲	窓口委託	県実施		
	土17	採取計画の認可の条件の設定	砂利採取法 31条	○				
	土18	報告の徴収	砂利採取法 33条	○				
	土19	立入検査	砂利採取法 34条2項	○				
	土20	砂利採取業者に対する指導等	砂利採取法 41条第1項	○				
V 都市の整備に関する事務								
V-1 都市行政に関する事務								
都市計画	土21	県の定める都市計画案の作成	都市計画法			○		
	土22	市町村の都市計画等に対する助言	都市計画法			○		
	土23	都市計画決定、変更のための他人の土地への立入り等	都市計画法 25条1項			○		
	土24	上記立入りにおける障害物の伐除、試掘等	都市計画法 26条1項			○		
	土25	市町村が行う都市計画事業の認可	都市計画法 59条、60条、63条			○		
開発行為等の規制	土26	開発行為の許可	都市計画法 29条	○			建築確認とセット。 開発審査会は、当面、県の審査会を活用。	
	土27	開発許可に係る建築等の制限	都市計画法 42条、43条	○				
	土28	市街地開発事業等予定区域内の建築等の制限	都市計画法 52条の2第1項	○				
	土29	都市計画施設の区域、市街地再開発事業の施行区域内における建築許可	都市計画法 53条1項	○				
	土30	施行予定者が定められている都市計画施設の区域等内における建築等の制限	都市計画法 57条の3第1項	○				
	土31	開発行為の許可申請者、工事施工者に対する、資力、信用等を証する書類提出の求め	都市計画法施行細則 5条	○				
風致地区	土32	風致地区内における建築物の新築、宅地造成、水面埋立、木竹伐採、土石採取等の許可	風致地区内における建築等の規制に関する条例 2条1項	○			10ha未満の風致地区的建築規制等は、既に法で移譲済。10ha以上も移譲。	
	土33	上記許可の取消し等	風致地区内における建築等の規制に関する条例 5条1項	○				
	土34	上記許可の取消し等に係る立入検査	風致地区内における建築等の規制に関する条例 6条1項	○				

事務事業仕分表(土木建築部 非公)

項目	部-No.	事務内容	根拠法令	仕分け			備考
				権限 移譲	窓口 委託	県実施	
	土35	上記許可に係る行為を中止した者からの届出受理	風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則4条	○			
宅地造成等の規制	土36	住宅地造成事業規制区域内において行われる住宅地造成事業の認可	旧住宅地造成事業に関する法律4条	○			建築確認とセット。 本庁権限である1ha以上の宅造行為の許認可も移譲。
	土37	住宅地造成事業規制区域内において行われる住宅地造成事業の認可	旧住宅地造成事業に関する法律施行細則6条	○			
	土38	宅地造成工事規制区域内において行われる宅地造成工事の許認可	宅地造成等規制法8条	○			
	土39	工事着手届の受理、工事計画の軽易な変更等	宅地造成等規制法施行細則3条	○			
	土40	住宅改良地区内における建築行為の制限等	住宅地区改良法	○			
土地区画整理事業	土41	土地区画整理事業施工地区内の建築行為等の制限	土地区画整理法76条	○			
	土42	土地区画整理事業を施行する個人及び土地区画整理組合の事業計画等の認可	土地区画整理法4条、14条	○			
	土43	上記事業計画等の変更認可	土地区画整理法10条、39条	○			
	土44	換地計画の認可	土地区画整理法86条	○			
市街地再開発事業	土45	市街地再開発事業を行う個人施行者の認可、組合の設立認可、事業計画の変更等	都市再開発法7条、11条、38条、58条	○			
	土46	施行者が定める権利変換計画の認可	都市再開発法72条	○			
	土47	個人施行者及び組合の事業の代行	都市再開発法112条、113条、114条、115条、116条、117条、118条	○			
屋外広告物	土48	違反広告物の除却(はり紙)	屋外広告物法7条3項	○			国県道の占用に係るものをお除き特例条例で移譲済。道路管理権限と切り離して全て移譲。
	土49	違反広告物の除却(はり札、立看板)	屋外広告物法7条4項	○			
	土50	広告物の表示・設置の新規許可	広島県屋外広告物条例2条1項	○			
	土51	広告物の表示・設置の更新許可	広島県屋外広告物条例2条2項	○			
	土52	広告物の表示・設置の変更許可	広島県屋外広告物条例14条1項	○			
	土53	広告物設置者からの報告、資料提出要求、広告物等の調査	広島県屋外広告物条例12条	○			

事務事業仕分表(土木建築部 非公)

項目	部-No.	事務内容	根拠法令	仕分け			備考
				権限 移譲	窓口 委託	県 実施	
	土54	管理者変更届の受理	広島県屋外広告物条例 15条	○			
	土55	除却届の受理	広島県屋外広告物条例 16条2項	○			
	土56	許可の取消し、広告物除却命令等	広島県屋外広告物条例 17条	○			
	土57	違反広告物の除却命令等	広島県屋外広告物条例 18条	○			
	土58	広告物除却の略式代執行	広島県屋外広告物条例 19条	○			
農住組合	土59	[本庁事務] 農住組合の設立認可等	農住組合法 67条1項、71条2・5 項、72条2項、81条、 82条、83条1・2項、84 条、85条1・2項	○			第一次権限移譲計画に記載され ている事務
都市緑地保 全	土60	[本庁事務] 緑地保全区域内における建築行 為の許可等	都市緑地保全法 5条1・3・4・5・6・ 7・8項、6条1・2項、7 条1項、11条1・2項	○			第一次権限移譲計画に記載され ている事務

V-2 建築行政に関する事務

建築確認	土61	建築物の建築等に関する申請及び確認	建築基準法 6条1項	○			小規模な市町の中で、建築主事 を設置することが困難なところ について県実施等。
	土62	指定確認検査機関が建築確認を行ったときの 報告受付	建築基準法 6条の2第3項	○			
	土63	指定確認検査機関の建築確認が不適切な場合 の通知	建築基準法 6条の2第4項	○			
	土64	建築物に関する完了検査	建築基準法 7条4項・5項	○			
	土65	指定確認検査機関からの完了検査結果の報告 受付	建築基準法 7条の2第6項	○			
	土66	建築物に関する中間検査	建築基準法 7条の3第4項・5項	○			
	土67	指定確認検査機関からの中間検査引受の報 告・検査結果報告受付	建築基準法 7条の4第2項・6項	○			
	土68	検査済証の交付を受けるまでの建築物の仮使 用の承認	建築基準法 7条の6第1項	○			
	土69	違反建築物に対する施工停止・除却・使用禁 止の命令等	建築基準法 9条1・2・3・7・8・ 9・10・11・13項	○			
	土70	指定特殊建築物に係る、敷地、構造、建築設 備の定期報告の受領	建築基準法 12条1項	○			

事務事業仕分表(土木建築部 非公)

項目	部-No.	事務内容	根拠法令	仕分け			備考
				権限 委託	窓口 委託	県実施	
	土71	指定建築設備に係る定期報告の受領	建築基準法 12条2項	○			
	土72	建築物の敷地、構造、建築設備等の台帳整備	建築基準法 12条5項	○			
	土73	建築物の建築、除却の届出受理等	建築基準法 15条1項・3項	○			
	土74	国、都道府県、建築主事を置く市町村の建築物に対する確認	建築基準法 18条3項	○			
	土75	国、都道府県、建築主事を置く市町村の建築物に対する完了検査、中間検査	建築基準法 18条6項・7項・9項・10項	○			
	土76	国、都道府県、建築主事を置く市町村の建築物に対する仮使用の承認	建築基準法 18条13項	○			
	土77	国、都道府県、建築主事を置く市町村の建築物に対する必要な措置要請	建築基準法 18条14項	○			
	土78	都市計画区域等における道路の指定	建築基準法 42条1項4号	○			
	土79	都市計画区域等における道路位置の指定	建築基準法 42条5項	○			
	土80	私道の変更又は廃止の制限	建築基準法 45条1項	○			
	土81	指定確認検査機関からの照会に対する回答・指示	建築基準法 77条の32第1項・2項	○			
	土82	仮設建築物に対する制限の緩和	建築基準法 85条3項・4項	○			
	土83	一定の複数建築物に対する制限の特例認定	建築基準法 86条1項・2項	○			
	土84	公告認定対象区域内における同一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定	建築基準法 86条の2第1項	○			
	土85	一定の複数建築物の認定の取消し	建築基準法 86条の5第2項	○			
	土86	用途の変更に対する確認・完了届の受理	建築基準法 87条1項	○			
	土87	建築設備の確認・検査	建築基準法 87条の2	○			
	土88	工作物の確認・検査（遊技施設を除く）	建築基準法 88条1項・2項	○			
	土89	工事中の特殊建築物に対する措置命令・命令の取消し	建築基準法 90条の2第1項・2項	○			

事務事業仕分表(土木建築部 非公)

項目	部-No.	事務内容	根拠法令	仕分け			備考
				権限移譲	窓口委託	県実施	
	土90	工事中における安全上の措置等に関する計画の届出受付	建築基準法 90条の3	○			
	土91	許可又は確認に関する消防長の同意請求及び確認済通知	建築基準法 93条1項・4項	○			
	土92	書類の閲覧	建築基準法 93条の2	○			
	土93	防火壁の設置を要しない建築物認定	建築基準法施行令 115条1項4号	○			
	土94	前面道路とみなす道路認定	建築基準法施行令 131条の2第2項	○			
	土95	道路位置指定公告・通知	建築基準法施行規則 10条	○			
	土96	災害危険区域内の建築認定	広島県建築基準法施行 条例4条	○			
	土97	がけ付近の建築物の建築認定	広島県建築基準法施行 条例4条2項4号	○			
	土98	特殊建築物等の敷地と道路との関係の建築認定	広島県建築基準法施行 条例13条1項, 14条1 項, 15条1項	○			
	土99	自動車車庫等の出入口と道路との関係の建築認定	広島県建築基準法施行 条例18条2項1号	○			
	土100	既存建築物に対する適用緩和の認定	広島県建築基準法施行 条例20条	○			
	土101	工事監理者の決定又は変更の届出の受付	広島県建築基準法施行 細則6条	○			
	土102	工事監理状況報告書の受付	広島県建築基準法施行 細則7条	○			
	土103	道路位置指定の変更又は廃止及び公告並びに当該申請書の副本の交付	広島県建築基準法施行 細則14条1項・3項	○			
	土104	制限緩和に係る不適合既存建築物等の届出の受付	広島県建築基準法施行 細則30条	○			
	土105	申請書の取下げの届出の受付（知事に提出された申請書に係るもの除く）	広島県建築基準法施行 細則31条	○			
	土106	建築主等の氏名又は住所の変更の届出の受付（知事が許可、認定又は承認したものに係るもの除く）	広島県建築基準法施行 細則32条1項・3項	○			
	土107	建築物等の計画の変更の届出の受付（知事が許可、認定又は承認したものに係るもの除く）	広島県建築基準法施行 細則33条1項	○			
	土108	工事の取りやめの届出の受付（知事が許可、認定又は承認したものに係るもの除く）	広島県建築基準法施行 細則34条	○			

事務事業仕分表(土木建築部 非公)

項目	部-No.	事務内容	根拠法令	仕分け			備考
				権限 移譲	窓口 委託	県 実施	
浄化槽法	土109	浄化槽設置等の届出受理、変更命令等(特定行政庁として)	浄化槽法 5条1項・3項・4項	○			建築確認とセット。
住宅金融公庫法	土110	資金の貸付に係る住宅の工事審査	住宅金融公庫法 17条1項	○			建築確認とセット。
	土111	資金の貸付に係る幼稚園等又は関連利便施設の工事審査	住宅金融公庫法 17条2項	○			
	土112	宅地造成工事審査	住宅金融公庫法 17条4項	○			
	土113	資金の貸付に係る住宅改良の工事審査	住宅金融公庫法 17条5項	○			
	土114	資金の貸付に係る災害復興住宅の工事審査	住宅金融公庫法 17条6項	○			
	土115	資金の貸付に係る地すべり等関連住宅の工事審査	住宅金融公庫法 17条7項	○			
	土116	資金の貸付に係る宅地防災工事の審査	住宅金融公庫法 17条8項	○			
	土117	資金の貸付に係る合理的土地利用耐火建築物等の工事審査	住宅金融公庫法 17条10項	○			
	土118	資金の貸付に係る産業労働者住宅の工事審査	産業労働者住宅金融通法7条	○			
建設工事に係る資材の再資源化等	土119	届出の審査、助言、勧告、命令	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 10条1・2・3項、11条、14条、15条、18条2項、19条、20条、42条1・2項、43条1項	○			建築確認とセット。
建築士の指導等	土120	建築士に関連した一般的な指導及び処分に係る事情聴取及び本庁への報告		○			建築確認とセット。
優良住宅の認定	土121	優良住宅の申請受理、審査、認定	租税特別措置法 28条の4、31条の2、62条の3、63条、68条の69	○			建築確認とセット。
優良宅地造成の認定	土122	優良宅地造成の認定に係る証明及び証明書の交付	優良宅地造成認定事務に関する規則7条2項、10条2項、12条2項	○			租税特別措置法に基づく事務は、特例条例で広島市、呉市及び福山市へ移譲済。
	土123	優良宅地造成の認定	租税特別措置法 28条の4	○			
X 地域の生活基盤に関する事務							
国有財産の管理及び処分	土124	・国有財産法の規定による行政財産の用途廃止等 ・土地改良法の規定による地区編入の承認 ・道路法の規定による交換の同意	国有財産法9条3項	○			
補助金交付	土125	①補助金交付申請書の審査・受理 ②状況報告書の審査・受理 ③実績報告書の審査・受理 ④補助金交付請求書の審査・受理 ⑤補助金の支出等	準用河川制度の改正についてS47.9.7河川局長通達			○	

事務事業仕分表(土木建築部 非公)

項目	部-No.	事務内容	根拠法令	仕分け			備考
				権限移譲	窓口委託	県実施	
土	126	市町村の国庫補助事業に係る報告の徴収、立入検査に関すること	委任規定第1条			○	
	127	補助金等の実績報告に対する確認・指導及び補助事業の適正な執行を目的とした指導				○	
	128	補助事業等の完了について (補助事業実務必携)	通知			○	
	129	公共下水道国庫補助金交付申請、事務費の使途協議等の指導に関すること	適化法5			○	
	130	公共下水道過疎代行事業	過疎法15			○	
	131	急傾斜地崩壊対策事業補助金に係る補助金事務に関すること(申請の受理・審査、交付決定・通知、実績報告の受理・審査・検査、確定・通知)	急傾斜地崩壊対策事業補助金交付規則			○	
	132	都市小河川改修事業補助金に係る ①補助金交付申請書の審査・受理 ②状況報告書の審査・受理 ③実績報告書の審査・受理 ④補助金交付請求書の審査・受理 ⑤補助金の支出等	広島県都市小河川改修事業補助金交付要綱 広島県河川環境整備事業補助金交付要綱			○	
	133	市町村道整備事業費補助金に係る広島県補助金等交付規則に関すること				○	
	134	中国横断自動車道尾道松江線地方協力補助金に係る広島県補助金等交付規則に関すること				○	
	135	中山間地域下水道整備促進費補助事業補助金に係る広島県補助金等交付規則に関すること	委任規則7-4-87			○	
	136	清算金及び仮清算金の徴収又は交付に関すること	委任規則7④69			○	
	137	広島平和記念都市建設事業西部復興土地区画整理事業に伴う事業用地及び保留予定地で処分稟議を経たものの売買契約に関すること	委任規則7④70			○	
	138	処分した事業用地及び保留地の登記の嘱託に関すること	委任規則7④71			○	

X-4 海面、水面の管理に関する事務

公有水面埋立	139	他人の土地に対する立入又は一時使用の許可(申請受理・現地確認・審査・許可等)(海面を除く)	公有水面埋立法14条			○	港湾区域については、港湾管理者が県から市・町に変更になる場合は、新しい港湾管理者である市・町へ権限移譲となる(港湾法第58条第2項)。
	140	しゅん功認可に係る検査(海面を除く)	公有水面埋立法22条			○	
	141	しゅん功認可の告示の日前の工事用以外の工作物の設置許可(申請受理・現地確認・審査・許可等)(海面を除く)	公有水面埋立法23条			○	
	142	工事施行区域内にある物件の除却命令(海面を除く)	公有水面埋立法31条			○	

事務事業仕分表(土木建築部 非公)

項目	部-No.	事務内容	根拠法令	仕分け			備考
				権限 委託	窓口 委託	県実施	
	土143	しゅん功認可に係る検査 (海面を除く)	改正前公有水面埋立法 22条			○	
	土144	しゅん功認可の告示の日前の埋立地使用 (海面を除く)	改正前公有水面埋立法 23条			○	
	土145	埋立地の処分の制限に係る登記の嘱託 (海面を除く)	改正前公有水面埋立法 27条			○	
	土146	埋立地に関する権利承継届出書の受理 (海面を除く)	改正前公有水面埋立法 29条			○	
	土147	工事施行区域内にある物件の除却命令 (海面を除く)	改正前公有水面埋立法 31条			○	
	土148	埋立地に関する権利の譲渡又は設定の許可 (海面を除く)	改正前公有水面埋立法 27条1項			○	
	土149	埋立地に関する処分制限の解除 (海面を除く)	改正前公有水面埋立法 27条1項			○	
	土150	埋立地に関する権利の譲渡又は設定の許可 (海面を除く)	改正前公有水面埋立法 30条			○	
	土151	埋立地に関する処分制限の解除 (海面を除く)	改正前公有水面埋立法 30条			○	
	土152	土地の立入り、一時使用的許可、竣工認可検査、工作物の設置許可等 (海面に限る)	公有水面埋立法 14条, 22条, 23条, 27 条, 31条			○	
一般海域	土153	土地の立入り、一時使用的許可、竣工認可検査、工作物の設置許可等 (海面に限る)	改正前公有水面埋立法 14条, 22条, 23条, 27 条, 29条, 30条, 31条 改正前公有水面埋立法 施行令7条			○	市町界付近の案件は県と協議の上、管轄自治体を決めて処理。
	土154	海域の占用許可（申請書受理→審査・確認→進達→許可書受理→許可書通知）	広島の海の管理に関する条例3条	○			
プレジャーポート係留保管	土155	使用者、工事等の届出（届出受理→審査・確認）	広島の海の管理に関する条例施行規則3条	○			河川管理権限、港湾管理権限と切り離して移譲。 本庁権限である重点放置禁止区域指定、暫定係留区域指定の権限も移譲（重点放置規制区域指定にあたり県の同意は必要）。
	土156	プレジャーポート所有者等の届出受理	広島県プレジャーポートの係留保管の適正化に関する条例7条	○			
	土157	届出済証の交付	広島県プレジャーポートの係留保管の適正化に関する条例8条	○			
	土158	所有者の届出、重点放置禁止区域内の放置に対する指導に関すること	広島県プレジャーポートの係留保管の適正化に関する条例7条	○			
	土159	重点放置禁止区域の標識・看板の設置に関すること	広島県プレジャーポートの係留保管に関する条例施行規則5条	○			
港湾振興	土160	福山港における土地分譲	公有財産管理規則 7条, 41条			○	
	土161	福山港におけるポートセールス				○	

事務事業仕分表(土木建築部 非公)

項目	部-No.	事務内容	仕分け			備考			
			権限	窓口 委託	県実施				
管理運営方法を検討するもの									
施設管理に関する事務									
県営住宅の 管理	土162	入居者の収入確認	公営住宅法34条		○	指定管理者制度を活用。行政決定権限は県実施。			
	土163	入居手続、入居者決定等	広島県県営住宅設置及び管理条例9条、12条他		○				
	土164	入居手続、入居者決定等	広島県県営住宅管理規則3条他		○				
	土165	住宅敷地の使用	県営住宅敷地内自動車保管に関する取扱要領5条		○				
	土166	県営住宅用地の使用許可	行政財産使用規則3条		○				
	土167	建替、用途廃止及び住戸改善事業の損失補償	委任規則7④80		○				
都市公園の 管理	土168	公園施設の設置又は管理の許可申請に関すること (広島県立びんご運動公園)	都市公園法 5条2項		○	指定管理者制度を活用。行政決定権限は県実施。			
	土169	占用許可、変更の申請に関すること (広島県立びんご運動公園)	都市公園法 6条1項・3項		○				
	土170	原状回復等の指示に関すること (広島県立びんご運動公園)	都市公園法 10条2項		○				
	土171	法律違反者等に対する監督処分に関するこ (広島県立びんご運動公園)	都市公園法 11条1項		○				
	土172	許可を受けた者に対する監督処分に関するこ (広島県立びんご運動公園)	都市公園法 11条2項		○				
	土173	略式代執行に関するこ (広島県立びんご運動公園)	都市公園法 11条3項		○				
	土174	監督処分に伴う損失の補償に関するこ (広島県立びんご運動公園)	都市公園法 12条1項		○				
	土175	公園施設の設置又は管理の許可申請に関するこ (広島県立みよし公園)	都市公園法 5条2項		○				
	土176	占用許可、変更の申請に関するこ (広島県立みよし公園)	都市公園法 6条1項・3項		○				
	土177	原状回復等の指示に関するこ (広島県立みよし公園)	都市公園法 10条2項		○				
	土178	法律違反者等に対する監督処分に関するこ (広島県立みよし公園)	都市公園法 11条1項		○				
	土179	許可を受けた者に対する監督処分に関するこ (広島県立みよし公園)	都市公園法 11条2項		○				

事務事業仕分表(土木建築部 非公)

項目	部-No.	事務内容	根拠法令	仕分け			備考
				権限	窓口	県実施 委託	
	土180	路式代執行に関すること (広島県立みよし公園)	都市公園法 11条3項			○	
	土181	監督処分に伴う損失の補償に関すること (広島県立みよし公園)	都市公園法 12条1項			○	
	土182	行為の許可、変更の許可申請に関すること (広島県立みよし公園)	広島県都市公園条例 2条1項			○	
	土183	条例違反者等に対する処分、措置命令に関すること (広島県立みよし公園)	広島県都市公園条例 7条1項			○	
	土184	許可を受けた者に対する処分、措置命令に関すること (広島県立みよし公園)	広島県都市公園条例 7条2項			○	
	土185	使用料の徴収に関すること(有料公園施設、設備) (広島県立みよし公園)	広島県都市公園条例 8条1項			○	
	土186	土地等の使用料の徴収に関すること (広島県立みよし公園)	広島県都市公園条例 9条1項			○	
	土187	使用料の減免申請に関すること(減免処分を除く) (広島県立みよし公園)	広島県都市公園条例 10条			○	
	土188	使用料還付に関すること (広島県立みよし公園)	広島県都市公園条例 11条			○	
	土189	行為の許可、変更の申請に関すること (広島県立びんご運動公園)	広島県都市公園条例 2条1項			○	
	土190	条例違反者等に対する処分、措置命令に関すること (広島県立びんご運動公園)	広島県都市公園条例 7条1項			○	
	土191	許可を受けた者に対する処分、措置命令に関すること (広島県立びんご運動公園)	広島県都市公園条例 7条2項			○	
	土192	利用料金の徴収に関すること(有料公園施設、設備) (広島県立びんご運動公園)	広島県都市公園条例 8条1項			○	
	土193	土地等の使用料の徴収に関すること (広島県立びんご運動公園)	広島県都市公園条例 9条1項			○	
	土194	使用料等の減免申請に関すること(減免処分を除く) (広島県立びんご運動公園)	広島県都市公園条例 10条			○	
	土195	使用料等還付に関すること (広島県立びんご運動公園)	広島県都市公園条例 11条			○	
	土196	利用料金の額の承認に関すること (広島県立びんご運動公園)	広島県都市公園条例 14条2項			○	
	土197	土地等の使用料の徴収方法に係る分納又は後納に関すること (広島県立びんご運動公園)	広島県都市公園条例施行規則9条3項			○	
	土198	土地等の使用料の徴収方法に係る分納又は後納に関すること (広島県立みよし公園)	広島県都市公園条例施行規則9条3項			○	

事務事業仕分表(土木建築部 非公)

項目	部-No.	事務内容	仕分け			備考
			権限 委託	窓口 委託	県 実施	
	土199	利用期間等の変更に関すること (広島県立びんご運動公園)	広島県立びんご運動公園管理運営規則3条2項		○	
	土200	有料公園施設等の利用の許可申請に関すること (広島県立びんご運動公園)	広島県立びんご運動公園管理運営規則4条1項		○	
	土201	利用許可の取消し又は利用の制限に関すること (広島県立びんご運動公園)	広島県立びんご運動公園管理運営規則10条		○	
	土202	入園拒否に関すること (広島県立びんご運動公園)	広島県立びんご運動公園管理運営規則13条1項		○	
	土203	退去命令に関すること (広島県立びんご運動公園)	広島県立びんご運動公園管理運営規則13条2項		○	
	土204	損害賠償に関すること (広島県立びんご運動公園)	広島県立びんご運動公園管理運営規則14条1項		○	
	土205	公開日及び公開時間の変更に関すること (広島県立みよし公園)	広島県立みよし公園管理運営規則3条2項		○	
	土206	有料公園施設等の利用の許可申請に関すること (広島県立みよし公園)	広島県立みよし公園管理運営規則4条		○	
	土207	利用許可の取消し又は利用の制限に関すること (広島県立みよし公園)	広島県立みよし公園管理運営規則10条		○	
	土208	入園拒否に関すること (広島県立みよし公園)	広島県立みよし公園管理運営規則13条1項		○	
	土209	退去命令に関すること (広島県立みよし公園)	広島県立みよし公園管理運営規則13条2項		○	
	土210	損害賠償に関すること (広島県立みよし公園)	広島県立みよし公園管理運営規則14条1項		○	
下水道の管理	土211	広島県立みよし公園の維持修繕に関すること	委任規則7④82		○	
	土212	広島県立びんご運動公園の維持修繕に関すること	委任規則7④82		○	
	土213	下水道法の事業認可の指導に関すること	下水道法3条		○	
	土214	流域下水道事業に関すること（管理課の所掌に属するものを除く。）	下水道法25条2項 行政組織規則26, 26-5, 26-6		○	指定管理者制度等を活用。行政決定権限は県実施。
	土215	流域下水道の維持補修に関すること	下水道法25条2項 行政組織規則26, 26-5, 26-6		○	
	土216	流域下水道の管理に関すること	下水道法25条2項 行政組織規則26, 26-5, 26-6		○	

事務事業仕分表(土木建築部 公共)

項目		事務内容	仕分け 権 限 移 譲	県 実 施	備考
X 地域の生活基盤に関する事務					
X-2 交通基盤の整備に関する事務					
道路・街路の整備、維持及び管理	土木公共- 1	指定区間外国道及び県道に係る通行制限・禁止等法令に基づく管理		○	○道路管理者である県で実施する。
	土木公共- 2	指定区間外国道及び県道に係る維持修繕(別途、県が具体的な範囲を定める)		○	○事務処理特例条例等の手法(私法上の委託を含む)を活用し、市町の規模・能力を勘案しながら、計画期間を通じて移譲を進める。具体には、管理権を伴う業務や予算の一元的な管理を必要とする工事等を除き、市町による事業実施を進めていく。
	土木公共- 3	指定区間外国道及び県道に係る道路事業(設計・積算や用地買収・補償等を含む) ①道路事業(単県:国補と関連したもの等を除く) ②道路事業(国補)及び国補と関連した単県道路事業	①	②	①事務処理特例条例等の手法(私法上の委託を含む)を活用し、市町の規模・能力を勘案しながら、計画期間を通じて移譲を進める。具体には、単県道路事業について、路線の性格、各種プロジェクトとの関連性、技術的難易度等を勘案しながら、市町による事業実施を進めていく。 ②県で実施する。
	土木公共- 4	指定区間外国道及び県道に係る災害復旧		○	○道路管理者である県で実施する。
	土木公共- 5	市町工事の指導、補助金の交付申請書・実績報告書等の審査、報告の徴収、検査等		○	○県で実施する(市町指導・助言事務については、県の関与は段階的に縮減する)。
港湾の整備、維持及び管理 県管理地方港湾	土木公共- 6	占用許可等法令に基づく管理 ①地域的に利用される地方港湾 ②広域的に利用される地方港湾 ※桟橋や旅客施設の管理、使用料の徴収等は、事務委託により市町に移譲済み	①	②	・地域的に利用されるものと広域的に利用されるものを整理する(以下、同じ)。 ①施設整備が必要なものを除き、計画期間を通じて管理者の変更を進めていく(管理者変更までの間は、事務委託で市町に委託したものは市町、その他は県で実施する)。 ②港湾管理者である県で実施する。
	土木公共- 7	地方港湾の維持修繕 ①地域的に利用される地方港湾 ②広域的に利用される地方港湾 ※市町に事務委託した施設の1件百万円未満の維持修繕は市町に移譲済み	① ●	②	①管理者変更により移譲する ●管理者変更までは原則として県で実施するが、港湾土木技術の特殊性等を踏まえながら、可能なものについては事務処理特例条例等の手法(私法上の委託を含む)を活用して市町による事業実施を進めていく。 ②港湾管理者である県で実施する。
	土木公共- 8	地方港湾の施設整備(単県、国補) ①地域的に利用される地方港湾 ②広域的に利用される地方港湾	① ●	②	①管理者変更により移譲する ●管理者変更までは原則として県で実施するが、単県施設整備については、港湾土木技術の特殊性等を踏まえながら、可能なものについては事務処理特例条例等の手法(私法上の委託を含む)を活用して市町による事業実施を進めていく。 ②港湾管理者である県で実施する。
	土木公共- 9	地方港湾の災害復旧 ①地域的に利用される地方港湾 ②広域的に利用される地方港湾	①	②	①管理者変更により移譲する(管理者変更までは、県で実施する)。 ②港湾管理者である県で実施する。

事務事業仕分表(土木建築部 公共)

項 目		事 務 内 容	仕分け		備 考			
			権限移譲	県実施				
X 地域の生活基盤に関する事務								
X-3 住民の生命財産保全に関する事務								
海岸保全区域の管理及び海岸保全施設の整備、維持及び管理 地方港湾の港湾海岸	土木公共-10	港湾区域内の海岸保全区域における占用許可、工事原因者への工事命令等法令に基づく管理 ①地域的に利用される地方港湾の区域内 ②広域的に利用される地方港湾の区域内	①	②	①施設整備が必要なものを除き、計画期間を通じて、港湾管理者変更と一体に海岸管理者の変更を進めていく（管理者変更までの間は、県で実施する）。 ②海岸管理者である県で実施する。			
	土木公共-11	港湾区域内の海岸保全施設の維持修繕 ①地域的に利用される地方港湾区域内 ②広域的に利用される地方港湾区域内	①●	②	①港湾管理者変更と一体に海岸管理者変更により移譲する ●管理者変更までは、原則として県で実施するが、事務処理特例条例等の手法（私法上の委託を含む）を活用して市町による事業実施を進めていく。 ②海岸管理者である県で実施する。			
	土木公共-12	港湾区域内の海岸保全施設の施設整備 ①地域的に利用される地方港湾区域内 ②広域的に利用される地方港湾区域内	①	②	①港湾管理者変更と一体に海岸管理者変更により移譲する（管理者変更までは、原則として県で実施する）。 ②海岸管理者である県で実施する			
	土木公共-13	港湾区域内の海岸保全施設の災害復旧 ①地域的に利用される地方港湾区域内 ②広域的に利用される地方港湾区域内	①	②	①港湾管理者変更と一体に海岸管理者変更により移譲する（管理者変更までは、県で実施する）。 ②海岸管理者である県で実施する。			
海岸保全施設の整備、維持及び管理 建設海岸	土木公共-14	海岸保全区域（旧建設省所管分）に係る占用許可、工事原因者への工事命令等法令に基づく管理	○		○施設整備が必要なものを除き、海岸法5条2項の適用方法等を検討し、計画期間を通じて管理者変更を進めていく（管理者変更を行うまでの間は、県で実施する）。			
		海岸保全区域（旧建設省所管分）に係る ①占用許可等日常的管理 ②工事原因者への工事命令等	①	②	①海岸法5条2項による管理者変更を行うまでの間においても、海岸法5条6項により移譲可能な事務は権限移譲を進めていく。 ②管理者変更までの間は、県で実施する（海岸法5条6項、海岸法施行令1条の4により移譲できない事務）			
	土木公共-15	海岸保全区域（旧建設省所管分）内の海岸保全施設の維持修繕	○●		○管理者変更により移譲する。 ●管理者変更までは、原則として県が実施するが、事務処理特例条例等の手法（私法上の委託を含む）を活用した市町による事業実施を進めていく。			

事務事業仕分表(土木建築部 公共)

項目		事務内容	仕分け 権限 移譲	県 実施	備考
	土木公共-16	海岸保全区域（旧建設省所管分）内の海岸保全施設の施設整備	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	○管理者変更により移譲する（管理者変更までは、原則として県で実施する）。
	土木公共-17	海岸保全区域（旧建設省所管分）内の海岸保全施設の災害復旧	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	○管理者変更により移譲する（管理者変更までは、県で実施する）。
海岸保全施設の整備、維持及び管理 一般公共海岸	土木公共-18	一般公共海岸区域に係る占用許可等法令に基づく管理	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	○海岸法37条の3第3項による海岸管理者の変更を進めていく（管理者変更までは、県で管理する）。
河川の整備、維持及び管理	土木公共-19	占用許可・工作物設置許可等法令に基づく管理	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	○河川管理者である県で実施する。なお、河川敷の利用については、市町の包括占用許可制度の利用を促進していく。
	土木公共-20	維持修繕 ①市町の区域内で水系が完結する2級河川 ②1級河川の県管理区間及び水系が市町の区域を越える2級河川	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	①事務処理特例条例等の手法（私法上の委託を含む）を活用し、市町の規模・能力を勘案しながら、計画期間を通じて移譲を進める。 具体には、床止工等の重要構造物の補強・補修工事を除き、市町による事業実施を進めていく。 ②河川管理者である県で実施する。
	土木公共-21	河川改良等の工事実施 ①市町の区域内で水系が完結する2級河川 ②1級河川の県管理区間及び水系が市町の区域を越える2級河川	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	①事務処理特例条例等の手法（私法上の委託を含む）を活用し、市町の規模・能力を勘案しながら、計画期間を通じて移譲を進める。 具体には、単県事業のうち、一定の計画に基づくものを除き、護岸補強等の工事について、市町による事業実施を進めていく。 ②河川管理者である県で実施する。
	土木公共-22	災害復旧	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	○河川管理者である県で実施する。
	土木公共-23	市町工事の指導、補助金の交付申請書・実績報告書等の審査、報告の徴収、検査等	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	○県で実施する。

事務事業仕分表(土木建築部 公共)

項目		事務内容	仕分け 権限 移譲	県 実施	備考
砂防施設の整備、維持及び砂防指定地の管理	土木公共-24	砂防指定地内の許認可等法令に基づく管理	※		※指定地内における占用許可等の管理権限については、国に対する制度改正の提案を行うとともに、県としても市町で実施できる仕組みの検討を行い、計画期間を通じて、移譲可能と判断された事務から移譲を進めていく。
	土木公共-25	砂防施設の維持修繕	○		○砂防法9条は市町による工事請負を禁止しており、県で実施する。 今後、県としても市町で実施できる仕組みの検討を行い、国に制度改正を提案していく。
	土木公共-26	砂防施設の施設整備（単県、国補）	○		○砂防法9条は市町による工事請負を禁止しており、県で実施する。 今後、県としても市町で実施できる仕組みの検討を行い、国に制度改正を提案していく。
	土木公共-27	砂防施設の災害復旧	○		○砂防法9条は市町による工事請負を禁止しており、県で実施する。 今後、県としても市町で実施できる仕組みの検討を行い、国に制度改正を提案していく。
急傾斜地崩壊防止施設の整備、維持及び指定地の管理	土木公共-28	急傾斜地崩壊危険区域の指定及び指定地内の許認可等法令に基づく管理	※		※指定区域内における占用許可等の管理権限については、国に対する制度改正の提案を行うとともに、県としても市町で実施できる仕組みの検討を行い、計画期間を通じて、移譲可能と判断された事務から移譲を進めていく。
	土木公共-29	急傾斜地崩壊防止施設の維持修繕	○		○事務処理特例条例等の手法（私法上の委託を含む）を活用し、市町の規模・能力を勘案しながら、計画期間を通じて移譲を進める。具体には、技術的に難易度の高い修繕工事を除き、市町による事業実施を進めていく。 今後、市町による事業実施の拡大について検討を行い、国に制度改正を提案していく。
	土木公共-30	急傾斜地崩壊防止施設の施設整備（国補）	○		○県で実施する。なお、本県では単県事業を行っていないが、市町事業に対する単県補助制度を設けており、この補助制度を利用した市町による事業実施を進めていく。 今後、市町による事業実施の拡大について検討を行い、国に制度改正を提案していく。
	土木公共-31	急傾斜地崩壊防止施設の災害復旧	○		○県で実施する。 今後、市町による事業実施の拡大について検討を行い、国に制度改正を提案していく。
	土木公共-32	市町工事の指導、補助金の交付申請書・実績報告書等の審査、報告の徴収、検査等	○		○県で実施する。

事務事業仕分表(土木建築部 公共)

項目		事務内容	仕分け 権限 移譲	県 実施	備考
地すべり防止施設の整備、維持及び指定地の管理	土木公共-33	地すべり防止区域内の許認可等法令に基づく管理	※		※指定地内における占用許可等の管理権限については、国に対する制度改正の提案を行うとともに、県としても市町で実施できる仕組みの検討を行い、計画期間を通じて、移譲可能と判断された事務から移譲を進めていく。
	土木公共-34	地すべり防止施設の維持修繕			○技術的に難易度の高い工事であり、当面県で実施する。 今後、県としても市町で実施できる仕組みの検討を行い、国に制度改正を提案していく。
	土木公共-35	地すべり防止施設の施設整備 (単独、国補)			○技術的に難易度の高い工事であり、当面県で実施する。 今後、県としても市町で実施できる仕組みの検討を行い、国に制度改正を提案していく。
	土木公共-36	地すべり防止施設の災害復旧			○技術的に難易度の高い工事であることから、当面県で実施する。 今後、県としても市町で実施できる仕組みの検討を行い、国に制度改正を提案していく。
ダム建設 ダム管理	土木公共-37	・梶毛ダムの建設工事 ・福島ダムの建設工事 ・仁賀ダムの建設工事 ・野間川ダムの建設工事 ・山田川ダムの建設工事			○技術的に難易度の高い工事であり、県で実施する。
	土木公共-38	・魚切ダムの管理 ・野呂川ダムの管理 ・椋梨ダムの管理 ・四川ダムの管理			○管理に高度な技術を要することから、県で実施する。

事務事業仕分表(その他)

項目	部-No.	事務内容	仕分け			備考			
			権限	窓口	県実施				
III 事業活動の規制に関する事務									
III-1 事業活動の許可等に関する事務									
商工業	商 1	【本庁事務】商工会議所法に基づく負担金賦課の許可、定款変更の許可、収支決算書等の受理、検査等	商工会議所法 7条2項1・2号 10条2・3項 12条1項 46条2・4項 57条 58条1項 59条1・4項	○		いずれも、第一次権限移譲計画に記載されている事務（商工会議所法・商工会法に基づく権限は補助事業と一体的に移譲）			
	商 2	【本庁事務】商工会法に基づく設立の認可、定款変更の認可、総会招集の承認、検査等	商工会法 23条1項 24条 42条5項 44条2・4項 48条5項 49条 50条1項 51条 52条2項 52の2条2・5項 53条 54条1・2・4項 55条	○					
	商 3	【本庁事務】大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の新設届の受理、届出事項の変更届の受理、地位承継届の受理、報告徴収等	大規模小売店舗立地法 3条2項 5条1・3項 6条1・2・3・5・6項 7条3項 8条1・2・3・4・6・7・8項 9条1・3・4・5・7項 11条3項 12条 14条	○					
	商 4	【本庁事務】工場立地法に基づく特定工場の新設届の受理、届出事項の変更届の受理、地位承継届の受理等	工場立地法 4条の2第1項 6条1項 7条1項 8条1項 9条 10条1項 11条2項 12条 13条3項	○					
その他									
旅券	総 1	一般旅券の申請受理及び交付	旅券法の一部を改正する法律 〔平成16年法律第98号、施行は公布日（H16.6.9）から2年以内〕	△	○	法改正の趣旨は、旅券に関し都道府県が処理することとされる事務について、市町村等においても処理を可能とするもの。 いくつかの市に窓口を設置することを検討。			

事務事業仕分表(その他)

項 目	部-No.	事 務 内 容	根拠法令	仕分け			備 考
				権限移譲	窓口委託	県実施	
文化財保護	教 1	【本庁事務】埋蔵文化財の発掘調査の届出受理等	文化財保護法	○			いずれも、第一次権限移譲計画に記載されている事務
	教 2	【本庁事務】埋蔵文化財等の土木工事等のための発掘届出受理等	文化財保護法	○			
	教 3	【本庁事務】史跡名勝天然記念物の現状変更許可等	文化財保護法	○			

広島県分権改革推進審議会・小委員会委員

分野	役職・氏名(敬称略)	審議会	小委員会
県議会	広島県議會議員 大山 広司	○	
	広島県議會議員 平 浩介	○	○
市町村	三次市長 吉岡 広小路	○	○
	廿日市市長 山下 三郎	○	
	佐伯郡大柿町長 (16年11月1日から江田島市長職務執行者) 高田郡甲田町長 (16年2月29日まで)	平口 武 今井 正	○ (○)
	山県郡加計町長 (16年3月26日から16年9月30日まで)	佐々木 清藏	(○) (○)
	賀茂郡豊栄町長 (16年10月1日から)	家森 建昭	○ ○
	中国経済連合会会長 高須 司登	会長	
経済界	広島県商工会議所連合会会頭 (16年10月31日まで)	池内 浩一	(○) (○)
	広島県商工会連合会会長 加島 英俊	○	○
	広島経済同友会代表幹事 大田 哲哉	○	○
	広島県農業協同組合中央会会长 児玉 静秋	○	○
	中国・地域づくり交流会事務局長 浅野 ジュン	○	
学識 経験等	広島経済大学教授 上田 みどり	○	
	広島女学院大学助教授 折登 美紀	○	○
	広島大学大学院社会科学研究科長 川崎 信文	○	委員長代理
	広島大学教育学部教授 河野 和清	○	
	広島県民生委員児童委員協議会会长 櫻井 正弥	○	○
	広島県国民健康保険団体連合会常務理事 佐古 清進	○	○
	弁護士 椎木 夕力	○	
	安田女子大学助教授 戸井 佳奈子	○	○
	社団法人中国地方総合研究センター理事長 櫟本 功	会長代理	委員長
	財団法人広島県女性会議理事長 檜山 洋子	○	
	日本労働組合総連合会 広島連合会会长 宮地 稔	○	○
	中国新聞社代表取締役副社長 山本 一隆	○	○
	合計	24人	15人

審議経過

1 審議会

回次	期日	審議事項
第1回	H15.7.14	・会長選出について ・知事からの諮問 ・地方制度調査会西尾副会長講演 等
第2回	H15.9.29	・小委員会報告について ・今後の財政収支見通しと財政健全化への課題について
第3回	H15.10.23	・事務事業の見直し及び行政改革に係る大まかな案に関する中間報告について
第4回	H16.2.9	・「分権システム推進計画」骨格案について ・次期「行政システム改革推進計画」骨格案について
第5回	H16.8.10	・都道府県のあり方に関する中間報告について
第6回	H16.11.2	・審議会答申について

2 小委員会

回次	期 日	審 議 事 項
第1回	H15. 8. 12	・県の組織概要、事務事業見直し基準、主要論点等について
第2回	H15. 8. 22	・事務事業見直しについて（環境部門、福祉保健部門）
第3回	H15. 8. 23	・事務事業見直しについて（商工労働部門、教育部門）
第4回	H15. 8. 26	・事務事業見直しについて（農林水産部門（基盤整備）、土木建築部門）
第5回	H15. 9. 2	・事務事業見直しについて（農林水産部門（基盤整備以外）） ・地域事務所のあり方について
第6回	H15. 9. 17	・小委員会報告案について ・広島県財政の現状と今後の財政収支見通しについて
第7回	H15. 10. 11	・行財政の健全化に向けての方向性について
第8回	H15. 12. 19	・行政システム改革について
第9回	H15. 12. 24	・都道府県改革の背景・必要性について ・都道府県再編のあり方・方向性について ・財政健全化の具体化策について
第10回	H16. 1. 27	・「分権システム推進計画（仮称）」骨格案について ・地方財政計画の影響と財政健全化への取組について 等
第11回	H16. 4. 30	・道州制の意義及び道州等の役割と権限について ・国の地方支分部局のあり方について 等
第12回	H16. 6. 4	・道州制の区域のあり方等について 等
第13回	H16. 7. 9	・都道府県のあり方に関する中間報告（案）について
第14回	H16. 9. 16	・地域事務所の再編について ・基礎自治体への事務事業の移譲について ・今後の財政収支見通しについて
第15回	H16. 10. 9	・道州制における税財政制度等について ・地域事務所の再編について
第16回	H16. 10. 20	・道州制における今後の取組み等について ・地域事務所の再編について
第17回	H16. 10. 28	・最終報告（案）について
第18回	H16. 10. 29	・最終報告（案）について